

平成18年11月宮崎県定例県議会

平成17年度普通会計決算特別委員会
生活福祉分科会会議録

平成18年11月29日～12月1日

場 所 第1委員会室

平成18年11月29日（水曜日）

午後3時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第7号 平成17年度決算の認定について

出席委員（8人）

主	査	中野一則	
副	主	査	宮原義久
委	員	川添睦身	
委	員	黒木次男	
委	員	井本英雄	
委	員	内村仁子	
委	員	太田清海	
委	員	井上紀代子	

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

地域生活部

地域生活部長	村社秀継
地域生活部次長 (文化・啓発担当)	黒岩正博
地域生活部次長 (地域政策担当)	黒木康年
地域生活部次長 (交通・情報・国際担当)	山田教夫
部参事兼生活・文化課長	日高勝弘
交通安全対策監	湯地幸一
文化・文教企画監	岡村巖
青少年男女参画課長	河野雄三
男女共同参画監	舟田美揮子
人権同和対策課長	田原新一
市町村課長	江上仁訓
地域振興課長	鈴木康正

総合交通課長	加藤裕彦
情報政策課	渡邊靖之
電子県庁対策監	富永博章
国際政策課長	岡崎吉博
市町村合併支援室長	橋口貴至

事務局職員出席者

議事課主幹	野間純利
総務課主任主事	児玉直樹

○中野主査 ただいまから普通会計決算特別委員会生活福祉分科会を開会いたします。

まず、分科会日程についてであります。日程につきましては、お手元に日程案が配付してありますが、御承知のとおり、開会がおくれましたので、本日は説明を聞いて、あした以降は予定どおり10時開会ということで進めてまいりたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、先日開催されました主査会について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。お手元に配付してあります分科会説明要領により行われますが、説明については、目の執行残が100万以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また主要施策の成果は主なものについて説明があると思っておりますので、審査に当たりましてはよろしく願いいたします。

次に、監査委員への説明を求める必要が生じた場合の審査の進め方についてであります。その場合、主査において他の分科会との時間調整を行った上で質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしく願いいた

します。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時3分再開

○中野主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成17年度決算について執行部の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○村社地域生活部長 それでは、平成17年度の決算につきまして、お手元の「決算特別委員会資料」に基づき御説明をいたしたいと思ひます。

1ページをお開きいただきたいと思ひます。地域生活部の事業につきまして、宮崎県総合長期計画の施策体系の表に沿ってまとめております。将来像、分野ごとの社会像、施策の基本方向とございますけれども、私からは、この施策の基本方向ごとに概要を説明させていただきたいと思ひます。

初めに、総合長期計画の5つの将来像のうち、「未来を拓く人が育つ社会」についてでございます。

まず、「心豊かでたくましく行動力に富んだ健全な青少年の育成」といたしまして、「家庭の日」強化推進事業により、家庭の教育力の向上を図るとともに、「わくわく少年の旅21」の派遣や、宮崎・韓国青少年国際交流等によりまして、各種の交流や体験活動を通じて、青少年の自主性、協調性、連帯意識等の向上を図ったところでございます。

次に、「学校教育を支える基盤整備の推進」といたしまして、私立学校振興費補助によりまして、保護者の経済負担の軽減を初め、私立学校の経営基盤の安定や教職員の資質向上、建学の

精神を生かした特色ある学校づくりを推進したところであります。

次の「だれもが社会貢献への活動に参加できる環境の整備」では、ボランティアセンター整備促進やNPO活動支援センター設置によりまして、NPOやボランティア活動を促進いたしますとともに、本年3月にはNPOとの協働指針を策定し、NPOと行政との協働の推進を図ったところでございます。

次に、「男女共同参画社会づくり」であります。男女共同参画フェスタ開催等の県民意識の啓発や、男女共同参画センター運営により、男女平等意識の確立や推進体制の充実を図るとともに、女性による元気な宮崎づくりにより、女性の社会参画の推進を図ったところでございます。

2ページをお開きいただきたいと思ひます。

「人権意識の高揚と差別意識の解消」といたしまして、人権啓発フェスティバルの開催や、宮崎県人権啓発協会への委託事業により、人権教育・啓発や同和対策の推進を図ったところでございます。

続きまして、将来像「快適な環境を享受できる社会」についてであります。地球温暖化防止に貢献する社会づくり」といたしまして、新エネルギー普及拡大を図るとともに、「地域の特性を生かした美しいみやざきづくり」といたしまして、土地利用基本計画の適切な管理運営と地価調査の実施に努めたところでございます。

次に、将来像「安全で安心して暮らせる社会」についてであります。

まず、「安全で安心なまちづくり」といたしまして、昨年10月5日の「宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」の施行を初め、県民、事業者、行政が一体となった県民会議の運営な

どによりまして、安全で安心なまちづくりの推進を図ったところであります。また、若年層や高齢者など幅広い年代層を対象に交通安全教育を実施し、交通安全対策の推進を図るとともに、依然として高どまりにあります消費生活相談に対応するため、消費生活センター運営や消費者被害防止特別対策により、消費者の自立や消費者被害の未然防止に努めたところでございます。

3 ページをお開きいただきたいと思ひます。

次に、「交流・連携が活発に行われ豊かさを享受できる社会」についてであります。

まず、「広域交通ネットワークづくり」といたしまして、各公共交通機関の利用促進や国・関係会社への要望活動など、陸海空の輸送機能の維持充実を図る取り組みを進めたところであります。また、地方バス路線等運行維持対策等によりまして、県民の日常生活に必要な地方バス路線や鉄道などの地域交通ネットワークづくりに努めたところでございます。

次に、「情報通信環境の整備・充実」及び「様々な分野での情報化の推進」についてであります。全県ブロードバンド環境整備や移動通信用鉄塔整備等によりまして、高度情報通信環境の整備充実、情報通信格差の是正に取り組みますとともに、宮崎情報ハイウェイ21の利活用推進等に取り組み、産業の活性化や県民生活の利便性向上に努めたところであります。

次に、「元気のいい地域づくり」でございますが、元気のいい地域づくり総合支援事業によりまして、複数の市町村や過疎地域市町村が取り組む地域づくり事業に対しまして、ハード、ソフト両面から支援を行うとともに、地方拠点都市地域中核施設整備事業により、先般オープンいたしました都城市総合文化ホール整備事業への補助を行っておるところでございます。

4 ページをお開きいただきたいと思ひます。

「個性的な地域づくりを担う基盤の整備」としまして、市町村合併後の一体的なまちづくり等を支援する市町村合併支援事業を行うとともに、合併新法のもとでの自主的な市町村合併の議論を深めていただくために、宮崎県市町村合併推進構想を本年3月に策定したところであります。

次に、「国際感覚豊かな人材の育成」といたしまして、外国青年招致や、みやざき国際実践塾により、県民の国際理解の推進や国際化を担う人材・団体の育成を図るとともに、アンニョンハセヨ！韓国理解相互支援や宮崎国際人活動支援により、多彩な分野における交流や県民の多文化共生に関する意識を啓発し、国際交流・協力の推進と多文化共生社会づくりを推進したところでございます。

最後に、「多様な主体による多彩な文化の振興」についてであります。第10回宮崎国際音楽祭や、県文化賞、若山牧水賞の実施などを通じ、県民の多様な文化活動の促進と心豊かな県民生活の創造に努めたところでございます。

次に、5 ページをごらんいただきたいと思ひます。平成17年度の決算の状況についてであります。地域生活部全体といたしましては、この表の一番下の欄でございますが、予算額168億489万8,000円、支出済額167億1,221万2,783円、明許繰越額3,668万6,000円、事故繰越額131万1,000円、繰越額合計3,799万7,000円、不用額は5,468万8,217円となりまして、執行率は99.4%であります。

次に、資料の最後のページ、33ページをお開きいただきたいと思ひます。

地域生活部の平成17年度監査結果報告書指摘事項についてであります。監査における指摘事項は1件でございます。これは、記載してあり

ますように、宮崎情報ハイウェイ21使用料について、調定の時期がおくれているものがあつたことについて指摘を受けたものでありますが、調定時期に係るチェック体制を強化するなど、改善措置を講じたところであります。

以上、概要について御説明いたしました、詳細につきましては、この後、各課長より説明いたしますので、御審議のほどよろしく願ひいたします。

○日高生活・文化課長 それでは、生活・文化課の平成17年度決算の概要について御説明いたします。

今、見ていただきましたお手元の「平成17年度決算特別委員会資料」の5ページをお願いいたします。生活・文化課の決算の状況につきましては、予算額70億7,310万円、支出済額70億6,964万2,436円、不用額345万7,564円となりまして、執行率は99.9%であります。なお、翌年度への繰り越しはありません。

次に、事項別の執行状況であります。生活・文化課は7ページから13ページであります、目の執行残が100万円以上のものはありませんが、執行率が90%未満のものが1件ございますので、説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。目の諸費でございますが、執行率が87.1%でありまして、不用額は3万2,869円でございますが、需用費などの執行残が生じたことにより、執行率が90%を下回つたものであります。

次に、平成17年度の主要施策の成果について御説明いたします。今回、主要施策の成果に関する報告書の記載が変更になりましたので、私の方から、まず初めに、変更点と各課の説明方法について御説明いたします。

この厚い成果報告書をごらんいただきたいと

思います。これを表紙から4枚めくっていただきまして、目次の次のページをごらんいただきたいと思ひます。

ここに今回の変更点について記載されているとおりなんですが、具体的に生活・文化課の報告書をごらんいただきながら説明いたしますので、この報告書の36ページをお開きください。

36ページの上から5行目になりますが、大きな3、「生涯を通して学び、社会に貢献する人が育つ社会」から、その2行下の(1)NPO、ボランティア活動の支援まで、これが施策体系でありますけれども、これは「元気みやざき創造計画」の施策体系によりこういった記載をしております。なお、続きます説明に当たりましては、時間の都合もございますので、施策体系の中の一番下の両括弧となっているところから始めさせていただきます。

次に、この下の施策の目標であります、これは政策評価の作業におきまして、個々の施策ごとに各課で施策評価シートというのを作成しております、この施策評価シートから引用したものでございます。なお、この施策評価シートにつきましては大変膨大な量になるため、この場にお配りしておりませんが、県庁ホームページで確認できるほか、議会図書室にも備えてございます。

その下の施策推進のための主な事業及び実績であります、以前お配りしております平成17年度重点施策の説明に記載した事業のうち、政策評価において事業評価を行った事業を中心に記載しております。なお、記載方法については昨年度と同様としております。

次に、その下の施策の推進状況であります、これは施策の目標と同じく、施策評価シートから引用しております。推進状況を示しますそこ

にA、B、C、Dとございますが、これはそのすぐ上にあります施策推進のための主な事業及び実績の評価ではなくて、その上にあります施策の目標に対する評価であります。施策の目標にはほかの部局や他の課の施策が含まれているものが多いため、一概にこれにつきましては生活・文化課の事業だけの評価ではございません。つきましては、これから行います各課の説明におきましては、この施策の推進状況につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

次に、施策の成果指標・数値目標等ですが、施策評価シートに掲げてある施策について当該指標を引用しております。ただし、生活・文化課に関係しない指標については記載を省略しております。

最後に、施策の評価であります。原則として施策評価シートの評価を引用して記載しております。ただし、生活・文化課に関係する評価がない場合は独自の記載をしております。

こういったことが変更点でございます。これによりまして説明をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは、改めまして生活・文化課分につきまして説明をいたします。成果報告書をごらんさせていただきたいと思っております。インデックスの35ページをお願いいたします。

36ページから戻っていただきまして、35ページでございます。まず、(1) 私学教育の振興であります。中ほどにあります主な事業及び実績の表にありますように、私立学校振興費補助事業としまして、私立の高等学校、中学校、幼稚園及び専修学校の経常的経費に対しまして、総額で54億1,796万円の補助を行い、保護者の経済的負担の軽減を初め、私立学校の経営基盤の安

定や教職員の資質向上など、教育環境の充実に努めたところであります。

続きまして、めくっていただきまして36ページをお願いいたします。先ほど例として説明いたしました(1) NPO、ボランティア活動の支援であります。主な事業及び実績のボランティアセンター整備促進事業によりまして、県及び市町村ボランティアセンターの運営を支援しますとともに、ボランティア団体の活動支援などを行ったところであります。今後ともNPOやボランティアが地域づくりに積極的に参画し、継続的な活動がしやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、37ページをごらんください。(2) NPO等との協働の推進であります。主な事業及び実績の新規事業「NPO活動支援センター整備事業」ですが、NPO法人の設立や運営に関する相談事業、NPOマネジメント講座や協働講座の開催、NPOとの協働指針の策定に係る基礎調査を、NPO法人に委託して実施したところであります。今後とも行政とNPOとの協働の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、38ページをお願いいたします。(1) 地域で支える安全で安心なまちづくりの推進であります。主な事業及び実績の新規事業「安全で安心なまちづくり推進事業」ですが、「宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定し、基本方針や防犯指針を作成するとともに、市町村や関係団体で構成する県民会議を設置したところであります。今後とも行政や地域住民との連携により、犯罪の起こりにくい地域コミュニティの構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、39ページをお開きください。(1) 県民

の交通安全意識の高揚であります。主な事業及び実績にありますように、セーフティランドみやざき開催事業、若者交通安全教育実践塾事業や、新規事業「交通安全高齢者緊急対策事業」によりまして、若者や高齢者などに対して、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践について交通安全教育を行うことにより、県民の交通安全意識の高揚に努めたところであります。しかしながら、本年も交通事故の発生件数、負傷者数は高い水準にあるため、今後とも市町村、関係機関・団体との連携を一層図りながら、あらゆる機会に交通安全活動を積極的に推進していく必要があると考えております。

次に、40ページをお開きください。中ほどになりますけれども、(1) 消費者の自立の支援であります。主な事業及び実績にありますように、県消費生活センター及び、右のページにございますが、都城及び延岡の地方消費生活センターにおきまして、消費者啓発講座等の開催や消費生活情報の提供を行うなど、主体性のある自立した消費者の育成に努めたところであります。今後とも消費者の自立を支援するため、消費者啓発や教育の充実に努めていくとともに、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、講座や啓発資料の内容については常に見直しを図っていく必要があると考えております。

次に、飛んでいただきまして42ページをお願いいたします。(2) 消費者被害の防止と解決支援であります。主な事業及び実績の一番上の消費生活相談推進事業につきましても、県消費生活センター、都城及び延岡の地方消費生活センターに8名の相談員を配置し、消費者からの各種相談に応じるとともに、全市町村に105名のくらしのアドバイザーを配置し、地域における相談受け付けや消費者啓発を行ったところであり

ます。

その下、新規事業「消費者被害防止特別対策事業」であります。43ページの表にありますように、消費生活相談件数は、平成17年度は16年度に比べ減少しておりますけれども、15年度から急激に増加し、3年連続で1万件を超える状況でありました。このため、平成17年度から消費生活相談員を各消費生活センター1名ずつの計3名増員し、県民からの消費生活相談体制の強化を図ったところがございます。また、平成17年度からは、県消費生活センターにおきます土曜日の電話相談の実施、さらには、従来9時から12時、13時から16時までとされていた相談受付時間を、18年度からは9時から17時まで間を置くことなく拡充しまして、消費者が相談しやすい体制づくりを行ったところがございます。今後とも消費者被害の防止と解決支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

44ページをお開きください。(1) 県民が文化に親しむ機会の充実であります。主な事業及び実績の一番上の宮崎国際音楽祭開催事業であります。第10回の音楽祭は、第9回に引き続き、世界的に有名な指揮者でありますシャルル・ドットワ氏を芸術監督として迎え、5月13日から5月29日にかけて開催しました。この期間、合計1万3,420名の方々が来場され、芸術文化の鑑賞の機会を提供するとともに、本県からの文化情報の発信に努めたところでもあります。

また、県立芸術劇場であります。財団法人宮崎県立芸術劇場に管理運営を委託し、年間で25万3,931人に御利用いただきました。今後とも利便性の向上を図りながら、県民にとってより身近な文化施設となるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、45ページをお願いいたします。

(2) 県民の文化活動を支える環境の整備であります。主な事業及び実績の一番上のふるさとファミリー劇場であります。7団体が5つの市町村でミニコンサートなどを行い、親子で舞台芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、文化団体の発表機会の提供に努めたところであります。また、その下の県文化賞は、第56回を数え、本県文化の向上に寄与した方を顕彰したところでございます。

46ページをお願いいたします。若山牧水賞につきましては、第10回を行い、回を重ねることにより全国有数の短歌文学賞として高い評価をいただいていると考えているところであります。さらに、次の楠並木コリドールは、第37回を数え、定着してきておりまして、これらの各種施策を推進することによりまして、県民の文化活動を促進したところでございます。今後とも県民の文化活動を支える環境の整備に一層努めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

生活・文化課の説明は以上であります。

○河野青少年男女参画課長 私の方からは、青少年男女参画課の決算につきまして御説明を申し上げます。

お手元の先ほどの薄い資料をお願いします。「平成17年度決算特別委員会資料」の5ページをお開きください。青少年男女参画課の決算の状況につきましては、予算額が5億3,630万9,000円、支出済額は5億3,537万1,200円、不用額は93万7,800円でございます。執行率は99.8%であります。なお、翌年度への繰り越しはございません。

次に、事項別の執行状況につきましては、青

少年男女参画課は15ページ、16ページにありますが、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはありませんので、説明を省略させていただきます。

次に、お手元の「平成17年度主要施策の成果に関する報告書」の青少年男女参画課のインデックス、48ページをお開きください。

まず、(1) 青少年の健全な育成のための家庭の教育力の向上につきましては、「家庭の日」強化推進事業により、啓発チラシの配布などを行い、家庭の果たす役割等について考える機運の醸成に努めました。

次に、49ページをごらんください。(2) 青少年の健全な育成のための地域の教育力の向上についてでございます。表の一番上の段の青少年施策連携強化事業によりまして、幅広いジャンルや機関にまたがる青少年問題につきまして、県北、県央、県南の青少年問題協議会が開催します青少年問題セミナーへの補助や、タウン誌への広告掲載を行うなど、相談機関のPRや連携強化を図ったところでございます。

次の青少年地域体験支援事業によりまして、指導者養成講座等を実施しますとともに、青少年の健全育成のための事業を実施する団体に対する補助を行いまして、青少年の社会参加の促進に努めました。

次の「わくわく少年の旅21」派遣事業では、小・中・高校生など214人が県内各地を旅をして、地域の特性を生かした体験活動や異年齢間の交流活動、総合学習を通しまして郷土愛をめぐくむとともに、自主性、協調性を培ったところでございます。

次に、50ページをお開きください。青少年国際交流事業では、ヤングネットワークウイング九州派遣事業といたしまして、九州各県からそ

れぞれ30名が参加をいたしまして、8泊9日の日程で韓国及び中国を訪問することによりまして、訪問国の青年との相互理解を深めますとともに、国際的な視野を広げ、次代を担う青年の育成を図ったところであります。

次の新規事業「宮崎・韓国青少年国際交流事業」では、本県の中学生30人を5泊6日の日程で、また小学生69人を2泊3日の日程で、韓国に派遣しますとともに、韓国の中学生30人を5泊6日の日程で本県に受け入れまして、韓国との交流事業を展開することにより、本県の小中学生を広い視野を持った国際人として育成をしたところであります。

次に、51ページをごらんください。中ほどより少し上の（3）社会環境の改善と少年の非行防止及び保護活動の推進につきましては、四角の表の中、青少年健全育成条例運営推進事業により、青少年の健全育成に貢献した個人あるいは団体を表彰しますとともに、書店、コンビニへの立入調査を実施し、業者に対し、条例の趣旨の理解と遵守について指導するなど、青少年の有害な環境の浄化に努めたところであります。

続きまして52ページをお開きください。（1）男女平等意識の確立につきましては、新規事業「男女共同参画県民意識調査」を実施しまして、男女共同参画に関する意識と実態の把握を行いました。また、その下の新・男女共同参画フェスタ開催事業などにより、男女平等意識の啓発に努めたところであります。

次に、54ページをお開きください。（2）政策・方針決定過程への男女共同参画の促進につきましては、表の中の、女性による元気な宮崎づくり事業によりまして、元気な宮崎づくり100人委員会、男女共同参画地域リーダー養成配置、チャレンジシンポジウムの開催、また、女性の

チャレンジ支援事業を実施しまして、人材の養成発掘、女性の活躍の場の創出などに努めたところであります。

次に、55ページをごらんください。（3）男女共同参画推進体制の充実につきましては、表の上段の男女共同参画審議会等運営事業におきまして、審議会を開催し、男女共同参画施策の今後の取り組みについて審議をいただきました。また、男女共同参画センター運営委託事業では、宮崎県男女共同参画センターにおきまして、県民への情報提供、啓発、相談事業等を行い、男女共同参画の推進を図ったところであります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

青少年男女参画課の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○田原人権同和对策課長 人権同和对策課の平成17年度決算の概要について御説明いたします。

また戻りまして、お手元の「平成17年度決算特別委員会資料」の5ページをお開きください。人権同和对策課の決算の状況につきましては、予算額2億1,299万4,000円、支出済額2億1,284万9,757円、不用額14万4,243円となりまして、執行率は99.9%であります。なお、翌年度への繰り越しはありません。

次に、事項別の執行状況でございますが、人権同和对策課は17ページでございます。目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、平成17年度の主要施策の成果について主なものを御説明いたします。お手元の「平成17年度主要施策の成果に関する報告書」の人権同和对策課のインデックスの57ページをお開きください。

まず、(1) あらゆる場における生涯を通じた人権教育・啓発の推進であります。主な事業及び実績の人権啓発フェスティバル事業であります。県の関係部局のほか、国やNPO等民間団体の参画も得ながら、多くの県民の方が気軽に楽しく参加し、人権問題について考えていただけるような講演会、映写会等を一体的に実施したところであります。今後ともこのような事業を通じまして、県の関係部局はもとより、国、市町村及びNPO等民間団体等とのネットワークの構築強化を図っていく必要があると考えております。

58ページをお開きください。次に、(2) の同和対策の推進であります。主な事業及び実績の2番目の財団法人宮崎県人権啓発協会委託事業、及び3番目の宮崎県人権啓発推進協議会委託事業につきましては、指導者研修や啓発研修、講師派遣、人権啓発作品募集を初め、8月の人権啓発強調月間や12月の人権週間におけます集中啓発などの研修・啓発事業を積極的に推進し、広く県民の人権意識の高揚と差別意識の解消に努めたところであります。

また、その下、上から4番目のえせ同和行為等対策事業につきましては、同和問題に対する誤った意識を植えつける大きな原因となっておりますえせ同和行為を排除するためのものがございますが、59ページの一番下の表、えせ同和行為の状況にありますように、えせ同和行為による被害率は平成14年以降増加の傾向にあるところです。このため、連絡会の開催により、関係機関との情報交換を行いましたほか、アンケート調査の実施やリーフレットの作成配布により、県民への広報啓発活動の積極的な推進に努めたところであります。同和問題の解決のためにも、今後ともえせ同和行為を絶対に許さない

とする県民意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

人権同和対策課の説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○江上市町村課長 市町村課の決算の概要につきまして御説明を申し上げます。

お手元の特別委員会資料の5ページをお願いいたします。市町村課の決算の状況につきましては、予算額が36億5,638万5,000円、支出済額が36億3,576万7,947円、不用額が2,061万7,053円で、執行率が99.4%となっております。なお、翌年度への繰り越しはございません。

次に、事項別の執行状況につきましては、19ページから22ページに記載しておりますけれども、目の執行残が100万円以上のもの、また執行率が90%未満のものがございますので、御説明を申し上げます。

21ページの中ほどでございますが、(目) 県議会議員選挙費でございます。不用額が1,705万4,049円、執行率が68.9%となっております。これは平成18年2月5日に執行いたしました都市選出の県議会議員選挙、補欠選挙でございますが、これの決算に係るものでございます。不用額が生じた主な原因につきましては、立候補者の数が予算で見込んでおりました数を下回ったことによりまして、公営負担金、これは候補者の選挙運動費用の一部を負担する費用でございますけれども、この公営負担金等の負担金額が約1,000万ほど不用になったこと等によるものでございます。また、執行期日の確定が3月になりましたので、2月補正予算に間に合わなかったということもございまして執行残が生じたものでございます。

なお、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

市町村課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木地域振興課長 それでは、地域振興課の平成17年度決算につきまして御説明いたします。

お手元の「平成17年度決算特別委員会資料」の5ページをお開きください。中ほどにあります地域振興課につきましては、予算額23億9,321万2,000円、支出済額23億5,303万2,083円、翌年度繰越額3,668万6,000円、不用額は349万3,917円で、執行率は98.3%であります。なお、翌年度への繰り越しにつきましては、水力発電施設等の存する市町村等で実施される事業に対し、交付金等交付する電源立地地域対策交付金事業におきまして、台風の影響で野尻町及び椎葉村で年度内の事業の完了ができなかったためのものであります。

次に、事項別の執行状況であります。同じく委員会資料の23ページをごらんください。目の執行残が100万円を超えておりますのは、中段の（目）計画調査費であります。この主なものは、次のページ、24ページでございますが、下から2段目でございます（節）負担金補助の285万9,974円ありますが、これは元気のいい地域づくり総合支援事業における市町村補助等の執行残であります。なお、執行率が90%を下回るものについては該当ありません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。お手元の「平成17年度主要施策の成果に関する報告書」の60ページでございますが、地域振興課のインデックスのついているところをお開きください。

60ページ、4行目の（1）新エネルギーの導入促進であります。新エネルギーの導入につい

て県民の理解を深めるため、新エネルギー普及拡大として、太陽光発電の仕組みについての理解や、クリーンエネルギー自動車の普及促進等を図るための新エネルギー教室を、宮崎市と西都市で開催し、合わせて161人の参加者がございました。今後とも新エネルギーの一層の導入促進を図るため、関係部局等と連携し、施策の推進に努めてまいります。

次に、61ページをごらんください。3行目の（1）計画的かつ適正な土地利用の促進であります。まず、土地利用基本計画管理運営として、土地取引や開発行為の規制の基準となります宮崎県土地利用基本計画の変更を行うとともに、その下にございます地価調査として、住宅地や商業地などについて県内の標準的な土地295地点の価格を鑑定し、土地取引価格の資料等として提供するなど、土地利用対策の推進に努めたところであります。

次に、62ページをお開きください。上から4行目の（1）地域の宝を生かした元気のいい地域づくりの推進であります。まず、元気のいい地域づくり総合支援として、市町村や地域住民による個性と魅力ある地域づくりの取り組み11件を採択し、支援を行ったところあります。また、その下にあります地方拠点都市地域整備推進として、基金の積み増しを行うとともに、都城地方拠点都市地域の中核施設としての都市総合文化ホール整備に対する支援を行いました。今後とも、地域住民や市町村が主体的に取り組む地域の資源を活用した魅力ある地域づくりを一層推進してまいります。

次に、63ページをごらんください。上から4行目の（2）過疎地域等の活性化であります。新規事業としまして、新過疎地域活性化計画策定として、平成13年に策定しました過疎地域活

性化計画について、5年目の見直しとして新たな宮崎県過疎地域振興計画の策定を行いました。過疎地域を取り巻く環境は、人口の流出等により厳しさを増しているところであり、今後とも地域資源を生かした産業振興や交流人口拡大に取り組み、地域の活力を高めてまいります。

次に、64ページをお開きください。上から2行目の(1)地域づくり団体の連携強化であります。これは地域づくりネットワークとして、地域づくり団体の自主的、主体的な活動を促進するため、県内の143団体が加盟している宮崎県地域づくりネットワーク協議会が行う情報提供や交流事業等に対し、助成を行ったところであり、今後は、団体間の交流連携による地域づくりのさらなる活性化とともに、各団体の活動基盤である人材やノウハウの強化を図ってまいります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

地域振興課の説明は以上であります。

○加藤総合交通課長 総合交通課の決算の概要について御説明いたします。

決算特別委員会資料の5ページをお開きください。表の中ほどでございますが、総合交通課の決算の状況につきましては、予算額6億6,935万8,000円に対して、支出済額は6億5,829万7,921円、翌年度への繰越額は131万1,000円、不用額は974万9,079円となっております。執行率は98.3%であります。なお、翌年度への繰り越しにつきましては、コミュニティーバスの車両購入費補助におきまして、その町が車両発注後に安全性確保のための仕様変更を行った結果、年度内の納品ができなかったことによるものであります。

次に、事項別の執行状況であります。同じ

資料の25ページをお開きください。このうち、目の執行残が100万円を超えておりますのは、中段の(目)計画調査費でございます。この主なものは、下から4段目の(節)負担金補助の897万5,135円でございます。この不用額の主なものは、宮崎空港国際線利用促進事業の国際定期便に係る団体利用補助等の執行残によるもの、また地方バス路線等運行維持対策事業において、国の補助額の確定に伴う車両購入費補助金の執行残でございます。

なお、執行率が90%を下回るものについては該当ありません。

次に、主要施策の成果について主なものを御説明いたします。主要施策の成果に関する報告書の総合交通課のインデックスの65ページをお開きください。

4行目(1)鉄道輸送機能の強化についてあります。主な事業の鉄道活性化対策推進などによりまして、JR九州等と日豊本線の高速化の可能性や課題等について協議をいたしますとともに、九州地方知事会などと連携を図りながら、国やJR九州に対して、高速化や東九州新幹線の整備について陳情要望を行ったところでございます。

次に、66ページをお開きください。(2)航空輸送機能の強化についてであります。主な事業の航空輸送網整備についてであります。国内・国際の宮崎空港発着路線を維持充実するため、国や航空会社等への陳情要望活動や利用促進に努めたところであります。このうち韓国との国際定期便につきましては、過去最高でありました平成16年度には及ばなかったものの、約3万2,000人の利用者がありました。また、国際チャーター便につきましても、運航便数191便、利用者数約2万5,000人は、平成6年度に次ぐ実績と

なっております。

施策の評価につきましては、国内線は利用が伸び悩んでいる地方路線を中心に厳しい状況が続いております。今後とも利用促進や航空会社等への働きかけを行っていく必要があると考えております。また、国際線につきましても、国際定期便の定着に向けての一層の利用促進や、国際チャーター便の運航拡大等に引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、67ページでございます。5行目（3）海上輸送機能の強化につきましては、主な事業の海上航路整備緊急対策の中で、海上航路利用テスト事業を実施し、トラック事業者が海上航路を新規に利用する場合の経費の一部を補助することにより、海上輸送の利用促進に努めたところでございます。

施策の評価につきましては、昨年6月に京浜航路が休止し、また、ことし4月には貝塚航路が休止されており、物流コストの上昇やトラック事業者の負担増などの影響が出ておりますことから、今後とも船会社や物流会社への働きかけなど、本県の海上輸送能力の確保充実に向けた取り組みを積極的に進めていく必要があると考えております。

次に、68ページをお開きください。（4）効率的な物流体制の整備につきましては、主な事業の物流体制整備推進によりまして、県内の荷主や物流関係の事業者、国・県の関係者で構成します物流効率化検討委員会を開催するとともに、物流事業者等へのヒアリングや船会社への働きかけなどを行ったところでございます。

次に、69ページでございます。（1）鉄道輸送機能の強化についてであります。主な事業の公共交通利用促進に取り組み、鉄道を初めとする公共交通の利用促進のため、JR日南線利用促

進連絡協議会など6団体と4市町村が実施した事業に対し、補助を行ったところであります。

最後に、70ページをお開きください。（2）地方バス路線等の運行維持についてであります。主な事業の地方バス路線等運行維持対策に取り組み、広域的・幹線的なバス路線である生活交通路線の維持のため、バス事業者に対し、運行費補助を行うとともに、バス路線廃止後に代替バスや乗合タクシーなどを運行する市町村に対し、補助を行うなど、地域の交通手段の確保に努めたところであります。18年度への繰越額131万1,000円は、決算状況で御説明しましたとおり、コミュニティバスの仕様変更に伴うものであります。

施策の評価につきましては、バス事業者や廃止路線代替バス等を運行する市町村への支援により、交通手段の確保を図ってきたところですが、今後は、より低コストで、地域の実情に応じ、将来にわたって安定的に運行できる交通システムへの再編をさらに促しますとともに、市町村やバス事業者等と連携した一層の利用促進に取り組み必要があると考えております。

以上が17年度の主要施策の成果でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告する事項はございません。

総合交通課の説明は以上でございます。

○渡辺情報政策課長 情報政策課の平成17年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の「平成17年度決算特別委員会資料」の5ページをお開きください。情報政策課分は上から7段目でございます。予算額12億7,121万8,000円に対して、支出済額は12億5,591万2,729円、不用額は1,530万5,271円で、執行率は98.7%であります。なお、翌年度への繰り越しはございません。

次に、事項別の執行状況であります。情報政策課の分は、同じ資料の27ページからとなります。まず、(目) 企画総務費でございますが、執行率は99.7%で、不用額が206万6,561円となっております。不用額の主な内容といたしましては、一番下の欄の負担金補助であります。電子署名の認定認証機関でございます財団法人自治体衛星通信機構に対する交付金確定による執行残であります。

次に、28ページの(目) 計画調査費でございますが、執行率は95.6%で、不用額が1,323万8,710円となっております。この不用額の主なものは、節の上から5番目の委託料でございますが、九州電力において施工する宮崎情報ハイウェイ21の地中化工事が延期になりましたことによる執行残、もう一つは、一番下の負担金補助であります。携帯電話のサービスエリア拡大のための移動通信用鉄塔施設整備事業におきます国庫補助金の確定による執行残などです。

なお、執行率が90%未満のものについては該当ございません。

次に、主要施策の成果について御説明申し上げます。お手元の「平成17年度主要施策の成果に関する報告書」の情報政策課のインデックス、71ページをお開きください。

まず、2、情報をだれでも自由に利用できる社会から2行下の(1) 高度情報通信環境の整備についてであります。枠の中の新規事業「全県ブロードバンド環境整備」であります。これは民間による高速インターネット接続サービスの提供が見込めない地域におきまして、サービス提供に必要な施設の整備に対し、費用の一部を補助するものでございます。平成17年度は国富町、新富町、諸塚村において事業を行い、

新たに3,223世帯でブロードバンドサービスの提供が可能になっております。

次に、72ページをお開きください。(2) 情報通信格差の是正についてであります。枠の中の1段目、新世代地域ケーブルテレビの施設整備であります。これは県内のケーブルテレビの事業者等が行うケーブルテレビのサービスエリア拡大に対し、国及び県による補助を行うものであります。平成17年度は、BTVケーブルテレビが北郷町において実施しました事業に対し、補助を行い、新たに1,367世帯でケーブルテレビサービスの提供が可能になっております。

次に、移動通信用鉄塔施設整備であります。これは、電気通信事業者の採算性の問題から、携帯電話等のサービスの提供が見込めない地域におきまして、移動通信サービスを提供するための施設を整備する市町村に対しまして、国及び県により補助を行うものでございます。平成17年度は椎葉村の不田野地区56世帯を対象に事業を実施しております。

次に、(3) 情報の活用環境の充実についてあります。枠の中の新規事業「情報セキュリティ強化」であります。これは個人情報など県民の重要な情報を守り、安心・安全に情報を活用できるように、庁内の情報セキュリティー対策の強化を図るものであります。平成17年度は、不正アクセス検知システムやコンテンツフィルターシステムの導入などによりまして、技術的・人的な情報セキュリティー対策を行ったところでございます。

次に、74ページをごらんください。(1) 宮崎情報ハイウェイ21等の利活用促進による産業の活性化・県民生活の利便性向上についてであります。枠の中の1段目、宮崎情報ハイウェイ21の管理運営であります。これは県下31市町村

を高速大容量の光ファイバー網で結ぶ情報通信基盤であります宮崎情報ハイウェイ21の安定運用を図るため、その保守管理を行ったものであります。

次の新規事業「宮崎情報ハイウェイ21利活用促進」でございますが、これは県内の情報関連産業の活性化等を図りますため、宮崎情報ハイウェイ21やインターネット等の情報通信技術を活用したモデル事業を公募いたしまして、事業費の一部を助成するものであり、平成17年度はモデル事業4件、フォローアップ事業2件、計6件の事業を採択しております。

次に、(2) 電子県庁・電子自治体の推進についてであります。枠の中の電子申請届出システム運営でございますが、これはインターネットを利用した申請・届け出等手続のオンライン化を促進し、県民サービスの向上及び行政事務の簡素化を図るもので、平成17年3月からサービスを開始しました電子申請届出システムについて、その運営と対象手続の拡充等を行っております。今後も全庁的な連携、調整を図りながら、電子県庁関連システムの整備に計画的・効率的に取り組みますとともに、市町村の電子自治体化に支援してまいりたいと考えております。

主要施策の成果につきましては以上でございます。

次に、監査における指摘事項についてであります。決算特別委員会の資料、一番最後になりますが、33ページをごらんください。平成17年度の監査におきまして、収入事務に関する指摘事項がございました。宮崎情報ハイウェイ21使用料について、調定の時期がおくれているものが散見されたというものであります。

これは前年度から引き続き宮崎情報ハイウェイ21を使用しているものについて、更新手続に

おいて使用料の調定が所定の時期よりもおくれで処理されたものがあったものであります。

これに対する改善につきましては、利用者に対しまして、前年度末の3月当初には必ず申請書を提出するよう文書で指導いたしますとともに、課内におきましても、更新に対する利用者への指導状況につきまして情報の共有化を図りますなど、チェック体制を強化し、周知徹底を行ったところでございます。今後このようなことのないよう、適正な事務執行に十分留意してまいりたいと考えております。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告する事項はございません。

情報政策課は以上でございます。

○岡崎国際政策課長 国際政策課の平成17年度決算の概要について御説明いたします。

戻っていただきまして、「平成17年度決算特別委員会資料」の5ページをお願いいたします。国際政策課、下から3段目ですが、の決算の状況につきましては、予算額2億5,009万7,000円、支出済額2億4,949万8,961円、不用額59万8,039円となりまして、執行率は99.7%であります。なお、翌年度への繰り越しはございません。

次に、事項別の執行状況につきましては、29ページから30ページに記載しておりますが、目の執行残が100万円を超えるもの、及び執行率が90%未満のものはございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。お手元の「平成17年度主要施策の成果に関する報告書」の国際政策課のインデックスの77ページをお願いいたします。

4行目、(1) 県民の国際理解の増進といたしまして、表の中、外国青年招致によりまして、国際政策課に英語、韓国語、中国語に対応でき

る3名の国際交流員を配置し、翻訳・通訳や各種講座への講師派遣など、県民の国際理解増進のための幅広い取り組みを行ったものであります。なお、国際交流センターにつきましては、17年度末で県の国際交流センターを廃止し、ことし5月に財団法人宮崎県国際交流協会が宮崎市内の市街地ビルに宮崎県国際プラザを開設し、午後7時までの夜間利用や土曜日開館など、県民の利便性の向上に努めているところであります。

次に、78ページをお願いいたします。(2)国際化推進の中核となる人材・団体の育成としまして、表の中、みやざき国際実践塾の開催により、地域の国際化を担う中核的なリーダーの育成や、国際交流・協力団体の運営に必要な実践的なノウハウを有する人材の育成等を図ったものであります。今後は、育成した国際化推進リーダー等が活発に活動するためのフォローアップや、国際交流・協力団体のネットワークの一層の拡大を図っていく必要があると考えております。

次に、80ページをお願いいたします。2行目の(1)多様な主体による多彩な国際交流の推進としまして、「アンニョンハセヨ！韓国理解相互支援」により、韓国との交流を通してさまざまな分野での県民主役の相互交流の拡大に取り組んでおります。この中で、1つには、韓国理解講座の実施により、韓国から招致している国際交流員を講師として派遣し、県内の小・中・高校の児童生徒と保護者に韓国の概要や文化を紹介し、韓国に対する理解の促進を図ってまいりました。2つには、韓国交流ネットワークの育成といたしまして、スポーツや文化芸術分野などの宮崎と韓国の民間団体の指導者がお互いに訪問し合い、国際交流の実現に向けた協議を

行ったものであります。この事業への参加をきっかけにして実際に交流を始めた団体が出てきておりまして、草の根レベルの国際交流が着実に広がっているものと考えています。

次に、81ページの中ほどをお願いいたします。

(2)地域の特性や資源を生かした国際協力の推進としまして、表の中、海外技術研修員の受け入れを行っております。開発途上国から4名の技術研修員を受け入れ、県内の大学や県総合農業試験場などで研修を行い、国の発展に貢献できる人材を養成するとともに、研修員との交流を通じて県民の国際理解を促進したものであります。今後とも本県の特性や資源を生かした国際協力のあり方について工夫しながら事業の展開を図っていきたくと考えております。

次に、82ページをごらんください。(3)多文化共生に関する意識啓発・普及といたしまして、表の、宮崎国際人活動支援により、17名の方を多文化共生アドバイザーとして委嘱するとともに、多文化共生社会づくり講座の開催や広報誌等による情報提供などを通じまして、県民の意識啓発を図ったものであります。県内の在住外国人は、平成17年12月末現在で約4,500人と年々増加していることから、県国際交流協会や市町村等とも連携を図りながら、なお一層多文化共生に関する意識啓発・普及に努めていく必要があると考えております。

次に、83ページをお願いいたします。(4)外国人も安心して暮らし、行動できる環境の形成としまして、表の中、外国人が安心して生活できる環境づくり強化により、外国語による生活情報の提供や、韓国語版と中国語版の医療ハンドブックの作成配布、災害医療通訳の養成などを行い、在住外国人が生活する上での利便性の向上を図ったものであります。今後も外国人の

ための災害・医療体制の充実など、ニーズに対応した外国人支援を図っていきたいと考えております。

以上が主要施策の成果についての説明であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しては、特に報告すべき事項はございません。

国際政策課の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○橋口市町村合併支援室長 市町村合併支援室の平成17年度決算の概要につきまして御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の5ページをお願いいたします。市町村合併支援室の決算の状況につきましては、課名の一番下のところでございますが、予算額7億4,222万5,000円、支出済額7億4,183万9,749円、不用額38万5,251円でございます。執行率は99.9%でございます。なお、翌年度への繰り越しはございません。

次に、事項別の執行状況でございます。市町村合併支援室は同じ資料の31ページでございますけれども、目の執行残が100万円以上のもの、また、執行率が90%未満のものはございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。お手元の主要施策の成果に関する報告書の市町村合併支援室のインデックス、84ページをお開きいただきたいと思います。

上から4行目、(2)自主的な合併の推進等による市町村の行財政運営基盤の強化でございます。表に掲げておりますように、まず、市町村合併支援事業といたしまして、新聞広告等により、市町村合併に関する情報を県民に広く提供して、合併機運の醸成を図りますとともに、旧合併特例法のもとで合併した市や町に対して市

町村合併支援交付金を交付することによりまして、合併後の一体的なまちづくりの支援に努めたところでございます。このうち、市町村合併支援交付金につきましては、17年度は2市1町に対しまして合計6億5,320万円を交付いたしましたところでございます。

また、その下でございますが、市町村行政体制整備プラン策定事業といたしまして、市町村合併推進審議会を4回開催いたしまして、そこで聴取した御意見等を踏まえ、市町村と住民の方々との間で合併論議を深めていただくためのスタート台となります市町村合併推進構想を策定いたしますとともに、これから合併を進める市町村に対して、それぞれの段階に応じた支援を行うための新市町村合併支援プランを策定いたしましたところでございます。この構想と支援プランによりまして、合併新法のもとで引き続き市町村の自主的な合併の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

主要施策の成果については以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

市町村合併支援室の説明は以上でございます。

○中野主査 以上で説明が終了いたしました。説明漏れ、追加説明等はありませんか。

では、あした11月30日午前10時再開すること、暫時休憩いたします。

午後4時10分散会

平成18年11月30日（木曜日）

国際政策課長 岡崎吉博
市町村合併支援室長 橋口貴至

午前10時28分開会

出席委員（8人）

主	査	中野一則
副主	査	宮原義久
委	員	川添睦身
委	員	黒木次男
委	員	井本英雄
委	員	内村仁子
委	員	太田清海
委	員	井上紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

地域生活部

地域生活部長	村社秀継
地域生活部次長 (文化・啓発担当)	黒岩正博
地域生活部次長 (地域政策担当)	黒木康年
地域生活部次長 (交通・情報・国際担当)	山田教夫
部参事兼生活・文化課長	日高勝弘
交通安全対策監	湯地幸一
文化・文教企画監	岡村巖
青少年男女参画課長	河野雄三
男女共同参画監	舟田美揮子
人権同和対策課長	田原新一
市町村課長	江上仁訓
地域振興課長	鈴木康正
総合交通課長	加藤裕彦
情報政策課	渡邊靖之
電子県庁対策監	富永博章

福祉保健部

福祉保健部長	河野博
福祉保健部次長 (福祉担当)	田中六男
福祉保健部次長 (保健・医療担当)	山内正輝
部参事兼福祉保健課長	内栢保博秋
医療薬務課長	高島俊一
薬務対策監	串間奉文
国保・援護課長	刀坂忠義
高齢者対策課長	畝原光男
児童家庭課長	松田豊
少子化対策監	高橋博
障害福祉課長	轟田歳明
障害福祉課部副参事	岩本直安
衛生管理課長	川畑芳廣
健康増進課長	相馬宏敏
健康増進課部副参事	瀧口俊一

事務局職員出席者

議事課主幹	野間純利
総務課主任主事	児玉直樹

○中野主査 大変遅くなりましたが、ただいまから再開をいたします。

これより質疑を行いたいと思います。

地域生活部にまず私からお願いであります。実は、今回の決算委員会分科会で、公共3部門を中心に、発注機関別の落札率順位でいろいろと資料要求をいたしておりますが、地域生活部にかかわるものがあれば、様式を後で示しますので、資料を提出をしていただきたいと思います。これをまずはお願いをしておきたいと思います。

なければいいのです。

では、質疑ありませんか。

○太田委員 最初、部長にお聞きしたいと思いますが、地域生活部の中で入札というものが概要としてどんなものなのか。というのは、指名競争入札とかいうのはないかもしれませんし、一般競争入札とか、もしくはソフト的な事業が多かろうと思うんですね、それが例えば随意契約だったりとか。ということで、地域生活部における入札といいますか、契約のありようは現状はどうかということ概要だけでもお示してください。

○村社地域生活部長 地域生活部におきましては、情報政策課を中心にしまして公共事業が一部ございます。したがって、指名競争入札等もあっておりますが、具体的なことにつきましては生活・文化課長から説明させたいと思います。

○日高生活・文化課長 お答えします。

工事請負といいましょうか、入札に係るものにつきましては情報政策課が2件ございます。それから、同じく随意契約で情報政策課が1件ございまして、工事請負関係は部全体で3件ございます。あとは全部いわゆる委託料等の関係でございまして、さっきおっしゃいましたが、ほとんどソフトの関係です。全体では本課執行関係で88件の委託料関係のものがございます。以上でございます。

○太田委員 指名競争2件とか説明がありましたが、その辺の落札率等はどんな状況でしょうか。

○日高生活・文化課長 私が課長時代の話なんですけれども、2件ございまして、多分70%台の入札率だったと思います。

○渡辺情報政策課長 ただいま日高課長も申しましたように、2件入札がございます。1件は

県庁のLANWANの設備工事でございます。もう1件は、県庁LANWANのセキュリティー強化工事、これがおのおの工事入札しております、それぞれ指名競争入札で落札率は70%でございます。以上でございます。

○太田委員 関連があれば質問をお願いしたいと思いますが、例えばソフト事業の中で、今、新聞でも騒がれておりますが、タウンミーティングなんかで人件費を過大に見積もったりとか、警備員を過大に見積もったりとかいうのがあったり、それを行政の側がチェックして、果たしてそれでいいのかというのが問われてくると思うんですね。ソフト事業が多い地域生活部ですから、例えば、そういった随意契約なりでやったもの等の中でそういう問題がないのかどうか、危惧されるものがあればたすべきだろうと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○日高生活・文化課長 契約の問題については、特に随契の問題については御指摘のとおりだと思います。それぞれ個別の事情におきまして随意契約をやっているわけですがけれども、当然積算におきましては厳しいチェックをお願いしています。それから、地域生活部の特徴といたしましては、IT調達の問題がございまして、これが一番中心となります。したがって、特に17年度からはIT調達の適正化の試行ということをやっております、県庁全体におきましてIT調達の適正化に向けていろんな取り組みをやっております、そのために民間から任期付採用職員等を導入いたしまして、17年度の実績としましては、17年度予算に対して県庁全体で2億円の節減を図っています。それから、18年度予算には3億円を計上しなかったというそういったこともございまして、部全体としてはそういうことで適正な方向といいましょ

うか、調達に向けてやっておるというのが現状でございます。

○太田委員 個別にはまた後であるんですが、地域生活部では大きな問題はなかろうとは思いますが、例えば、公務員として、地方公務員法の中に法令を遵守しなきゃならんというのがまず書いてあって、その後の下りで、上司の命令には従わなきゃならんという順序で書いてあります。ですから、まず法令を守るということを基本に置いて、自分の良心に問うて、上司の命令が何かおかしいんじゃないかなというときには、やっぱりきちっと上司に、これはいけないんじゃないですかということと言える雰囲気も私、地方公務員法上は絶対必要だろうと思うんですね。それがまたそういった不正を防ぐということにもなりますので、私は、そういう法令を遵守することがまず大事なんだということを職員の皆さん方に周知徹底してほしいなというふうに思います。今回の事件を通してですね。コメントがあればですが、個別の問題は後で質問します。

○村社地域生活部長 今言われましたように、公務員にとりましては、法令によって仕事をするのは基本でございますので、当然のことだというふうに思っております。私ども毎週部課長会議等通じていろんな協議やりますけれども、当然おかしいことについてはおかしいということで各課長から話はあっておりますし、これについては十分風通しのいい形で仕事ができているというふうに思っているところでございます。

○井本委員 随意契約は70件ぐらいあるわけですね。一番大きいのでどのくらいなのか、そのとき相見積もりはとったのか、その辺聞かせてもらいたい。そして、予定価格はどのくらいで落としたのか。

○日高生活・文化課長 委託関係は88件ございまして、そのうち9割が随契、1割が入札をやっております。最高を押さえている数字、今ないんですけども、随契のうち、2社以上の見積もりを10件やっております。それから、1社随契が70件と、そういう割合になっております。以上でございます。

○井本委員 1社随契というのがやっぱり問題よね。どうしてもそこしかできんという理屈もあるんだろけど、案外ほかのところでも聞いてみればできるということが私の監査委員のときにあったのよね。わずか2~3万円のものとかそういうことで相見積もりも大変だということもあるんだろけど、この前も話したように、我々がラジオ1つ買うにも電気店に行って幾つか選ぶわけだわ。あんたも自分のラジオだったらそうするでしょう。人の税金なものだから気軽に考えているけど、随契1社がそんなに多いというのはちょっと問題だと私は思いますよ。

○日高生活・文化課長 ちょっと説明させていただきますと、例えば物品調達等につきましては、基本的には全部物品管理課の方で一括して入札等やっておりますので、地域生活部におきましては、どちらかという個々の事業のソフト部門の関係が多いものですから、例えば県立芸術劇場の委託費とか、あるいはいろんな文化団体をお願いするときには、そこが最初から登録されていてそこをお願いするとか、そういった性格のものが多いものですから、そういった意味で1社随契も多いとかそういう話ございまして、井本委員の御指摘はもちろんよくわかっているんですけども、そういうことで2社以上にかけてきちんと見積もりとる必要があるものについてはきちんとやっていたらいいと、そういうふうに思っております。以上でございます。

ます。

○井本委員 市議会では、その年の使った領収書とか、どういうふうにして契約したとか、全部机の上に並べて、それを全部見るようにしておるところもあるんですよ。我々は紙も表だけ見ている。スケールも大きいせいもあるんだけど、そういう意味で、細かいところまで我々チェックはいけんのだけれども、せめて大きいところだけでも我々に見せてもらって、そして本当にこれが随契でいいのかと。監査の方ももちろん入ってやっておるんだけど、監査だけじゃ我々もおぼつかないところがある。何のための決算委員会か、監査が入っておって何で決算委員会かというようなこともあるだろうけれども、事こうやって決算委員会をやる限りはある程度はつきりしたところまで我々も見たいというふうに思っていますから。

それで、今さっき言った相見積もりをやったときの落札率は、一番高いのでどのくらいだったの。

○日高生活・文化課長 すみません、それは今手元にございませぬ。

○井本委員 わかりました。また後から。

○中野主査 ほかにありませんか。

○内村委員 市町村合併支援室にお尋ねします。この報告書の中で、84ページにあります市町村合併の支援県単として2市1町へ6億6,085万円出されておりますが、これの内訳といたしますか、ここの内容を教えていただきたいと思います。

○橋口市町村合併支援室長 市町村合併支援の交付金ですけれども、交付金として執行していますのは、右側の実績内容のところにございます6億5,320万円というふうな金額でございます。そのほかにも、上に掲げております新聞広告等による情報提供の関係の費用も入っており

まして、合わせまして6億6,085万というふうなことで記載をしているわけでございます。

そこで、この3地域、2市1町になりますけれども、この交付額でありますけれども、小林市に対して2億5,000万、それから日向市に対して2億5,000万、あと美郷町に対して1億5,320万というふうなことで交付をいたしております。なお、これにつきましては、対象事業は、合併して新たな市・町で電算システムを統合する必要があるというふうなことで相当の負担が出てまいりますので、これについて財政負担の軽減を図るためにその支援として交付したものでございます。以上でございます。

○内村委員 小林・日向2億5,000万、美郷1億5,320万、これは人口比で出されるものか、それとも、事業の内容がいろいろと違うからの積算なのかをもう一回教えていただきたいと思えます。

○橋口市町村合併支援室長 これにつきましては、旧法下での合併につきましては、県の合併支援プランというのを取りまとめて、旧法下での合併支援プランを取りまとめておりますけれども、これの中で、いわゆる合併に伴って発生する緊急かつ特別な財政需要に対して負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくりを支援すると、こういう趣旨で交付金というのを用意しているわけですがけれども、その中で、合併した町村が2市町村のときには5億円を交付する。もちろんこれには対象事業がないと困りますけれども、基本額は5億円。これに対して、合併市町村数が2を超える数に応じて1億円ふやしていくというふうなことでございまして、小林の場合は2団体の合併でございまして、基本額の5億円。それから、日向市についても日向と東郷の2団体の合併でございまして

たので、5億円と。美郷町は3団体の合併でございましたので、6億円というふうなことで総額を決定しているところでございます。以上でございます。

○中野主査 ほかにありませんか。

○井上委員 主要施策の成果に関する報告書の70ページの地方バス路線のことでお尋ねしたいんですけども、決算額の約3億8,961万円、これでバス事業者に対する補助というのは幾らなんですか。

○加藤総合交通課長 3億8,900万のうち、その下にあります国庫協調1億5,247万9,000円と県単補助2億3,672万4,000円、合わせまして3億8,920万3,000円でございます。

○井上委員 ということは、おおよそは全部バス事業者にということと理解してよろしいんですか。

○加藤総合交通課長 運行費補助ということではバス事業者でございまして、それから……、失礼しました、バス事業者の一部するものもございしますが、廃止路線代替バス等を運行する市町村への補助金というのもございます。

○井上委員 それも全然区分けなしですか。一本で。わかりませんか、区分けは。バス事業者と代替バスの市町村への支援というのは別々にはなっていないということですか。

○加藤総合交通課長 すみません、ちょっとお待ちください。

○井上委員 じゃ、後で教えてください。

○加藤総合交通課長 事業者と市町村分を分けてということですね。

○井上委員 将来的にわたっての書き方ですけど、基本的に乗って残すというふうに、毎年質疑するたびに、乗って残す、乗って残す、乗って残すと。乗る人が少ないということと乗りに

くいということと両方いろいろ問題点というのはあると思うんですね。過疎バスなので、いっぱい乗る人がいるところは廃止にならないと、言ったらおかしいけどそうなんですね。少ないからバス路線が廃止になる可能性が高いということですよ。じゃ、どういうふうにしたらみんなが利用してくださるようなバスになるのかということは今後考えていかないといけないと思うんですよ。この報告書を見ると、同等ぐらいの金額で、毎回同じパターンで、努力を要するというので、議会等でもここについては問題点を常に指摘されているんですけども、今のガソリンの高騰とかいろいろなことを考えると、めっちゃめっちゃ大きいバスを、無理くりそのバスを走らせないといけないのかということも含めて、非常に考え方によってはむだの多い内容だというふうに私は思うんですよ。それと、逆に言えば、乗りにくい、そして利用しにくいのがゆえに人が乗らない、また廃止になる、またそこに県が金出すというような、その繰り返しだと思うんですね。

それで、ここについて市町村としっかり話し合って、そして、どういう形をとったときに一番乗りやすく、だから、県が補助を出す場合には、丸ごと丸飲みでがんと金出すということではなくて、そういう意味で言う議論をちょっと詰めて、そして、一番利用しやすい、バスの形も小さくしていいし、コミュニティーバスにできるだけ切りかえていくとか、それとか福祉タクシーみたいなものもあるわけですから、そういうこととの兼ね合い、それをどうかしてうまくやれないものか。結構大きな金額がずっと毎年動き続けている。その割には改善が……。だから、政策的なそういう意味で言う成果というのは余りあらわれていないというふうに理解せざ

るを得なくなるわけですね。ですから、これについてはもっと踏み込んだ工夫というか、踏み込んだ政策展開というのをしないといけない時期に来ているんじゃないかなというふうに思うんですね。

何というんですか、私、今回の総括質疑の中でも言わせていただいたんですけど、職員の知恵とかそういうこと、ある意味でのサプライズを起こしながら、予算よりかすごく効果の出ているものというのがいっぱいあるわけですよ。ですから、そういうのを考えれば、ここはある意味では毎年決算書を見ていると無策で来ているような気がしてならないわけですね。もうちょっと市町村もしっかりとした知恵を出してくれるように、その辺の兼ね合いをちゃんとしてもらわないと、ずっとバス事業者に金出し続けるということになりはしないのかという心配があるわけですが、それについてはいかがですか。

○加藤総合交通課長 路線バスにつきましては、おっしゃいますとおり、乗る人が少ない、ですから、ますます本数を減らす、ますます乗る人が少ないと。片方では利用促進、乗って残すという運動もしていますけれども、なかなか追いつかないということでございます。市町村との間では、仮に廃止路線代替バスを走らせるときも、いろいろ協議して、これは最低限必要だということに残しております。しかしながら、先ほど委員のおっしゃいましたとおり、総体的には県も市町村も莫大なお金をつぎ込んで、生活に必要なバスですから、残してきておりますが、実は17年度決算で今回の資料はつくっているんですが、その中の70ページの下の方、施策の評価の②の後段ですが、「今後は、コミュニティーバス等の効率的な交通手段の導入に地域ぐるみ

で取り組む市町村を支援し、低コストで地域の実情に応じ、将来にわたって安定的に運行できる公共交通システムへの再編をさらに促進する」というふうにしておりますが、実は、先ほど委員のおっしゃいましたとおり、新しい形態での対策を考えております。実は、18年度から地域バス再編支援事業というのに新規で取り組ませてもらってまして、地域で、自分たちの地域の交通手段としてどういったものが必要かと。先ほどおっしゃいましたように、大きなバスは要らない。コミュニティーバスを買って、そこで地域の住民の要求するような形での路線とか運行形態というものをつくっていくということで、18年度から取り組んでおりますので、今後その成果はあらわれてくるものというふうに考えております。以上でございます。

○井上委員 これについては、新規の事業も見せていただいておりますので、期待をしますが、私、いつも決算のときに思うんですけど、同じことの繰り返しをするということが一番政策的にむだだと思うんですね。ですから、何年か続いてこれは……、議会からの質問のあり方にも少々問題もあるのかもしれないんですね。ただ残せ残せみたいな議論の仕方ではやっぱりまずいというふうに思うんですね。だから、どうやってむだを省くかと、財政改革をしているわけですから、むだを省くかということを考えれば、政策的な効果の出ないものについてはもうちょっと踏み込んだ議論をすると、市町村との踏み込んだ議論をするということができないと非常に問題点が出てくるのではないかと思いますので、地方バスが一番目立つんですね、そういう意味で言うと。だから、バス事業者が経営的に努力をしなければいけないことと、行政が施策としてやること等の混同をしてはいけない

というふうに私はそれは思いますので、そこについてもしっかりと目線を据えて今度の新規事業には期待をしていきたいというふうに思います。以上です。

○中野主査 ほかにありませんか。

○井本委員 青少年男女参画課の51ページですが、主要施策の成果に関する報告書の3のところですが、県下一斉立入調査実施というのは、これはコンビニに立ち入りやったというふうに聞きましたけれども、何カ所ぐらいやったんでしょうかね。

○河野青少年男女参画課長 一斉の立入調査を年間に3回ほどかなりの人数をかけてやっておりますが、調査員数にして169名ぐらいで一斉調査をやります。対象は、書店が133書店、ビデオレンタルのところが82、コンビニ374、カラオケボックス66をやっております。

○井本委員 そのつもりでやってもらえるといいんですが、あと、お宅のところじゃないのかもしれないけど、インターネットで変なのがばんばんばん入ってくるんだね。若い子供たちもインターネットをやりよるから、結局あの辺で取り締まっても、あんなところからばっかんばっかん来たら、これはどうもならんわというようなところがあるけど、あれの対策というのは今後は考えているんでしょうかね。

○河野青少年男女参画課長 実は、井本委員御指摘のとおり、いろんな情報が世界中からインターネットを通じて入ってきます。子供たちもそれを見ることができるといことで、これは大きな問題だというふうに考えておまして、昨年度の2月議会に、当初は、保護者とか学校とかいろんなところが、フィルタリングソフトというのがあるんですが、そういったものを見せないという努力義務を規定をしたところで

ございます。今後そういう状況もどんどん広がっていきますので、私どもとしては、非常に情報のはんらんしておりますので、なかなか完璧にそれを防ぐというのは難しいかもしれませんが、当然、問題意識を持ってやっておりますし、条例でも昨年改正を行ったところでございます。

○井本委員 もうちょっと具体的に、フィルタリング何とかというのはどういうふうなあれですか。

○河野青少年男女参画課長 フィルタリングソフトというのがありまして、パソコンとか、最近では新聞にちょっと出ていましたけれども、携帯電話、ドコモとかいろいろありますが、業者みずからがそういうのを進めていくという取り組みも1週間前ぐらいの新聞に載ったと思いますが、パソコンにおいて、フィルタリングソフトを少なくとも公共的なところ、学校ではそれを導入してもらおうということを努力義務を規定したところですか。また、何というんですか、個人になりますと、親御さんがそれを導入しないことには子供は見られますので、親に対しても市町村とかいろんな広報を通じましてそのところを認識してもらおうと。どちらかといいますと親の方がパソコンに詳しくなくて、そこは全く知らなかったということもありますので、そういった啓発も含めてやっていくという取り組みでございます。

○井本委員 わかりました。ほかのもいいですか。ついでにほかのをやらせてもらって。

60ページの太陽光発電ですが、太陽光発電、私の認識では、これは非常にコストがかかってむしろ公害だと、逆に言えば。そういう認識を私なんか持っているんですけど、実際、世界の潮流としては、これはまだ採算に合わんぞというふうになっていると私は思っているんだけど、

その辺はどうですか。

○鈴木地域振興課長 太陽光発電につきましては、基本的に設備につきましてコストがかかる。例えば、一家庭で3.5から3.7ぐらいなんです。これでいきますと大体250万、太陽光のパネルだけではなくて機器等も入れまして250万から300万ぐらいかかると。これが大体15年から20年ということ考えていますので、委員おっしゃるように、経済性という観点からいきますと、なかなか導入が簡単にいかないという状況はございます。ただ、今までの補助がございまして、これは17年度で終わったと思うんですが、大量生産、いわゆる太陽光発電のパネルとかそういったものについて大量生産が進めば、そういったコストが落ちてくるということでございますが、現状では、コストと申しますか、結局それを導入したことによってどれだけ節減できるかという部分でございます。このところはなかなかうまく進んでいない部分はございます。

○井本委員 それから、62ページに都城市の文化ホールが書いてありますけれども、都城はもちろん文化ホールは必要だからつくったんでしょうけど、小さい市町村の、田舎の、こんなところに文化ホールがあるがというところをよく見るんですね。実際のところ、県下、文化ホールと称するところは今どのくらいあるものですか。

○岡村文化・文教企画監 現在、公立文化施設協議会に皆さん加盟いただいていますけれども、22ございます。一番新しいものが都城総合文化ホールでございます。

○井本委員 維持管理するのに金がかかるというようなことで、自治体によってはお荷物になっておるようなところもあるんじゃないかなと思うんですがね、そういう話はありますか。

○岡村文化・文教企画監 具体的に経営面でどうかというようなお話は特に聞いておりません。ただ、どの文化センターについても、いろんな自主企画をやられたりとかということで、この公立文化施設協議会等の中でも研修も行いながら、なるべく活発な活動をしていただくようにはお願いしております。

○井本委員 ないよりはあった方がいいということで置いたんだろうけど、結局そういうものが予算のむだ使いになっているんですね、最終的には、国家規模で。その辺をよく見ながら今後……、22と申したら半分以上だね、31市町村でいえば。こんなのは本当に必要なのかと。ドイツなんか全国で数えるぐらいしかないと聞きましたよ。10ぐらいしかないとか。宮崎県の中で22もあるというのは、ちょっと作り過ぎだというふうな気はするんです。ほかにもむだ使いは多いんだろうけれども、そう感じたものですか。

それから、もう一ついいですか。総合交通課、鉄道活性化対策推進。我々県境議員連盟で、県北の方の宗太郎峠、あそこを何とかせにゃいかんということでもいつも話し合っているんです。私もことしも陳情に行きましたけど、国の方でともかくどのくらい金かかるのか調査してもらえんかと私は随分言ったんですよ。そうしたら、江藤事務所が、それは私の方から言ってみますわと申して、実は私のところに返事が来ましてね、それはこちらでできませんと、国の方でそんな調査なんていうのは。自治体の方でやっていただけませんかと言うてきましたよ。実際のことを言って、こんなことやっておっても、むだにお金を出して、実際どのくらい金かかるか調査もついてない。そういうことを今ずっとやっておるわけですね。やったふりをしよるとしか

思えんのですね、我々からすると。今後調査とかそういうことは考えておらんのでしょうかね、どうですか、県の方は。

○加藤総合交通課長 今おっしゃいますとおり、国においては、これは事業主体であるJRだという話にすぐなってしまう。JRにもいろいろこれまでも要望とか相談に行くんですけど、やっぱり、まず金額はじく前に、とんでもない膨大な費用がかかるということで、委員の御存じのとおり、非常にJRは消極的でございます。仮に、国が幾らかかるかできない、では、県でということになりますけれども、県が何らかのそういった整備案とかを出すにしましても、最終的に、事業主体となりますJR九州が選択可能といいますか、そういったもの、あるいは実現性のあるといいますか、精度の高い調査というものでないとなかなか最終的な整備に結びつかないと。そうしますと、どうしても専門的な問題ですから、JR九州の協力なり力をかりないと整備案の検討もなかなか進まないということでございますので、そういった意味を含めましても、JRさんに協議とかするんですけども、御承知のとおり、今のJRの経営状況ではそういう莫大なものに手を出すことについては極めて消極的だと。残念ながらそういう状況でございます。

○井本委員 じゃ、この予算はどういうつもりでつけておるわけ。

○加藤総合交通課長 いずれにしましても、これは県あるいはいろんな団体と一緒にやっての陳情要望活動ですので、こちらの方は引き続き粘り強く要望活動はしていきたいというふうに考えております。

○井本委員 課長の話によれば、どうも生まれん卵を温めておるような感じがするわけよな。

それなのにお金を一生懸命費やしておるとい、どうも私は納得できんちゃけどね。生まれん卵なら最初からやらんでいっちゃんいかと。産まれる可能性があるんですか。今の課長の話じゃ、とてもこれは産まれませんよと、卵は産まれませんよという話に聞こえるんだけどね。

○加藤総合交通課長 長期的な観点から、いつかは割らないといけないわけですから、地道に粘り強く活動は続けていきたいというふうに考えております。

○中野主査 ほかにありませんか。

○内村委員 今、井本先生の方から、都城の総合文化ホールの話が出ましたけれども、これは都城で10年来の文化ホールの建設の要望がずっとあって、今度できましたので、ブーニンの演奏がありまして、これはすばらしい演奏でした。私も行きましたけれども、来ておられる方を見たら、結構高齢者、免許のない方が多いんですよ。それで、すべてが宮崎一極集中ということは今まで私たちも言っていたんですが、この文化ホールについては、今まで宮崎とかに來れない方たちが来て、随分感激して涙を流さんばかりのすばらしい演奏を聞かせていただきました。その後、民間でしております「べいすん」というのが都城にはあるんですが、自分たちで舞台を運営しているグループですけども、歌舞伎が来まして、おかげさまでこの文化ホールを毎日のように使っております。

こういうお金があったからできたとは私は感謝しているんですが、後は自分たちの自助努力で、運営費が約4億円要ることですから、これに向けてみんながいかにこの文化ホールを使っていくか、そしていいものを見て文化の程度を高めるかになると思うんです。そういう点では、地方にいる者は大変ありがたいなと思っ

ております。むだなという言葉もありますけれども、今までなかった分については感謝している人が多い。私はそう思っておりますので、すみませんが、一言。だから、やっぱりこういう事業も中には必要だったかなと思っております。以上です。

○太田委員 個別の質問したいと思うんですが、その前に、先ほどの県立芸術劇場等の委託料の話も出ましたが、委託料等については、財政課と原課の方での予算書を見ながら、ボイラーマンが何人いるとか、清掃作業員が何人いるとかということをしちんと人数まで確認しながらやるから、恐らくその辺の厳密な査定はされていると思うんですね。今回、国の事業の中でのタウンミーティングなんかは、旅行代理店に丸投げして、そこで出た企画書をそのままのみにしてやっているというところ辺にやっぱり問題があると思うんですね。だから、ソフト事業が多いという地域生活部ですから、そういったことがないように、丸投げするようなイベント事業的なものがあるとするならば、そこはきちっとチェックをしてやってほしいなというふうに思いました。

ちょっと個別に質問したいと思うんですが、まず、36ページのボランティアセンター整備促進事業とか、37ページには、これは生活・文化課の方ですかね、NPO活動支援センター整備事業ということだろうと思いますが、この名前が、整備というと、環境整備とか建物をつくったりすることを整備と私たち勘違いするものだから、よく内容を見てみたら、これは運営費を補助するといいますか、そんな感じなものだから、整備という言葉がいいのかなというのをちょっと思いました。

本論に入りますが、NPO法人等税金逃れの

ために立ち上げるとか、何かいかがわしい隠れみのとしたようなNPO法人なんか一部あるやに報道もありましたけれども、こういった団体に対する指導といいますか、監督、その辺は生活・文化課の方ではどのような取り組みされていますか。

○日高生活・文化課長 NPOにつきましては、法人そのものを最初つくりますときの認証手続、このときに相談をお受けしながらやっておりまして、その後の活動につきましては、基本的にはNPO法人の自主性を重んじるというか、NPOの本来の趣旨からしますと、自律的に自分たちできちんとやっていく、行政の関与を受けないというのが本来の立場でございます。ただし、1年間の事業報告書等はきちんと出させていただくようになっておりまして、3年間そういう報告書を出さないと、こちらの権限でもって取り消しとかできますけれども、通常のそういう運営については、基本的には行政が口を出さないというのが本来の趣旨でございます。したがって、見守るといったらおかしいんですけども、それが一つのベースになっています。ただ、いろんな事件が起きていますので、私どもとしては、まだ内部の基準がないんですけれども、こういった問題が起きたものについてどうしていくかというのは、今後いろんな取り消し等の基準を含めて整理をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○太田委員 わかりました。法的に不備なものがあればぜひその辺は改良していただきたいといいますか、整備してほしいと思うんですが、寄附金を募りながら不正に使っているとか、そういうものもあるように聞いたものですから、その辺の監督といいますか、そういったのを充実していただきたいなと思います。

次に、48ページの青少年男女参画課ですが、「家庭の日」強化推進事業というのがありますが、この施策の目標のところ、やっぱり家庭が基本なんだと、教育の出発点は家庭である、そして、生活習慣、倫理観、そういったものを養うのは家庭であるということで、これは本来ならば教育委員会の仕事かなとも思うわけですが、ここに「家庭の日」強化推進事業として上げられているということは、「家庭の日」というのが何曜日ですよということだけじゃなくて、家庭の進むべき道というそんなものも提示できたらいいのかなと。私もパンフレットを見せてもらったことがあったんですが、それなりの努力はされていると思いますが、家庭が進むべき道、いろんなサンプル、いろんな家庭の取り組みとございますか、親子の関係のいいテーマなんかを載せるとか。余り国が家庭のあり方について関与するというのはどうかなというのがあろうかなとは思いますが、家庭の倫理観とございますか、親子の関係のモデル的ないい話なんかもいかにかなと思うんです。この辺もどかしさを感じるんですが、いかがでしょうかね。

○河野青少年男女参画課長 「家庭の日」の我々取り組みをやっておりますけれども、今現在、新聞紙上で青少年に関する問題、いろんな問題が出ております。「家庭の日」につきましては、実は青少年育成条例の中で規定をしております、全国的に運動が過去になされて現在に至っているわけですが、それもかなり年数がたちまして、少し低迷といたしますか、マンネリ化してきているということで、去年の段階では27万3,000円というわずかな予算の中でやってきたんですが、今年度18年度には少し目先を変えてといたしますか、取り組みを強化しようということで、民間企業の協賛を得まして今展開をして

いるところです。現在150店舗・事業所が、いろんなサービスを親子で行ったらしてくれると、もちろん文化施設等もそうなんですけれども、そういう取り組みを今やっているところですが、委員今御指摘の「家庭の日」の具体的な取り組み例というのはありますが、私ども、まずはこの「家庭の日」という名前を知ってもらだけでもスタートとしては意味があるのかなというふうには思っております。例えば勤労感謝の日とか母の日とかいろいろありますが、これはこういう意味ですよと言わないとわからないということではなくて、むしろ家庭でいろんなことを考える、あるいは家族で一緒に行動する、一緒に掃除するとかボランティアするとかいろいろありますが、そういうことを考えてくれる日、そういう行動を始めてくれる日ということで、当面、まず「家庭の日」という名前を知名度を上げていく。そして、みんなで家族が行動する日。毎月第3日曜日になっておりますけれども、別にそれは家庭でほかの日に決めてもらってもいいし、毎日が家庭の日であればなおさらいいし、そういう取り組みを今年度は強化していこうということで始めたところです。決算ですから、去年までは予算も少ないですし、地道にパンフレットつくって配ったりとかやっています。

それから、私どもの方で具体的例ということでございますと、特に、この「家庭の日」の具体的な取り組みについては、私どもの課の中に青少年育成県民会議というのがございますが、県民会議の方を通じて、むしろ県民運動としてやるべきものですので、各市町村でやっている事例とか、学校なんかを通じての具体例なんかも挙げて、これを何らかの形でお示しをするようなことができんかなということは今考えておるところでございます。以上でございます。

○太田委員 わかりました。59ページの人権同和対策課の方ですが、えせ同和行為の状況ということで、被害率と応諾率というのが下の方の表に書いてありますが、違法な不当な要求に対して応じたのが何%、非常に下がってきているということではいいことだと思うんですが、応諾をした人たちによる被害に対して、検挙したというか、取り締まったというか、そういうのはどうでしょうか。応諾率はこうだけれども、その結果、これは違法なんだからということで警察がひったくったという意味で、そういうのは改良はないんでしょうか。

○田原人権同和対策課長 お答えいたします。

このえせ同和行為の状況でございますけど、これは下に書いてございますように、えせ同和行為に関するアンケート調査によって把握した数字でございます。そして、いわゆる未記入というんでしょうか、回答者については、業種とか事業規模等については把握をしておるわけでございますけど、特定の事業者、事業名等についてはその回答をいただいておりますので、数字としては、このように応諾してしまった、そういった数字を8.6%ということで把握はしておりますけど、個々の事業者、どこの事業者がやったかというところまでは私ども把握しておりませんので、今後そういった事業所につきましては、一般的な啓発を徹底しながら、それがより少なくなるという形で今後ともその排除に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○太田委員 応諾率が下がっているということですから、そのPRの効果というふうに解釈をしたいと思います。

最後にしたいと思います。81ページの国際政策課の中で、海外技術研修員受入事業という

のがあります。これは技術研修員というのが業種としては例えばどんなものなのか、ちょっと先に教えてください。

○岡崎国際政策課長 海外技術研修員ということで、例えば、17年度見えたのが、宮大で、インドネシアから都市計画の勉強をしてみえた。それから、モンゴルから、都城の高専で、これは金属とか炭素のセラミック製造ですか、私も余り詳しくないんですが、その勉強に見えています。それから、これは民間のNGO団体からの推薦ですけれども、バングラデシュから子供たちの絵画指導ということで見えています。それと、ラオスから、果樹栽培、ミカンが中心でしたけれども、ということで総合農試の方に見えております。以上でございます。

○太田委員 念のためであります。新聞報道等で、こういった海外から来られた方が、働きながら途中で逃亡したというようなことで、賃金の中からピンはねして積み立てしておいて逃亡を防止するというような問題も出たようですが、そういった問題点とかはありませんか。

○岡崎国際政策課長 まず、1点は、これは研修期間が7月から3月までと基本的にはそういうことになっております。1カ月をえびのの方で日本語の研修をすると。後はそれぞれの研修機関、例えば宮大でしたら、宮大の寮の方に入らせていただいてやりますし、また1カ月に1回は県の方に来てもらってその状況等の確認をします。最後の成田から出発までうちの方について確認をしております。

○中野主査 ほかにありませんか。

○宮原副主査 この資料の方で25ページの総合交通課のところで、負担金補助の不用額で897万5,000何がしというのが、説明では、海外の団体旅行に対する補助の不用だというふうな話が

中心になっているような話を聞いたんですが、実際の金額が決まっています、どの程度の執行率であったのかを聞かせていただけますか。

○加藤総合交通課長 これは定期便を団体で利用したときの利用補助とか、チャーター便の運航などについて補助しているんですけども、年度末の申し込みに対して補助金が不足が生じないように予算確保していたんですけども、思った以上に年度末に申請が少なかったために、団体利用の補助金が下回っております。このうち256万7,000円、これが執行残というふうになったものでございます。

○宮原副主査 余りその制度を使われないのかなというふうに思ったんですけど、中身についてはわかりました。

それと、先ほど36ページのNPOのところ、直接この決算に対してどうということではないんですけど、太田委員の方からもありましたように、NPOも立派な活動をされているところと、どうも怪しいと、だれが見ても怪しいというようなどころがあるんですね。ただ、そこを取り締まれないというのがおかしいなというふうにも思いますし、事務局長とか事務長みたいな方の給料を捻出するためにつくってあるようなNPOもあるようなふうにも聞くんですが、やはりきれいな形のNPOというのを皆さんよく求められていると思うんですけど、担当としては、一つでもNPOが立ち上がれば実績が上がるということになると思うんですけど、自主性に任せるといえることはあるんでしょうけど、そのあたりについては多少整備を図られた方が、ような形を国の方にでも申し出るべきかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○日高生活・文化課長 さっきちょっと漏れていたんですが、NPO法人自体、みずからの活

動を情報公開といたしまししょうか、これが建前になっております。したがって、基本的にはこれがきちんとできていないところはすたれていくといたしまししょうか、落ちていくはずだと思います。それから、最近の傾向としてちょっと勘違いがございますのは、NPO法人になれば補助をもらえるとか、一部勘違いされているところもあるわけですね。本来の使命というのはそういうところじゃなくて、地域の課題を解決するという一つの大きな目標があるんですけども、やっぱり一部には確かに、とりあえずつくってしまえば市町村から金がもらえるとか、そういうところについては基本的には排除はしていきたいんですが、建前としてきちんと要件が整っていたら認めざるを得ないと。しかし、さっき言いましたように、そういうずぼらなところについては基本的に情報公開とかきちんとできていませんし、決算書もできておりませんので、消滅といたしまししょうか、そういうことも将来的にあり得ると思いますが、そういうNPO法人の動きについては常に把握をしております。場合によっては警察の問題もあります。基本的にはそういうスタンスは持ちながらも適正に対処していきたいと思っております。以上でございます。

○中野主査 ほかにありませんか。

○井上委員 関連して。認証を取り消した例というのはあるんですか。

○日高生活・文化課長 今、190ほど認証しておりますが、まだ1件もございません。

○井本委員 57ページの(1)の施策で、内容は講演会、映写会、パネル展等一体的に実施していると。大体中身はどんなことをやっているんですか、この人権啓発というのは。

○田原人権同和対策課長 この人権啓発フェス

ティバルにつきましては、昨日申し上げましたように、一般の県民の皆さん方に人権、どちらかという避けたいとかそういうイメージもあるところがございますので、気軽に楽しく参加していただいて、そして人権問題に触れていただくということ、昨年の例で申しますと、講演会、ピーターフランクルさん呼びまして、「21世紀は人権の世紀になれるのか」と、そういった、軽いと言った言葉があれでございますけど、皆さん方に聞いていただけるような内容で人権についてのお話をさせていただき、また、映写会等ではハンセン病に関する映画等を流したり、講演会を兼ねたり、また、パネル展におきましては、昨年の人権作品の募集におけます優秀作品等を展示する、犯罪被害者のパネル展をやる、そういったいろんな人権問題を総合的に、複合的に展示、そして、県民の皆さん方により広く知っていただいて、その後の人権について、学びたい、考えたい、そういった意識づけ、動機づけに結びつけていきたい。そういった企画を中心に毎年行っているところでございます。

○井本委員　さらさらと聞いて、余りよくわからんのですが、要するに人権を大切にするんだという方向で基本的にやっているんですね。もちろんそれはそれでやらないかん。私も昔、世界を旅したときに、後進国というところは、本当に人の命やら権利というのが軽いんですね。行ってみてびっくりするぐらい。日本の常識が全く通じないというか、そういうことが何回かありました。警察権力のまた強いことね、地元の間人は警察につかまったらがちがち震えているんですよ。昔の日本の特高警察みたいなそんな雰囲気でした。だから、大切にすることと同時に、人権というものがどんなふうに

して今まで大切にされてきたか、ここまで来たのかということと同時に、日本の場合、あんまり強過ぎて、特に所有権なんかは強過ぎてがちがちになって、前ににっちもさっちもいかんようなことになっておるんですよ、公共事業やら進めるときに。その辺のことも、人権を強調すると同時に、公共の福祉とかそういうものもまた大切なんだということも私は教えにやいかんという気がするんですが、その辺はどうでしょうかね。

○田原人権同和対策課長　今、井本委員おっしゃったとおりでございます、権利イコールわがままではないと、そして自由奔放ではないということも、私どもそういった啓発を通じて、あわせて研修・啓発の中で十分そういったものも県民に伝わる形で工夫しながら行っているところでございます。

○中野主査　ほかありませんか。

○加藤総合交通課長　井上委員の質疑について追加させていただきます。主要施策の成果に関する報告書の70ページでございます。表の地方バス路線等維持対策の中の補助金の話でございました。先ほど3億8,920万3,000円と申し上げましたが、内訳です。バス事業者向けが1億5,429万4,000円です。市町村向けが2億3,490万9,000円でございます。以上です。

○川添委員　情報ハイウェイの支出を見ると、1億7,000万余ですが、これは負担金といいますか、利用者負担があっていると思うんですが、その歩合はどうなるんですか。

○渡辺情報政策課長　この情報ハイウェイについては、民間の方で株式デンサンとかソフトバンクBBとかいろんなところに利用していただいておりますけれども、その歳入につきましては、金額としては17年度22万6,963円でございます。

す。

○川添委員 県単で1億7,000万、昨年も1億7,900万出しておるということは、サービス事業だとすれば、いいんですよね、いいんですが、受益者負担というのをもう少し取るべきじゃないかと思うんですよ。というのは、私が言うと矛盾があるんですが、取り過ぎると、もう使わないと、利用者は減ると、そのころ合いですね。22万や30万じゃ1億7,000万の何の足しにもなってないということだから、受益者は負担すべきであると思うんです。

というのは、私は、このLANに限らず、今は、情報のネットワークというか、使い方というのは、携帯電話も含めて非常に多岐にわたってきたと。そういう意味で、施設の整備は1億7,000万も使うが、ここには利用者がふえると書いてあるけど、これを必ずしも使わなくても用をなすということになると、これが形骸化していく。これだけ金かけて、これは投資金額じゃない、単年度の1億7,000万。投資金額が何億とかかっているわけですから、そういうものをこれからどう評価していくのか。つくったわ、金はかけたわ、収入はないわと。これはサービスだから当然出っ放しでいいのか。私が心配するのは、これを使わんでもほかに方法があるよということになると、これは考えものだと思うんですね。その辺の状況判断はどうですか。

○渡辺情報政策課長 情報ハイウェイが開通しましたのは平成14年でございます。当時につきましては、旧44市町村、ブロードバンドのものがなかったということで、まず手軽にお使いただこうというところから始まったものでございます。そのために、先ほど申しました使用料につきましては、建物の使用料、それと電気料等を根拠に今申しましたようなことでなっており

ますが、今後につきましては、今ある程度の民間会社も出てきておりますので、ただ、そうは言いますものの、県内の市町村の中でも、いわゆる中心部ですね、役場近くについてはブロードバンドが整備されております。ただ、それも場所によっては、県のこの情報ハイウェイがあればこそつながっておるところが現状でございます。このハイウェイがないと、NTTさんとかそういうところもなかなか出てこないということがございますので、役場よりもまだ遠方の方にもそういうものができるような状況があれば、今後委員がおっしゃったようなことを検討すべきだろうと思いますが、まだすべてのところにブロードバンド環境は整っておりません。県内でいいますと、まだ87%ぐらいしかブロードバンド環境が整っていないという状況でございますので、まずは、やはり全県下にブロードバンド環境をした上で、そういう活用をした上で今後の検討になるのかなというふうに思っております。以上でございます。

○川添委員 そうなると、年次的にブロードバンドを整備して、一応100に近い箇所になるのはあと何年ぐらいを見ているんですか。

○渡辺情報政策課長 県の方としては、これにつきましては補助等を、その71ページにあるようにしておりますけれども、ひとえにやはり通信事業者の方がやっていただくという事業でございますから、そのあたりにつきましては、やはり通信事業者との協議をやりながら、可能な限り早目に100%に達するようにやりたいと思っております。以上でございます。

○山田地域生活部次長 ただいまの質疑に補足させていただきますと、情報ハイウェイ21、これはいわば公共道路みたいなものでございまして、今、民間の利用の話が出ましたけれども、

メーンの利用は、いわゆる公共関係の施設、これが接続されておりまして、現在264施設がこのハイウェイを利用しています。ことしの10月から住民基本台帳のネットワーク、これの回線としての利用とか、あるいはNHKの地デジ放送の番組配信とか、いろんな形の公共的な利用もされているということですので、そういう公共的な利用と民間の利用、2つ兼ねているということですので、その点御理解をいただきたいと思います。

○中野主査 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野主査 それでは、以上をもって地域生活部を終了いたします。執行部の皆様には大変御苦労さまでした。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後1時2分再開

○中野主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成17年度決算について執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○河野福祉保健部長 それでは、平成17年度の福祉保健部の主要施策の成果の概要につきまして、宮崎県総合長期計画「元気みやざき創造計画」の施策体系表に沿って御説明いたします。

決算特別委員会資料の1ページをお開きください。福祉保健部におきましては、左側の大項目にありますように、「未来を拓く人が育つ社会」、2ページになりまして「快適な環境を享受できる社会」、「安全で安心して暮らせる社会」を将来像として、各種の施策を体系的に推進したところであります。

1ページに戻っていただきまして、初めに、大項目の「未来を拓く人が育つ社会」について、中項目「子どもを産み、育てる環境をみんなで支える社会」の中の小項目「地域における子育て支援体制の充実」についてであります。

1の子育てに関する意識の醸成につきまして、民間団体と連携しながら、地域全体で子育てを支え合う機運づくりに努めたところであります。

2の地域における子育ての支援につきまして、児童館や放課後児童クラブの整備を進め、乳幼児医療費助成の拡充を図ったところであります。

3の保育サービスの充実につきましては、多様な保育ニーズに対応するため、一時保育、特定保育や休日保育、さらには障がい児保育等の充実に努めたところであります。

4の母子保健医療体制の充実につきましては、不妊治療費の助成を行うとともに、先天異常等の早期発見の新生児等スクリーニング検査事業を実施したところであります。

次に、小項目「子どもの権利擁護・自立支援」についてであります。

5の児童の保護と自立支援につきましては、児童相談所の機能強化を図るため、都城児童相談所を改築し、また、虐待の発生予防や早期発見・早期対応を図るため、地域の関係機関との連携を強化するとともに、心理職員による児童の心のケアなどを実施したところであります。

6のひとり親家庭等の自立支援につきましては、母子家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、巡回就業相談や教育訓練給付金の支給等を実施したところであります。

2ページをお開きください。

次に、中項目の「一人ひとりが尊重され、個

性と能力が発揮される社会」の中の小項目「男女共同参画社会づくり」についてであります。

7のDV防止対策の推進につきましては、配偶者暴力相談支援センター運営事業や、女性保護施設「きりしま寮」の運営など、DV被害者の保護や支援に取り組んだところであります。

次に、小項目「高齢者の活力を生かした社会づくり」についてであります。

8の高齢者の社会参加の促進につきましては、高齢者のシニアパワーを活用していくための仕組みづくり、活躍の場づくりや社会参加の機運醸成に努め、スポーツの振興や短歌大会の開催など、生きがいや健康づくり活動の支援を行ったところであります。

次に、大項目の「快適な環境を享受できる社会」について、中項目「すべての人が快適に暮らせる人にやさしい社会」の中の小項目「すべての人が快適に暮らせるユニバーサルデザインの推進」についてであります。

9の人にやさしい福祉のまちづくりの推進につきましては、県民参加による福祉のまちづくりを展開するため、まちづくり学園設置によるリーダーの養成、住宅改造助成等によるバリアフリー化の推進を図り、療養所訪問やマスメディアを利用したハンセン病に対する知識の普及啓発に取り組んだところであります。

次に、大項目の「安全で安心して暮らせる社会」について、中項目「生涯を通して健康に暮らせる社会」の中の小項目「自主的な健康づくり」についてであります。

10の自主的な健康づくりの普及啓発につきましては、女性の専用外来の設置や専門相談を実施するなど、女性の健康づくりを支援し、たばこ対策として、分煙推進リーダーの養成や禁煙・分煙達成施設の認証を行ったところでありま

す。

11の食を通じた健康づくりにつきましては、栄養士の資質の向上を図るとともに、フッ化物の応用による幼児の虫歯の予防や8020運動の普及啓発に努めたところであります。

12のスポーツ・運動を通じた健康づくりにつきましては、健康づくり応援団や健康運動指導士・実践指導士などの人材育成を図ったところであります。

次に、小項目「生活習慣病及び寝たきり予防対策等の実施」についてであります。

13の生活習慣病及び寝たきり予防に向けた取り組みの推進につきましては、基本健康診査の推進や、地域リハビリテーション広域支援センターを中心とした寝たきり予防推進事業に取り組んだところであります。

3ページをごらんください。

14の難病等に対する対策につきましては、特定疾患患者の医療費の助成や、難病相談支援センターの設置により、患者やその家族の支援を行ったところであります。

次に、小項目「健康に関する危機管理体制の充実」についてであります。

15の結核感染症対策の推進につきましては、結核患者等に対する検診を実施するとともに、新型インフルエンザ対策として、1万3,300人の抗インフルエンザウイルス薬を確保したところであります。

16の薬物乱用防止対策の推進につきましては、覚せい剤やシンナー等による健康被害防止のため、啓発活動を中心とした薬物乱用防止運動を行ったところであります。

17の毒物劇物危機管理体制の充実につきましては、事故の未然防止のため、取扱施設に対する監視指導を実施し、事故を想定した危機管理

体制の整備を図ったところであります。

次に、中項目「医療サービスが充実した社会」の中の小項目「安心できる医療体制づくり」についてであります。

18の地域医療提供体制の充実強化につきましては、僻地勤務医師や小児科医等の確保のため、医学生臨床研修ガイダンス事業の実施や、医師派遣システムの創設、宮崎大学による地域枠導入等の新たな取り組みを行うとともに、地域がん診療拠点病院の機能充実に努めたところであります。

19の救急・災害医療体制の整備につきましては、小児救急医療電話相談事業を開始したほか、県災害医療活動マニュアルの策定や、災害医療従事者研修会の開催等に取り組んだところであります。

20の国民健康保険の充実につきましては、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、低所得者の国保税軽減や高額医療に対する支援等を実施したところであります。

4 ページをお開きください。

小項目「医薬品等の安全確保・安定供給の推進」についてであります。

21の医薬品等の安全対策の推進につきましては、医薬品等の安全性、有効性を確保し、適正な使用と安定供給を図るため、監視指導や医薬分業の推進に努めたところであります。

22の血液対策の推進につきましては、血液製剤の安定供給のため、各種キャンペーンを展開し、献血思想の普及啓発に努めたところであります。

次に、小項目「医療を支える人づくり」についてであります。

23の医療人材の養成確保につきましては、保健医療ニーズの多様化に対応するため、県立看

護大学の運営により、資質の高い看護職者の育成を図るとともに、医療人材の養成確保に関する研修等の実施により、その安定的な確保と資質の向上に努めたところであります。

次に、中項目「みんなで支え合う福祉社会」の中の小項目「高齢者が安心して暮らせる環境づくり」についてであります。

24の高齢者福祉保健サービスの充実につきましては、高齢者の福祉保健の向上のための各種サービスを提供する市町村に対し、支援を行うとともに、県介護保険事業支援計画に基づき、介護サービス基盤の整備を図ったところであります。

25の老人医療制度の安定的運営につきましては、市町村の老人医療給付に要する費用等を負担し、老人医療制度の健全な運営を図ったところであります。

次に、小項目「障害のあるなしにかかわらず、地域で共に暮らす社会づくり」についてであります。

26の障害者の自立支援や社会参加の促進につきましては、小規模作業所に対する補助、精神障がい者の社会復帰を促進するための事業の実施、障害者スポーツ大会の開催等により、障がい者の就業機会の確保や、障がい者みずからの社会参加の促進等に努めたところであります。

5 ページをごらんください。

27の障害者福祉保健サービスの充実につきましては、障がい者が身近な地域で必要なサービスが受けられるよう、在宅及び施設福祉サービスの充実や、医療費公費負担事業による負担軽減等に取り組むとともに、障がい者等に対する歯科保健医療サービス提供体制の整備に努めたところであります。

次に、小項目「地域で支え合い安心して暮ら

せる環境づくり」についてであります。

28の地域福祉推進体制の整備につきましては、市町村社会福祉協議会の支援等により、住民の福祉活動への参加や各福祉サービスとの連携を推進するとともに、県民だれもが福祉サービスを適正に利用できるよう、認知症高齢者等への利用支援や苦情解決の体制整備を推進したところであります。

29の社会保障等による生活の安定確保につきましては、生活保護制度の適正な運営を図るため、関係機関との連携強化や経済的自立の促進に努めるとともに、県民に平和のとうとさを考える機会を提供するため、戦没者遺族等の記録や資料の展示等を実施したところであります。

次に、小項目「福祉社会を支える人づくり」についてであります。

30の福祉人材の育成につきましては、増大・多様化する福祉ニーズに対応するため、人材の養成確保に関する研修や啓発事業等の実施により、その安定的な確保と質の向上に努めたところであります。

次に、中項目「災害や事故に強い社会」の中の小項目「危機管理体制の強化」についてであります。

31の防災対策の充実につきましては、台風第14号被害の特に大きかった宮崎市など11市町村に対して災害救助法を適用し、住宅の応急修理や仮設住宅の供与などの救助を行い、また、本県で初めて被災者生活再建支援法を県内全域に適用するとともに、市町村と協力して被災者生活緊急支援事業を実施し、被災者の生活再建を支援したところであります。

次に、中項目「安心できる消費生活を送ることができる社会」の中の小項目「食の安全・安心の確保」についてであります。

32の食品の安全確保につきましては、厳正な調理師試験等の実施により、従事者の資質向上を図るとともに、食品の安全性確保のため、施設の監視指導や食品の試験検査を実施したところであります。

6ページをお開きください。

33の安全・安心な食の生産・流通・消費システムづくりにつきましては、県産食肉・食鳥肉の衛生及び安全のブランド化を推進するため、検査体制の充実強化を図ったところであります。

34の良質でおいしい水道水の供給確保につきましては、水道施設の計画的整備を促進し、水道未普及地域の解消に努めたところであります。

最後に、小項目「衛生的な生活環境の確保」についてであります。

35の生活衛生の向上につきましては、予防注射の啓発による狂犬病の発生予防及び人への感染防止、動物愛護思想等の啓発による犬などの処分頭数の減少を図るとともに、公衆浴場等における衛生管理体制の徹底を図るため、営業者等に対する講習会の実施など、レジオネラ症発生防止対策の徹底に努めたところであります。

次に、福祉保健部の平成17年度の決算状況につきまして御説明いたします。資料の7ページをごらんください。

一般会計につきましては、下から4段目の小計の欄であります。予算額723億8,390万2,000円、支出済額717億6,202万7,408円、翌年度明許繰越額1億1,749万1,000円、不用額5億438万3,592円となりまして、執行率は99.1%でございました。

また、特別会計につきましては、下から2段目の児童家庭課所管の母子寡婦福祉資金特別会計であります。予算額4億8,258万8,000円、支出済額1億7,415万5,772円、不用額3億843

万2,228円となりまして、執行率は36.1%でございました。

次に、福祉保健部の平成17年度監査指摘事項につきまして御説明いたします。資料の一番最後の42ページをお開きください。

監査における指摘事項につきましては、一番下にありますように、全体で12項目14件となっております。このうち9番目から12番目の収入事務の指摘事項であります、母子福祉資金貸付金、児童保護費負担金、生活保護費返還金につきましては、収入未済額が前年度と比較して増加しているとの指摘を受けておりますが、これらにつきましては、未収金対策会議による滞納者の債権状況等の実態把握と対応策の検討、未収金徴収強化月間の設定等による戸別訪問の強化等の措置を講じながら、収入未済額の解消に向け、鋭意取り組んでいるところであります。

また、お手元の別冊になっております「平成17年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書」におきまして、3件の意見・留意事項があったところであります。

以上、平成17年度の決算につきまして概要を説明いたしました。後ほど各課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○内柙保福祉保健課長 福祉保健課の平成17年度決算状況につきまして御説明いたします。

「平成17年度決算特別委員会資料」の7ページをお願いいたします。福祉保健課は一番上でございます。予算額は148億6,417万3,000円、支出済額は148億2,355万6,033円、翌年度への繰越額は2,371万1,000円、不用額は1,690万5,967円となっております。執行率は99.7%でございます。

以下、内容の説明に入りますけれども、以後の資料で、不用額となっております執行残額につきまして、各課とも目におきます執行残額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて説明をさせていただきます。

それでは、福祉保健課分について御説明いたします。

8ページをお開きください。目における執行率90%未満のものはございませんので、執行残額が100万円以上の目について御説明いたします。

まず、一番上にあります（目）社会福祉総務費でありますけれども、翌年度繰越額で明許繰越額が2,371万1,000円、不用額は678万3,676円となっております。翌年度繰越額は、節の欄の下から5段目の工事請負費でありまして、都城児童相談所建設工事が、国の予算内示のおくれによりまして、外構工事など一部の工事の工期が不足したため繰り越したものでございます。不用額の主なものは同じ工事請負費の187万3,000円でありますけれども、都城児童相談所建設工事の本体工事などの執行残でございます。なお、これらの工事は土木部の営繕課において入札執行をしております。

また、下から2番目の負担金補助及び交付金の131万7,810円でありますけれども、主なものは、都城児童相談所建設工事におきまして、水道引き込み負担金が不用となったことによるものでございます。

9ページをごらんください。（目）社会福祉施設費であります。不用額は106万6,545円となっております。主なものは、節の欄の下から5つ目の委託料73万4,883円でありますけれども、これは福祉総合センター1階空調工事实施設計業務委託費等の執行残でございます。

10ページをお開きください。目の救助費であ

りますけれども、不用額は245万715円となっております。主なものは、節の欄の下から3番目、負担金補助及び交付金の213万3,000円でありまして、昨年の台風第14号災害時に実施しました被災者生活緊急支援事業の申請が見込みより少なかったことによるものでございます。

11ページをごらんください。下の方の欄の(目)保健所費でございます。不用額は331万6,678円となっております。主なものは、節の欄の下から2番目の賃金の113万5,617円でありまして、保健所での産休及び育児休業代替職員など臨時職員の雇用実績が見込みを下回ったものでございます。

12ページをお開きください。一番下の欄の(目)医務費でございます。不用額は188万8,457円となっておりますが、次のページをごらんください。主なものは、節の上から2番目、旅費の98万5,073円でありまして、保健所等出先機関の執行残でございます。

決算事項別明細説明資料につきましては以上でございます。

次に、主要施策の成果について主なものを御説明いたします。なお、今回、主要施策の成果に関する報告書の記載が変更となっておりますけれども、変更点と各課の説明方法につきましては、昨日、生活・文化課長が説明をしておりますので、省略をさせていただきます。

お手元の「平成17年度主要施策の成果に関する報告書」の福祉保健課のインデックスの93ページをお開きください。

3行目、(1)の児童の保護と自立支援であります。児童相談所施設強化事業であります。都城児童相談所建設工事と旧延岡児童相談所の解体工事であります。都城児童相談所につきましては、元工業技術センター工芸支場跡地に建

設し、本年5月10日に供用を開始いたしましたところでございます。

施策の評価につきましては、児童相談所の機能強化により、県南地区における児童福祉の推進が図られるものと考えております。

94ページをお開きください。3行目、(1)の医療人材の養成・確保につきましては、県立看護大学運営費でありますけれども、教員等の人件費や研究費など大学の運営費でございます。同大学では、18年3月の学部卒業生96名、大学院修士課程修了生9名となっております。

施策の評価につきましては、17年4月に大学院博士課程を開設し、学部から大学院までの一貫教育体制が構築されたところであります。また、実習指導者や看護教員の資質向上を図るため、今後とも高度医療の進展など変化する時代の要請を先取りした教育内容を提供する必要があると考えております。

95ページをごらんください。3行目(1)の地域福祉推進体制の整備であります。㊦の社会福祉事業団自立化事業でありますけれども、宮崎県社会福祉事業団に対しまして、平成21年度までの5年間で集中的に経営改善をし、経営自立できる運営体制を確立できるように支援を行ったものでございます。

次の地域福祉活動推進事業であります。右側の欄にありますように、ふれあいのまちづくり推進事業により、地域での見守り活動や各種相談事業の実施による福祉ニーズの把握など、地域福祉の推進充実を図るため、6町村に対して支援を行ったところであります。また、高齢者等保健福祉推進事業により、市町村や市町村社会福祉協議会が行う福祉まつり、配食サービスなど69事業に対し支援を行い、住民に身近な保健福祉サービスの充実を図ったところでござ

います。

次の福祉サービス利用支援推進事業であります。右側の欄にありますように、地域福祉権利擁護事業により、認知症など判断能力の十分でない方に、福祉サービスの利用手続の援助や金銭管理サービスを行い、地域での自立化を支援したところであります。また、福祉サービス運営適正化推進事業により、福祉サービスに関する利用者の苦情等に対応するため、福祉サービス運営適正化委員会を設置し、相談者の苦情解決に努めたところであります。

96ページをお開きください。施策の評価につきましては、①にありますように、多様な福祉ニーズに対し、地域住民やボランティアの活動が活性化してきておりますが、今後一層住民と行政機関が協働しながら、地域コミュニティを活性化する必要があると考えております。また、②にありますように、福祉サービスの利用・援助の契約件数が全国で上位に位置するとともに、③にありますように、福祉サービス利用者からの苦情相談に伴う処理件数がふえるなど、事業が着実に推進されてきております。社会福祉制度や社会福祉を取り巻く環境が大きく変化中、福祉サービスの利用者の視点や、地域社会を基盤とした福祉の推進がより重要となつてまいりますことから、今後とも市町村の地域福祉計画策定を促進するなど、地域福祉推進体制の整備を一層進めてまいりたいと考えております。

97ページをごらんください。(1)の福祉人材の育成でございます。欄の方の3番目の社会福祉研修センター事業でございますが、社会福祉施設の職員など延べ1万1,204人を対象とした研修を実施し、その資質の向上を図ったところでございます。

次の福祉人材センター事業であります。無料職業紹介等を行ったところでありまして、求職登録者1,227人、求人・求職相談件数2,147件の実績を上げております。

98ページをお開きください。施策の評価であります。多様化する福祉ニーズに対応した研修の実施により、職員の資質の向上が図られておりますが、求人充足率を高めるため、新たな求人開拓等を実施していく必要があると考えております。

99ページをお開きください。(1)の防災対策の充実でございます。災害救助でありますけれども、昨年9月の台風第14号災害において被害の特に大きかった11市町村に災害救助法を適用し、住宅の応急修理や仮設住宅の供与などの応急救助等を行ったところであります。

施策の評価であります。3行目にありますように、被災者の生活再建を支援するため、本県で初めて「被災者生活再建支援法」を県内全域に適用し、都道府県が拠出した基金から支援金を支給するとともに、国の制度では救済されない床上浸水世帯等に、市町村と協力して被災者生活緊急支援事業を実施したところでございます。

以上、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたしました。

なお、監査委員の決算審査意見に関して、特に御報告すべき事項はございません。

福祉保健課は以上でございます。

○高島医療薬務課長 医療薬務課の平成17年度決算状況につきまして御説明いたします。

お手元の委員会資料の7ページをお開きください。医療薬務課は上から2番目であります。予算額14億7,338万円に対しまして、支出済額が14億3,325万8,209円、不用額は4,012万1,791

円となっております、執行率は97.3%であります。

以下、内容の説明に入りますが、医療薬務課の予算につきましては、目の数は全部で5個ございますが、その中で、執行残が100万円以上の目は医務費の1つであります。なお、執行率が90%未満のものはございません。

それでは、15ページをお願いいたします。下段にあります（目）医務費であります。右側の欄にありますように、不用額は3,910万7,177円となっております。次の16ページをお開きください。この不用額の主なもの、節の欄を見ていただきまして、上から4番目にあります負担金補助及び交付金の残3,764万6,000円です。これは国の交付決定がなかったことによる執行残及び災害時救急医療体制基盤整備事業による備蓄医薬品等について、必要の度合いに応じた見直しを行うなど、節約に努めたことによる執行残であります。

決算事項別明細説明資料につきましては以上でございます。

次に、平成17年度の主要施策の成果について主なものを御説明いたします。お手元の「平成17年度主要施策の成果に関する報告書」の医療薬務課のインデックス、100ページをお開きください。

まず、3)健康に関する危機管理体制の充実、(2)薬物乱用防止対策の推進であります。薬物乱用防止推進事業であります。主な実績内容といたしましては、県民に対し、薬物乱用防止の啓発を図るため、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動のヤング街頭キャンペーン等を行ったところあります。

施策の評価につきましては、③にありますように、不正薬物等の情報がインターネット等で

はんらんしており、若年層が安易に入手できる環境が大きな社会問題になっておりますことから、今後も引き続き、薬物乱用防止の普及啓発を行っていく必要があると考えております。

次に、101ページをお願いいたします。(3)毒物劇物危機管理体制の充実であります。毒物劇物危機管理体制確保対策推進事業であります。主な実績内容といたしましては、毒物劇物による事故発生を未然に防止するため、毒物劇物取扱施設の監視指導等を行ったところあります。

施策の評価につきましては、③、④にありますように、過去に本県におきましても毒物流出事故等が発生していることから、引き続き事業者に対し指導を行っていく必要があると考えております。

次に、102ページをごらんください。1)安心できる医療体制づくり、(1)地域医療提供体制の充実強化であります。初めに、自治医科大学運営費負担金であります。これは自治医科大学の運営費を負担することによりまして、僻地勤務医師の養成に努めているものであります。17年度は10名を椎葉村など6市町村の僻地病院等に派遣したところあります。

103ページをごらんください。次に、新規事業の地域医療確保総合対策事業であります。これは僻地市町村立病院等への理解と興味の醸成を図るため、本県出身の医学生等を対象とした医学生臨床研修ガイダンス事業を行ったものであります。また、地域医療を支える医師の安定的な確保を図るために、県の採用した医師を僻地公立病院等に派遣する医師派遣システムを構築したところあります。

施策の評価につきましては、④にありますように、僻地勤務医師が不足している状況にあり

ますので、引き続き医師確保に全力で取り組んでいく必要があると考えております。

次に、(2) 救急・災害医療体制の整備であります。104ページをごらんください。一番上の初期救急医療体制整備事業から3段目の第三次救急医療体制整備事業までにつきましては、本県の救急医療を担う医療機関の運営や施設設備整備に対し、補助を行ったものであります。

次に、一番下の新規事業「小児救急医療電話相談事業」であります。これは小児救急医療患者の保護者等からの電話による相談を受けることにより、その不安を軽減するとともに、小児科救急医の負担軽減を図ったところであります。

105ページをごらんください。施策の評価につきましては、④にありますように、小児科医を初め、医師の地域的な偏り等から、圏域によって救急患者受入体制が異なっておりますので、引き続き、県内救急医療体制の整備充実に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、106ページをごらんください。2) 医薬品等の安全確保・安定供給の推進、(1) 医薬品等の安全対策の推進であります。かかりつけ薬局定着事業であります。これは医薬分業を推進するため、薬歴管理等を行うかかりつけ薬局の定着を目指して県民への広報啓発を行いますとともに、薬剤師の研修会を開催したものであります。

施策の評価につきましては、④にありますように、患者がかかりつけ薬局のメリットを感じられるように、引き続きその質的向上を図っていきたいと考えております。

次に、107ページをごらんください。(2) 血液対策の推進であります。新規事業の献血推進運動強化事業であります。これは血液を安定

的に確保するため、献血協力企業等に献血推進リーダーを設置し、組織献血の体制整備を図るとともに、成分献血等への理解と協力が得られるよう普及啓発に努めたところであります。

施策の評価につきましては、③から④にありますように、緊急時を想定した赤血球製剤の標準在庫量を常時100%以上確保することができたところであります。引き続き、組織献血の推進や献血協力団体の育成を図る必要があると考えております。

次に、108ページをごらんください。3) 医療を支える人づくり、(1) 医療人材の養成・確保であります。看護師等確保対策事業であります。右の主な実績内容の一番上、看護師等養成所運営費補助事業につきましては、保健医療従事者の確保や質的向上を図るため、看護師等養成所13校、歯科衛生士養成所1校に対して、運営費の補助を行ったところであります。また、中ほどに掲載しております新規事業の歯科衛生士養成所施設整備補助事業につきましては、質の高い歯科衛生士確保のために県歯科医師会が開設した宮崎歯科技術専門学校の施設設備整備に対し、補助を行ったところであります。

109ページをごらんください。施策の評価につきましては、③、④にありますように、看護師等の再就労の促進や、僻地勤務医師等養成確保するため、各種施策について引き続き具体的な協議検討を行っていく必要があると考えております。

以上、主要施策の成果の主なものについて御説明をいたしました。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございませんでした。

医療薬務課は以上であります。

○刀坂国保・援護課長 国保・援護課の平成17年度の決算状況について御説明いたします。

お手元の委員会資料の7ページをお開きください。国保・援護課は上から3段目であります。予算額224億5,220万3,000円に対しまして、支出済額は224億4,862万914円、不用額は358万2,086円となっております。執行率は99.9%であります。国保・援護課の予算につきましては、目の数は全部で6個ありますが、その中で執行残が100万円以上の目は扶助費のみであります。なお、執行率が90%未満のものはございません。

それでは、委員会資料の21ページをお開きください。(目)扶助費であります。不用額の欄にありますように、不用額は104万1,239円となっております。この不用額の主なものは、福祉事務所におきます生活保護の生活扶助あるいは住宅扶助等の執行残であります。

決算事項別明細の資料につきましては以上でございます。

次に、平成17年度の主要施策の成果について主なものを御説明いたします。お手元の「平成17年度主要施策の成果に関する報告書」、国保・援護課のインデックスがございますが、110ページをお開きください。

まず、(3)国民健康保険の充実であります。国民健康保険助成につきましては、17年度から市町村間の国保の財政調整を都道府県が担うことを目的に創設されました都道府県財政調整交付金を初め、市町村が行います低所得者に対しまして保険税の軽減措置、それに伴います保険基盤を安定させるための事業や、市町村が共同で行います高額医療の事業につきまして助成を行い、市町村の国保財政の安定化を図ったところでございます。

施策の評価といたしましては、概ね全市町村

とも良好に国民健康保険事業の運営が図られているものと考えております。

次に、右側の111ページをごらんください。

(2)の老人医療制度の安定的運営であります。老人医療費支給及び医療受給者健康指導補助につきましては、老人医療費の国・県・市町村で負担いたします公費負担のうち、県費相当額を市町村に交付することによりまして、また、市町村が行います老人医療費の通知の経費に対しまして助成を行うことによりまして、老人医療制度の安定的運営を図ったところであります。

施策の評価といたしましては、市町村に対しまして助言や医療機関に対しまして指導等によりまして、老人医療費の伸びの適正化、制度の安定的運営に寄与しているものと考えております。

次に、112ページをお開きください。(2)の社会保障等による生活の安定確保であります。生活保護扶助及び福祉事務所活動につきましては、生活保護制度の適正な運営に努め、生活に困窮する県民の最低生活を確保するとともに、経済的自立に向けての支援に努めたところであります。

施策の評価といたしましては、今後とも自立支援に向けました訪問活動を積極的に行う必要があると考えております。

次に、遺家族援護につきましてでございますけれども、戦没者の御遺族に対しまして、全国戦没者追悼式やひむかいの塔追悼式への参列支援を行いまして、また、県立図書館におきまして、平和祈念資料展示室の特別展を実施したところであります。

施策の評価といたしましては、戦没者遺族等に対して精神的な支援を図ることができ、県民の皆様には戦争の悲惨さや平和のとうとさについて考えていただく機会の提供が図られたものと

考えております。

主要施策の成果に関する報告書につきましては以上でございます。

次に、監査委員の決算審査意見についてであります。これにつきましては、「平成17年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査の意見書」の4ページをお開きください。4ページの下欄の(イ)収入の確保についてということが記載してございますが、この中で、実際には次のページになりますが、5ページの真ん中ほどに④というのがございます。収入未済額の中で、生活保護に関しまして、収入未済額の縮減の一層の取り組みについて留意・改善等の適切な対応を図るようという要望がございました。

これにつきましては、生活保護費の返還金であります。既に返還金を消費している世帯等もございまして、返還が滞り、収入未済となっているものであります。今後とも被保護者に対しましては、納入義務の意識の徹底、未収金の発生防止に努めていくとともに、滞納者に対しまして定期的・重点的な納入指導を行いまして、収入未済の解消に努めてまいりたいと思います。

国保・援護課は以上であります。

○畝原高齢者対策課長 それでは、高齢対策課の平成17年度決算状況につきまして説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の7ページをお願いいたします。高齢者対策課は上から4行目です。予算額115億9,047万1,000円に対しまして、支出済額113億9,529万9,700円、翌年度への明許繰越額8,806万2,000円、不用額1億710万9,300円で、執行率98.3%となっております。

それでは、22ページをお願いいたします。高齢者対策課の決算で、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率90%未満のものについて説明

いたします。

まず、2つ目の(目)老人福祉費の不用額が7,512万4,340円となっております。その主なものは、下から3段目、貸付金の不用額4,696万6,000円です。これは介護保険給付費の不足が見込まれる市町村からの申請に基づきまして、予算化して介護保険財政安定化基金から貸し付けを行うものですが、実際の市町村の不足額が見込み額を下回ったため、不用となったものであります。

次に、23ページの中ほどの(目)老人福祉施設費が執行率83.7%となっております。これは一番下の負担金補助及び交付金の8,806万2,000円が明許繰り越しになったことによるものですが、この要因は、老人福祉施設整備事業におきまして、昨年の台風14号の浸水被害により工期が遅延したため、繰り越しが生じたことによるものであります。

決算事項別明細資料につきましては以上でございます。

次に、平成17年度の主要施策の成果について主なものを説明いたします。お手元の主要施策の成果に関する報告書、114ページ、高齢者対策課のインデックスのところをお願いいたします。

まず、「未来を拓く人が育つ社会」の(1)高齢者の社会参加の促進についてであります。主な事業の生きがい対策事業につきましては、高齢者の生きがいづくりや健康づくり活動を支援するために、老人クラブに対する助成や、財団法人みやざき長寿社会推進機構に対する補助等を行いました。

その下の超高齢社会対策事業につきましては、高齢者の知恵や経験などのシニアパワーを積極的に活用していくため、市町村と連携して社会参加の仕組みや活躍の場づくりに取り組みます

とともに、テレビ番組等活用しまして、高齢者の社会参加の必要性について県民の意識高揚を図ったところであります。

次に、施策の評価等につきましては、115ページにありますように、高齢者の社会参加活動が活発に行われていると思う県民の割合が、目標値66.0%に対し、63.1%となっております。

次に、施策の評価につきましては、①のシニアパワー宮崎づくり活性化促進事業により、高齢者の社会参加の仕組みづくり、活躍の場づくり、社会参加に対する機運づくりを一体的に進めることができたことや、②のねんりんピックや文化交流ウイークの実施等により、高齢者が自主的に取り組むスポーツ・文化イベントが開催できたことなどにより、概ね想定した成果が得られていると考えておりますが、今後さらに、⑤にありますように、市町村等が行う高齢者の社会参加の仕組みづくりや活躍の場づくりを支援していくとともに、県民全体の理解を深め、高齢者が社会参加に取り組む機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

次に、116ページをお願いいたします。「安全で安心して暮らせる社会」の（1）高齢者福祉保健サービスの充実についてであります。主な事業の在宅老人要援護対策事業につきましては、在宅で高齢者を介護している御家族を支援するため、介護に関する各種講習会等の実施や、市町村が従来から取り組んでおります在宅介護支援センター運営事業を初めとする事業に対して支援を行ったところであります。

次に、1つ飛びまして、認知症高齢者対策事業につきましては、認知症の介護技術を高めるための研修や、身体拘束廃止推進事業としてシンポジウムを実施いたしました。

次に、117ページをお願いいたします。老人福

祉施設等整備事業につきましては、都城市の特別養護老人ホームの増床に対する補助事業を実施いたしました。

その下の老朽老人福祉施設等改築事業につきましては、都城市と、委員の皆様方にも視察いただきましたが、小林市の養護老人ホームの改築に対する補助事業を実施いたしました。

最後に、介護保険対策事業につきましては、介護保険事業の健全かつ適正な運営を図るため、介護研修費の県費負担を初めとする市町村に対する支援や、介護サービス事業者に対する指導、介護支援専門員の研修等を実施いたしました。

その事業の成果につきましては、118ページをお願いいたします。数値目標につきましては、介護予防後の重度の介護認定者の割合が、目標値48.8%に対して同率の48.8%、要支援・要介護者に対する居宅サービス利用率につきましても、ほぼ目標値となっております。

次に、この施策の評価につきましては、①にありますように、介護保険事業支援計画に基づきまして多様なサービスが各市町村において実施されていることや、②にありますように、特別養護老人ホームや認知症グループホームなどの拠点整備もほぼ計画どおりであることなどから、概ね順調に事業が進められているものと評価しております。今後はさらに、④にありますように、できるだけ住みなれた地域で高齢者の皆さんが安らかな老後を過ごせるように、介護予防などのソフト、施設整備によるハード、両面の充実を図っていく必要があると考えております。

なお、最後の繰り越しの理由につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、台風14号の影響で、特別養護老人ホーム整備において、事業主体において事業が繰り越しとなったものであ

ります。

以上が主要施策の成果の主なものであります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

高齢者対策課は以上であります。

○松田児童家庭課長 児童家庭課の平成17年度の決算状況について御説明いたします。

お手元の「平成17年度決算特別委員会資料」7ページをお開きください。児童家庭課は上から5番目であります。予算額93億1,779万3,000円に対して、支出済額は92億5,577万3,741円、明許繰越額が571万8,000円、不用額は5,630万1,259円となっております。執行率は99.3%でございます。児童家庭課の予算につきましては、目の数は全部で6つでございますが、そのうち5つの目で100万円以上の執行残が生じてございます。

では、25ページをお開きください。上の段の（目）社会福祉施設費についてであります。右側の欄にありますように、不用額は124万1,735円となっております。この不用額の主なものは、節の欄一番下の扶助費42万4,356円でございますが、女性相談所の入所者に係る費用の見込み減に伴うものでございます。

下の段の（目）社会福祉総務費についてであります。不用額は2,308万447円となっております。この不用額の主なものは、次の26ページをお開きください。中ほど負担金補助及び交付金の1,968万2,971円でございますが、これは子育て支援、乳幼児医療費助成事業が主なもので、冬季にインフルエンザ等が流行することを想定しておりましたけれども、幸いにも大きな流行に至らなかったこと等により、助成件数が見込みを下回ったものでございます。

次に、（目）児童措置費でございます。不用額

は825万1,320円となっております。主なものは、節の欄の一番下の扶助費593万6,532円です。これは児童養護施設及び里親委託児童の見込み数の減による執行残でございます。

27ページをごらんください。（目）母子福祉費であります。不用額は332万4,119円となっております。主なものは、節の欄の下から3番目の負担金補助及び交付金の105万10円です。これは母子家庭医療費助成事業でありまして、執行残の主な理由は、先ほどの乳幼児医療費助成事業と同様でございます。

また、その下の欄になりますが、扶助費の102万1,180円につきましては、児童扶養手当給付費が見込みを下回ったため、執行残となったものであります。

次に、（目）児童福祉施設費ですが、翌年度繰越額で明許繰越額が571万8,000円、不用額は2,040万3,638円となっております。28ページをお開きください。翌年度繰越額は節の欄の下から3番目の負担金補助及び交付金です。児童福祉施設災害復旧事業が、事業主体において事業が繰り越しとなったためであり、また、不用額の892万5,900円につきましては、児童福祉施設災害復旧事業で、施設への保険金が年度末に確定したことに伴い、補助金が減額となり、執行残となったものであります。

次の欄の扶助費740万5,310円の不用額ですが、これは児童相談所の一時保護児童数及びみやざき学園入所児童数が見込みよりも下回ったために執行残となったものであります。

次に、特別会計の決算でございます。恐れ入りますが、初めに戻っていただきまして、7ページでございます。下から2段目の児童家庭課、母子寡婦福祉資金特別会計でございます。予算額は4億8,258万8,000円に対しまして、支出済

額は1億7,415万5,772円、不用額は3億8,403万2,228円となっております。執行率は36.1%でございます。不用額のほとんどは貸し付けの執行残でございますが、制度上、この執行残は繰り越されまして翌年度の貸付原資となるものでございます。

決算事項別明細説明資料につきましては以上でございます。

続きまして、平成17年度の主要施策の成果について主なものを御説明いたします。お手元の「平成17年度主要施策の成果に関する報告書」の児童家庭課のインデックス、119ページをお開きください。

(1)の施策、子育てに関する意識の醸成の少子化対策環境づくり推進についてであります。平成17年3月に策定いたしました次世代育成支援宮崎県行動計画に基づき、全庁的な体制で各種施策の着実な推進を図り、地域全体で子育てを支え合う機運づくりに努めたところであります。

施策の評価につきましては、①にありますように、庁内に次世代育成支援対策推進本部を設置し、全庁的な体制で施策を推進するとともに、施策の着実な推進を図るため、毎年計画の実施状況について把握、点検、公表を行うこととしているところであります。また、②の県民への啓発につきましても、宮崎県次世代育成支援対策推進協議会を中心に取り組んでいるところでございます。さらに、③にありますように、行政と民間団体等で構成する子育て支援のための新たな仕組みづくり研究会を設置し、行政と民間の協働と住民相互の共助を重視した子育て支援のための新たな仕組みづくりについての提案を行ったところであります。

次に、120ページをお開きください。(2)の

施策、地域における子育ての支援であります。児童健全育成につきましては、民間児童館事業及び放課後児童健全育成事業の推進により、児童の健全育成に努めたところであります。

次の少子化対策環境づくり推進事業では、乳幼児の医療費につきまして、幼児入院医療費助成を小学校就学前までに拡大するとともに、みやざき子育て応援キャラバン隊事業の実施により、子育て相談や子育て親子の交流等を行い、地域全体で子育てを支え合う機運づくりに努めたところでございます。

121ページをごらんください。児童福祉施設整備補助事業につきましては、児童館6カ所の整備に努めたところであります。

次に、123ページをお開きください。(3)の施策、保育サービスの充実についてであります。主な事業、地域子育て推進事業につきましては、一時・特定保育事業や休日保育事業の推進に努めたところでございます。

施策評価の③にありますように、17年度以降は、次世代育成支援市町村行動計画に基づき、地域の実情に応じた保育サービスの充実が進められているところでございます。

124ページをお開きください。(1)の施策、児童の保護と自立支援であります。主な事業、児童虐待対策につきましては、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、児童虐待防止対策連絡会議を県内8地域で開催したところであります。また、各児童相談所において、虐待を受けた児童や虐待を行った保護者に対し、心理職員や精神科医によるカウンセリングなどを実施したところであります。

125ページをごらんください。(2)の施策、ひとり親家庭等の自立支援であります。母子家庭自立支援給付金、児童扶養手当の支給、母

子寡婦福祉資金の貸し付け等の事業に取り組みまして、母子家庭等の自立支援、福祉向上に努めたところであります。

次に、127ページをお願いします。(1)の施策、DV防止対策の推進であります。婦人保護につきましては、DV被害者の保護や支援機能の強化を図るため、配偶者暴力相談支援センター運営事業や、女性保護施設「県立きりしま寮」の運営に取り組んだところであります。

施策の評価につきましては、①にありますように、女性相談所の相談件数は1,000件を超えるなど、一時保護所及び女性保護施設の活用により、女性の保護・自立を支援しているところであります。また、③にありますように、DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催等により、関係機関の連携を深めるほか、④にありますように、民間の被害者支援団体への一時保護の委託も実施するなど、民間との連携も図りながら被害者の多様なニーズへの対応に努めているところであります。

以上、主要施策の成果について主なものについて御説明申し上げます。

次に、お手元の「宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書」をお願いいたします。5ページをお開きください。4ページにあります(イ)の収入の確保についての5ページの分、②児童保護費負担金の現年分収入未済額が前年度に比べて増加しているため、納入促進についてより一層の努力が望まれるとの意見がありました。

また、中ほどの収入未済の状況の2段目にありますとおり、児童保護費負担金は1,178万198円の収入未済額となっております。これは児童養護施設等に入所している児童の保護者に対する負担金であります。滞納している家庭の多く

は生活困窮であること等により収入未済となったものでございます。今後とも保護者に制度の趣旨を十分理解させるとともに、滞納者に対して家庭訪問や電話等による催告を行うなど、積極的に未済額の解消に向けて努力してまいります。

8ページをお開きください。一番下の段の(ケ)母子寡婦福祉資金特別会計についてであります。貸付金については不用額が多額となっているので、制度の周知など効果的な活用についての取り組みを、また、収入未済額については、より一層の償還促進についての努力が望まれるとの意見がありました。貸付金の償還対策につきましては、本庁、福祉事務所が一体となって取り組んでいるところでございますが、滞納者の多くは経済基盤が脆弱であることから、償還が困難な状況となっているもので、収入未済の解消に結びつかない状況でございます。また不用額につきましては、先ほど決算で申し上げましたとおり、翌年度に繰り越されて貸付金の原資となるものであります。今後とも償還促進対策に積極的に取り組み、収入未済の解消に一層努力するとともに、資金の有効利用が図られるよう制度の周知に取り組んでまいりたいと思っております。

児童家庭課は以上でございます。

○鶴田障害福祉課長 障害福祉課分につきまして御説明いたします。

委員会資料の7ページをお願いいたします。中ほどにあります障害福祉課のところをごらんください。予算額は86億3,195万1,000円に對しまして、支出済額は84億4,108万6,371円、不用額は1億9,086万4,629円となっております。執行率は97.8%でございます。執行残が100万円以上のものは、身体障害者福祉費、知的障害者

福祉費、児童措置費、児童福祉施設費、精神保健費の5つでございます。執行率90%未満のものにつきましては、児童福祉施設費と保健所費の2つでございます。

それでは、具体的な内容について御説明申し上げたいと思いますので、30ページをお願いします。

まず、中ほどでございます（目）身体障害者福祉費でございます。右側の欄にありますように、不用額は3,418万2,401円となっております。その主なものといたしましては、節の欄の下から4番目、委託料249万3,580円でございます、これは貸与希望者に見合った盲導犬がいなかったために1頭分が執行残となったものであります。

次に、下から2番目の負担金補助及び交付金3,042万5,719円ありますが、これは身体障がい者施設などの福祉サービスにかかわる支援費、さらには障がい者の住宅改造にかかわる助成などが見込みを下回ったために執行残となったものでございます。

次に、31ページをごらんください。知的障害者福祉費であります。不用額5,603万7,900円の主なものにつきましては、節の欄、下から2番目の負担金補助及び交付金5,546万1,997円でございます、これは知的障がい者施設、ここにおける福祉サービスに係る支援費、これが見込みを下回ったことによるものでございます。

32ページをお願いします。中ほどの（目）児童措置費でございます。不用額は4,956万9,253円となっております。主なものといたしましては、節の欄の下から2番目の負担金補助及び交付金1,143万96円ありますが、これは重度障害者（児）医療費の公費負担事業補助金、これが見込みを下回ったものでございます。

その下の扶助費3,679万1,726円につきましては、ひかり学園やわかば園など児童福祉施設の措置児童数、この児童の数が見込みを下回ったために執行残となったものでございます。

33ページをごらんください。児童福祉施設費であります。不用額は1,509万1,000円で、執行率の方は89.5%となっております。この経費は主に、清武にありますこども療育センターにかかわるものでございまして、嘱託医の報酬、さらには看護師の代替賃金などの執行残、こういうものが主なものになっております。

34ページをお開きください。精神保健費でございます。不用額は3,435万4,813円となっております。主なものといたしましては、節の欄、下から3番目の負担金補助及び交付金891万4,240円ありますが、これは延岡にありますカンナ工房、さらには都城の太陽、こういう精神障害者社会復帰施設、ここにおきます運営費補助におきまして、国庫補助の単価が下回ったことによるものでございます。

その下の扶助費1,769万4,637円につきましては、精神障害者医療費の公費負担分が見込みを下回ったことによるものでございます。

最後に、（目）保健所費でございますが、執行率が85.5%となっております。これは県内保健所で実施する精神保健福祉事業のうち、講師の謝金、さらには旅費、こういうものの執行残によるものでございます。

決算事項別明細資料の説明は以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明を申し上げたいというふうに思っております。

主要施策の成果に関する報告書をお願いしたいと思います。障害福祉課のところ、ページで申し上げますと129ページをお願いしたいと思

ます。

まず、人にやさしい福祉のまちづくりの推進についてでございます。表の中でございますように、人にやさしい福祉のまちづくり学園につきましては、県民の皆様方の積極的な参画による福祉のまちづくりを展開するために、平成17年度におきましては、特に災害時要援護者、こういう方々の防災対策をテーマに人材の養成に努めてきたところでございます。また、在宅の障がい者、こういう方々の生活を支援するために、その下でございますように、都城市初め24市町村で障害者住宅改造助成事業、こういうものを実施したところでございます。

130ページをお願いします。事業の施策評価につきましては、その②に記載しておりますとおり、バリアフリー化された施設に交付しております適合証につきましては、これまで300平米、これを超える施設、こういうものを対象としておりましたが、平成19年4月からは、コンビニエンスストアなど小規模施設につきましても届け出対象施設として予定しておりますので、今後とも一層施設のバリアフリー化に向けて努力してまいりたいというふう存じております。

131ページをごらんください。障がい者の自立支援や社会参加の促進についてであります。

1番目の障害者スポーツ大会の開催についてでございます。スポーツ活動は、御案内のとおり、障がい者にとっては社会参加につながる極めて有効な手段であります。平成17年度は、5月7日、8日の両日、総合運動公園におきまして、1,000名を超える選手の参加のもと、宮崎県障害者スポーツ大会、こういうものを開催しております。また、岡山県で行われました全国大会におきましては、28名の選手を派遣いたしまして、金メダル13個、銀メダル12個、銅メダル10

個、合計35個のメダルを獲得したところでございます。

次に、下2つの視覚障がい者、聴覚障がい者、こういう方々の福祉対策につきましては、奉仕員の養成に努めまして、点訳・朗読奉仕員につきましては42名の方々を、また手話奉仕員につきましては955名を新たに登録したところでございます。

132ページをお願い申し上げます。在宅障がい者の小規模作業所育成事業、さらには、その下でございます精神障害者小規模作業所育成事業につきましては、障がいに応じた作業、さらには日常生活訓練、こういうものを行う43カ所の小規模作業所に対しまして運営費の補助を行ったところでございます。特に、小規模作業所につきましては、御案内のとおり、障害者自立支援法の施行に伴いまして、本年10月以降、新たに地域活動支援センター等に移行することになりますけれども、10名以上の規模など基準をクリアできないためにセンター等に移行できない施設につきましては、本年度も引き続き補助することとしたところでございます。

133ページをごらんください。施策評価につきましては、①に記載しておりますとおり、障がい者の就業機会の確保、さらには住みなれた地域社会への生活移行など、大変重要な課題もございまして、市町村との連携を一層強化しながら課題解決に向けて努力してまいりたいと存じているところでございます。

134ページをお願い申し上げます。次に、障害者福祉保健サービスの充実についてでございます。

まず、障害児（者）地域療育等支援事業、これにつきましては、在宅障がい児（者）の地域での生活、これを支援するために、療育に関す

る相談支援を県内11の施設に委託いたしまして実施しているものでございます。平成17年度の相談支援件数は5,649件となっております。年々増加傾向にあるというのが特徴でございます。

また、一番下の重度障害者（児）医療費公費負担事業、これにつきましては、多額の医療費が必要となる入院分につきまして、12月、来月から、これまでの償還払い方式から現物給付方式に変更いたしまして、利用者の経済的負担の軽減を図ってまいりたいというふうに存じているところでございます。

135ページをごらんください。これらの事業に対する施策評価につきましては、まず、障がい児の療育体制につきましては、①のとおり、平成17年7月、昨年7月にまとめられました「宮崎県における障害児療育体制強化に関する報告書」、これに基づきまして、本年度から県北の延岡地域においてさくら園で重心通園事業、こういうものを開始するなど、身近なところで必要な療育が受けられる体制の整備を図ってきたところでございます。また、平成17年度から本県初の試みといたしまして、清武町にございます福祉ゾーンにおきまして、医療、福祉、教育、労働などの関係機関が連携しまして、障がい児のライフステージに応じた一貫した支援をモデル事業として実施しております。

その下の②でございますが、御案内のとおり、障害者自立支援法が本年度からスタートいたしました。この法律が文字どおり障がい者の自立に向けたものとなりますよう、県が果たすべき役割はしっかりと果たしながら、国に対する要望を初め、市町村とも連携を強化しまして、障がい者に必要なサービス量の確保等に努めてまいりたいと存じているところでございます。

最後に、監査における指摘事項といたしまし

て、審査意見書において、児童保護費負担金の収入未済について意見・留意事項がございました。先ほど児童家庭課長が御説明しましたとおり、収納促進に向けて一層努力してまいりたいと存じているところでございます。

障害福祉課関係は以上でございます。

○川畑衛生管理課長 衛生管理課の平成17年度決算状況につきまして御説明をいたします。

お手元の「平成17年度決算特別委員会資料」の7ページをお開きください。上から7番目の衛生管理課であります。予算額は14億5,567万3,000円に対しまして、支出済額は14億4,184万7,953円、不用額は1,382万5,047円となっております。執行率は99.1%であります。衛生管理課の予算につきましては、目の数は全部で4個ありますが、その中で執行残が100万円以上の目は食品衛生指導費の1つであります。なお、執行率90%未満のものはございません。

それでは、37ページをお開きください。

まず、一番上にあります（目）食品衛生指導費であります。右側の欄にありますように、不用額が1,193万4,806円となっております。この不用額の主なものは、節の欄を見ていただきまして、まず、上から1番目の報酬146万2,300円ありますが、これは食肉衛生検査所と畜検査等を行う非常勤職員の報酬などの執行残であります。

次に、上から6番目の需用費345万1,110円ありますが、これはBSEの検査に要する検査キット購入費等の執行残であります。

4つ下の工事請負費449万6,500円ありますが、これは3カ所の食肉衛生検査所の公共下水道接続工事等の執行残でございます。

決算事項別明細説明資料の説明につきましては以上であります。

次に、平成17年度の主要施策の成果について御説明いたします。お手元の「平成17年度主要施策の成果に関する報告書」の衛生管理課のインデックス、136ページをお開きください。

まず、3行目、(1)の食品の安全確保につきまして、表の上から1段目の食品衛生試験費であります。ふぐ処理師、調理師の試験を実施し、資格者の資質向上を図り、食生活の安全を図っているところであります。合格者等の実績につきましては表のとおりでございます。

その下の食品衛生監視費であります。食品の安全を確保するために、施設の監視指導及び食品の収去検査を行いました。監視指導等の実績につきましては表のとおりでございます。

次に、137ページをごらんください。施策の評価については、流通する食品の細菌、食品添加物、残留農薬等の検査を実施しておりますが、食中毒や違反食品は低ながらも発生しております。食中毒等の事故発生の防止を図るとともに、家庭における食中毒の防止対策も図る必要があります。また、③の衛生教育の実施や営業者による自主管理の推進が図られておりますが、さらに消費者や地域が一体となった衛生意識の向上に努め、高度な衛生管理手法の推進を図っていく必要があります。

下から4行目、(2)の安全・安心な食の生産・流通・消費システムづくりであります。次の138ページをお開きください。

表の上から1段目の食肉衛生検査所費ですが、この事業は、安全で衛生的な食肉を確保するための検査事業でございます。県内5カ所の食肉衛生検査所におきまして、7カ所の施設を対象として牛、豚等の検査を行っております。検査頭数等につきましては表のとおりでございます。

その下の食鳥検査費であります。これは安全で衛生的な食鳥肉を確保するため、県内11カ所の大規模食鳥処理場で検査をする事業であります。検査羽数等につきましては表のとおりでございます。

施策の評価については、②であります。安全で衛生的な本県産食肉・食鳥肉を提供するために、と畜場、食鳥処理場においても、HACCPシステム導入などによる総合的な衛生管理体制を整備していく必要があります。また、③のBSE対策やポジティブリスト制度に係る動物用医薬品等の適正な使用等についてもさらに啓発するとともに、より一層安全で衛生的な宮崎県産食肉を提供する必要があります。

次に、139ページをごらんください。1行目、(3)の良質でおいしい水道水の供給確保につきまして、表の生活環境対策費であります。右側の欄にありますように、水道維持管理指導事業といたしましては、水道施設の立ち入り、井戸水等の水質検査を実施し、水道の安全確保を図ったところであります。また、水道建設指導事業であります。市町村が実施する国庫補助対象の水道施設整備事業につきまして指導を行い、水道未普及地域の解消及び既存の水道施設改良等に努めたところでございます。なお、件数等につきましては表のとおりでございます。

施策の評価につきましては、水道未普及地域の解消が図られつつあり、今後は、合併後の各自治体の方向性を見ながら、県としての広域のあり方について検討をするとともに、経営基盤の強化を図り、国庫補助を有効に活用した高度な浄水施設等の整備を図っていく必要があります。

次に、140ページをお開きください。7行目、(1)の生活衛生の向上につきまして、表の上

から1段目の動物管理費であります。犬の飼育者に対しまして、犬の登録や狂犬病予防注射の必要性のアピール等を行っている事業でございます。予防注射頭数等につきましては表のとおりでございます。

その下の生活衛生指導助成費であります。これは財団法人生活衛生栄養指導センターが行う相談事業や、経営指導員等が行う巡回指導等の活動事業への補助を行うとともに、業界の自主衛生管理体制の強化及び活性化を図っております。

次の141ページをごらんください。生活衛生監視試験費であります。入浴施設におけるレジオネラ症発生防止対策といたしまして、浴室等衛生管理責任者等の関係者に対する講習会を開催しております。また、理容美容、クリーニング、公衆浴場、旅館等の営業許可、監視指導を行い、利用者への衛生的なサービスの確保を図ったところであります。

施策の評価については、生活衛生関係業者の衛生水準の向上が得られておりますが、より一層、環境衛生監視員による立入指導及び生活衛生営業指導員による活動を、相互の連携を含め強化することによって、営業者に対する指導啓発を推進していく必要があります。入浴施設におけるレジオネラ症に対しては、保健所の指導等により施設の管理者のレジオネラ症防止対策が浸透し、新たな発生はありませんが、入浴施設の管理者の日常の衛生管理の徹底が大事でありますので、保健所の立入指導等により発生を抑止していく必要があります。

142ページをお開きください。狂犬病予防については、啓発コマーシャル等により、飼育者の狂犬病に対する意識が高まってきておりますが、平成17年度は台風の影響等で漸減しております。

また、動物愛護及び適正飼養の普及啓発につきましては、しつけ方教室等によりまして一定の成果があらわれておりますが、「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正を踏まえ、より一層の動物愛護思想の普及啓発を推進していく必要があります。

以上、主要施策の成果に関する報告書について御説明をいたしました。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

衛生管理課は以上であります。

○相馬健康増進課長 健康増進課の平成17年度決算状況につきまして御説明いたします。

お手元の「平成17年度決算特別委員会資料」の7ページをお開きください。健康増進課は上から8番目の欄でございます。予算額25億9,825万8,000円に対しまして、支出済額は25億2,258万4,487円、不用額は7,567万3,513円となっております。執行率は97.1%でございます。

それでは、39ページをお開きください。

まず、(目)公衆衛生総務費でございますけれども、不用額は2,694万7,079円となっております。この主なものは、節の下から6番目の委託料158万9,569円でありますけれども、これは先天性代謝異常等検査委託料などの執行残でございます。また、下から2番目の扶助費2,377万4,801円でございますけれども、これは不妊治療費助成事業や小児慢性特定疾患治療研究費並びに未熟児等養育医療費などの執行残でございます。

次に、40ページをお開きください。(目)結核対策費でございますけれども、不用額が439万700円となっております。この主なものは、節の一番下の扶助費294万1,354円で、これは平成17年の人口10万人当たりの結核罹患率が前年の18.9

人から16.3人に低下したことによる医療費の減に伴う執行残でございます。

中ほどの（目）保健予防費でございますけれども、不用額が4,276万2,354円となっております。この主なものは、節の上から4番目の報償費241万3,568円で、これは保健所で行う難病患者さんへの訪問相談及び指導診療事業におきまして、患者様からの訪問要請が少なかったことによる相談員及び医師への謝金等の執行残でございます。

次に、その下の旅費92万6,610円でございますが、これは今御説明いたしました相談員等の旅費の執行残でございます。

次に、41ページをごらんください。節の4番目の負担金補助及び交付金207万412円でございますけれども、これは難病患者等居宅生活支援事業や感染症蔓延防止事業の市町村への負担金及び補助金などの執行残でございます。

また、その下の扶助費3,598万9,280円は、特定疾患医療費や原爆被爆者への各種手当の執行残でございます。

中ほどの（目）保健所費でございますけれども、不用額が157万3,380円となっております。この主なものは、節の下から2番目の委託料81万6,705円で、これは保健所において実施されます結核の定期外検診にかかわる経費の執行残でございます。

決算事項別明細説明資料につきましては以上でございます。

続きまして、平成17年度の主要施策の成果について主なものについて御説明をいたします。お手元の「平成17年度主要施策の成果に関する報告書」の健康増進課のインデックスのところ、ページでいいますと143ページをお開きください。

初めに、3行目、(4)の母子保健医療体制の充実であります。母子保健対策事業であります。右側の欄の新規事業「成人T細胞白血病母子感染防止対策事業」において、南九州特有のATLの防止を図るため、専門医師を中心とした専門部会を開催いたしますとともに、ATL抗体の確定検査を15件実施したところでございます。

次に、144ページをお開きください。地域保健推進特別事業であります。右側の欄の新規事業「健やか妊娠推進事業」におきまして、本県が全国ワーストワンであります人工死産の防止を図るため、産婦人科医を中心とした専門部会を開催いたしますとともに、対策検討のために母体保護法指定や、また人工死産に至った方々へのアンケート調査などデータの収集を行ったところでございます。

次に、146ページをお開きください。(1)の人にやさしい福祉のまちづくりの推進であります。ハンセン病入所者援護事業であります。右側の欄のハンセン病啓発・ふるさと交流促進事業におきまして、中高生などによります療養所訪問、入所者の里帰り事業などにより、社会復帰の基盤づくり、また、ハンセン病に対する知識の普及啓発に努めたところでございます。

次に、147ページをごらんください。3行目、(1)の自主的な健康づくりの普及・啓発でございます。母子保健対策事業であります。右側の欄の新規事業「女性の健康支援事業」におきまして、中央、都城、延岡の3保健所で女性専門相談を実施いたしますとともに、県立宮崎・日南病院におきまして女性専用外来の開設、また、高校生を対象としたピアカウンセリング講座の実施や、中高年女性の健康教室を開催いたしますとともに、乳がんの検査体制の整備を

図るために、検査機関に対しましてマンモグラフィ導入にかかわる費用の助成を行ったところでございます。

152ページをお開きください。2行目、(1)の生活習慣病及び寝たきり予防に向けた取り組みの推進であります。老人保健事業であります。右側の欄の老人保健事業費県費負担金による市町村基本健康診査等への支援や、新規事業「寝たきり予防推進事業」におきまして、県内7カ所の広域支援センターを中心としまして、県民や関係機関従事者に対する研修等の啓発事業を実施いたしました。

また、健康増進対策事業であります。右側の欄の生活習慣病対策強化事業によりまして、県民健康栄養調査の結果の分析検討を行い、「健康みやざき行動計画21」の見直しを図りまして、中間報告の結果を県民の皆様に周知したところでございます。

次に、153ページをごらんください。施策の評価の②にございますように、今後、各広域支援センターを中心に、地域リハビリテーションの課題に向けた取り組みを図っていくこととしております。

次に、中ほどの(2)の難病等に対する対策でございます。ページは次の154ページをごらんください。難病等対策事業でございますけれども、右側の欄の新規事業「難病相談支援センター事業」におきまして、同センターを県の総合福祉センター本館内に設置しまして、難病患者や家族の方々への相談・支援業務を行っているところでございます。

施策の評価の②にございますように、今後も難病患者やその家族の相談などの支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、155ページをごらんください。8行目、(1)の結核感染症対策の推進でございます。次の156ページをお開きください。感染症等予防対策事業でございますけれども、右側の欄の新規事業「新型インフルエンザ対策事業」におきまして、抗インフルエンザウイルス薬「タミフル」を1万3,300人分備蓄したところでございます。

次の157ページをごらんください。施策の評価②にございますように、今後は、*平成2年に改正いたしました対応指針に基づく新型インフルエンザ対策の推進を図りますとともに、それ以外の突発的な感染症への迅速な対応等にも努めてまいりたいと考えております。

次に、中ほどの(1)地域医療提供体制の充実強化でございます。老人保健事業であります。右側の欄の地域がん診療拠点病院整備事業におきまして、県立宮崎病院を初めとします4病院を拠点病院として指定しているところでございます。施策の評価にございますように、今後は、各地域の医療機関との機能分担などを図りながら、高度専門的な医療サービスを提供する中核病院としての一層の機能充実を図っていくことが必要となっております。

次に、158ページをお開きください。3行目、(2)の障害者福祉保健サービスの充実でございます。歯科保健対策事業であります。右側の欄の障害児者等歯科保健医療サービス支援事業におきまして、障がい者等の歯科診療を宮崎歯科福祉センターで通算256日実施したところでございます。施策の評価にございますように、今後は、センターと各地域の歯科医療機関とのネットワーク構築を図りまして、一層の事業の普及と患者の利便性向上に努めることとしてお

※54ページに訂正発言あり

ります。

なお、監査委員の決算審査意見に関して、特に報告すべき事項はございませんでした。

健康増進課は以上でございます。

○中野主査 補足するところの説明はありませんか。

執行部の説明がすべて終了いたしました。

5分間休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時42分再開

○中野主査 再開いたします。

これより質疑を行います。

○相馬健康増進課長 説明の訂正をさせていただきます。

主要施策の成果に関する報告書の157ページでございますけれども、施策の評価②で、新型インフルエンザ対応指針、本年2月に改正したところを、平成2年というふうに間違えて御説明申し上げました。平成2年ではなくて平成18年2月に改正しました対応指針でございます。以上でございます。

○中野主査 何か質疑はありませんか。

○太田委員 福祉保健部の審査ということですが、午前中も地域生活部の方でも同じように聞いたんですが、入札制度の問題がクローズアップされておりますので、その点を審査に入る前にお聞きしたいんですが、福祉保健部の方で入札という業務がどういう状況であるのか。例えば、いろんな事業の中で指名競争入札なり、一般競争入札とか、随意契約とか、そういったものが福祉保健部ではどういう状況であるかということ、概括でいいんですが、先に教えてください。

○内栢保福祉保健課長 正確ではないかもしれ

ませんが、福祉保健部においては、いわゆる公共事業といいますか、公共工事、そういうものはございませんので、例えば施設の改修等そういう工事はございますけれども、原則的にすべて、予算は福祉保健部の方で取りましますけれども、土木部の営繕課の方に分任をして執行しているということで、直接入札執行することはほとんどないと思います。

○太田委員 わかりました。先ほど営繕課の方でやっているということではお聞きしましたが、ソフト事業とかそういったものもあろうかと思うんですね。ただ、福祉保健部の方で、指名競争入札とか、そういった統計といいますか、データといいますか、そういったことはわかるんじゃないですか。何件ぐらいが指名競争入札、何件ぐらいが一般競争入札であったとか、福祉保健部内でのそういう入札の形態のデータというのはないんですか。

○内栢保福祉保健課長 今おっしゃっているのは工事ではないものもという意味でございますでしょうか。

○太田委員 全体。

○井本委員 委託契約。

○内栢保福祉保健課長 通常の委託契約でございますか。通常の委託契約はあると思いますが、今、数字をそこは把握しておりませんので、後ほど……。

○太田委員 概括でもそれはわからないんですか。地域生活部の方では、こういう状況ですということで報告は受けたんですけど。

○内栢保福祉保健課長 申しわけございません。今取りまとめておりませんので、取りまとめて御報告させていただきたいと思います。

○太田委員 特に今回入札にかかわる問題だったもんですから、そこ辺は問われるといいます

か、そういうことで考えておいていただきたかったです。その辺が問題ないのかどうかから出発しないと個別の質問に入れなかったものですから。それはこの分科会の中で出ますか。

○内栢保福祉保健課長 申しわけございません。工事関係はそういう整理をしておったんですけれども、ソフト関係はそういう整理をしておりませんでしたので、少し時間がかかります。

○太田委員 私の個人の考えで要望を先に言わせてもらおうと、工事関係はもちろん営繕課の方で厳正にされていると思います。ソフト事業的なものとか、委託契約といいますか、そういったものの中に、国でも問題になっておりますタウンミーティングの事業を広告代理店に全部任せて、ほとんど詳細のチェックはされないままにされていたというような問題もあるものですから、特にそういったところ、恐らく委託しておる業務の中にきちっと精査していないものがあれば問題だかなと思って、その辺はきちんとしていただきたいということ。それから、特に、地方公務員法の32条だったと思いますけど、その中で、地方公務員というのはまずきちんと言令を遵守してやりなさいと、その後の下りの中で、上司の命令に従わなきゃなりませんというのがありますが、それを見たときに、まず法令に従っていく、法令どおりになっているのかどうか、違法なことはないかどうかということ。を公務員としてきちんと言令を遵守して、問題があるとするならば、上司に、それじゃまずいと思いますよということを述べる必要があると思うんですね。命令に従わなきゃならないということが後段で述べられているけれども、基本はやっぱり法令遵守であるわけだから、天の声と言われるような状況がまかり通ることではいけないと思うんですね。そこ辺のところはまず

職員としてきちんと言令を遵守していただければ、今回あったような事件も防げるんじゃないかと思ひまして、決算に当たってのことではありますけれども、その辺の部としての職員に対する指導をきちんと言令を遵守していただきたいということを部長の方から答弁をいただきたいと思ひます。

○河野福祉保健部長 委員の趣旨のことはよくわかりました。福祉保健部内でも、建設工事につきましても、先ほど申し上げましたとおり、土木部の方に分任して実行いたしておりますけれども、ソフト事業につきましても、各種事業が、コンペでありますとか、あるいは清掃委託でありますとか、さまざまな委託事業がございます。そういったことにつきましても、それぞれ事業の実施要綱あるいは物品管理課の指導等いただきながら適正にやっております、間違いないと思ひしておりますが、再度気を引き締めて危機感を持ってやっていきたいと思ひます。

○太田委員 例えば児童相談所とか、延岡、都城に年度が違つてつくつていただきましたけれども、本当にありがたいと思ひしておりますが、例えばそういった児童相談所をつくるにしても、設計関係とか積算関係は、営繕課といいますか、建築課あたりできちんと言令を遵守してやられて、予算だけはこっちが持つということですね。予算の決定を持つ福祉保健部の中で、何らかの圧力がかかたりとか、そういうことがあつちやならんと思ひますね。あるということを断定して言うわけじゃありませんが、そういうことがないように、先ほど言つた地方公務員法の考えの中で、きちんと言令を遵守するところを基本に置いてやっていただきたいというふうに思ひます。一応そこところは押さえていただきたいなと思ひます。先ほどの答弁がありましたから、先ほど聞いた意味は、入札の状

況がどうなんですかというのは、そういう意味でデータとして聞きたかったということなんです。でないとちょっと討論に入れないう感じがしたもんですから。

○中野主査 ほかにありませんか。

○太田委員 具体的に入っていきたいと思っておりますが、95ページ、福祉保健課の方であります。主要施策の成果に関する報告書の95ページです。この中で、民生委員の業務を持っておられますが、市町村では民生委員を選ぶということがなかなか大変な状況が出てきているんじゃないかと思うんですが、なり手がいないというようなことも聞いております。その辺の問題は把握しておられるでしょうか。

○内栢保福祉保健課長 民生委員につきましては、私の方で直接、なり手がなくて困っているという話は聞いておりませんが、市町村の方でいろいろ御苦労されているようなお話は聞いております。例えば年齢等の問題もありまして、若い方といたしますか、なり手が余りいらっしゃらないので、年齢の高い方がずっと引き続き務めざるを得ないとか、そういう状況があることは聞いております。以上でございます。

○太田委員 決算ですから、ちょっと聞き方が悪かったかもしれませんが、合併による民生委員の受け持ち区域とか、民生委員全体の意思統一の場、民生委員協議会というのがあると思うんですけど、そういった中で、大きな区域を合併によって持ったことによって、民生委員さん全体の意思統一が余りにも広いがために難しい問題も出てきているんじゃないかなという気もするんですが、その辺の問題は上がってきていませんか。

○内栢保福祉保健課長 民生委員協議会につきましては、町村ではそれぞれ町村ごとに1つで

ございますけれども、市の区域においてはその区域の中にたくさん協議会がございまして、例えば宮崎市でいいますと、民生委員協議会の数が110ございます。新しく合併したところは1つの民生委員協議会として独立はしていると。あとはそれぞれの代表の方が集まってそういう意思統一なり情報交換される場はあるんだろうと思いますけれども、そういう形態になっているようでございます。

○太田委員 次に、114ページの高齢者対策課の事業の中で生きがい対策事業、念のためお聞きしたいと思いますが、ねんりんピック交流大会事業とかそういうのがありますね。これなんかも、財政課と原課との間できちっとどういう内容でやるのかということで、これはどこかに委託されて事業を起こしておられるのかと思いますが、その辺の、何といたしますか、チェック、どういう体制でやっているのか。私が描いているのは、タウンミーティングみたいなずさんな体制の確認で積算してもらっちゃ困るといふものがあるもんですから、その辺のチェックはきちっとされていますかということです。

○畝原高齢者対策課長 この事業は、宮崎県で全国大会が開かれたのを記念して毎年実施しているんですが、実施主体は、今回社協と統合しましたが、じゅびあ（財団法人長寿社会機構）で実質的なことはしてもらっています。ただ、実行委員会等を組織しまして、その中には当然私どものメンバーも入ります。それから競技団体も入ります。なるだけ参加者が参加しやすいような形にということで、各地域を回って、宮崎市だけでなく、ことしは日向市でしましたが、県内を動きまして地域の方が参加しやすいような形で取り組んでおります。今、御指摘のありましたように、どこかの団体に任せている

というわけじゃございませんで、必ず実行委員会は年に数回、もう既に来年度の実行委員会等を開いていますが、私ども職員も必ず入りまして、その仕組みあるいはメニュー、それから種目、参加者の動員といたしますか、参加をどうやって集めるかという問題等々については、一緒に検討しているところでございます。以上です。

○太田委員 わかりました。次に、116ページの高齢者対策課の事業で、在宅老人要援護対策事業というんでしょうか、在宅介護支援センター運営事業等がありますが、介護保険上のいろんな事業所がいっぱいできて、新聞等でも報道されますが、介護保険の不正請求、氷山の一角とも言われたりしますが、県としてもそれに対して監査をしなければいかんと思うんですね。民間の事業所がいっぱいできて、実際具体的な監査といたしますか、きちっとしたチェックというのが難しく、本当に不正な請求であれば、公費をむだ使いというか、不正にむだ使いしているというようなことにもなると思うんですね。その辺の監査、県から適正な指導をしていくという体制が十分機能するのかどうか。機能させなければいかんと思うんですが、その辺の実態はどうでしょうか。

○畝原高齢者対策課長 委員おっしゃるとおり、事業所が年々ふえてきております。ただ、私ども実地に必ず2年か3年には出向きまして調査をするということはしておりますし、それから、在宅介護支援センター、今、委員おっしゃいましたけど、通常は市町村が運営している場合が多いわけですし、その場合も市町村に対する指導ということで、行政でありますけれども、市町村にも指導に入ります。それから、民間につきましても、保険者が市町村ですので、市町村あるいは県の福祉事務所、保健所等々と一緒に

なってケースによっては入ると。

それから、不正といたしますか、若干そういう感じがする場合には特別に監査ということで入るといってやっておりまして、確かにおっしゃるような件数はふえてきておりますが、そういう不正が1件でもありますと全体がそういう目で見られるということもございますので、徹底してやっているつもりでございます。以上です。

○太田委員 例えばということで在宅介護支援センターを挙げたんですが、それぞれのそういった福祉業務に携わっている事業所が不正をやっているというイメージを植えつけてもいけないと思いながら、まじめに本当に一生懸命やっている、障がい者とか高齢者のために一生懸命にやっているところがあるんだよということを基本に置きながらもこういう指摘をしたかったのは、事業所が、私たちの行政からチェックする以上の施設がふえておるような気がするものですから、市町村に監査の権限もおりていっているというの聞いておりますけれども、市町村でも自分たちのお客さんとの対応の業務が忙しくて、具体的に事業所監査といたしますか、指導することができないような実態があるように私は感じるんですね。それを野放しにしておくとならば不正がますますはびこって行って、本当にきつい予算の中で公費が湯水のごとく不正に出ていくということは、きちっと行政の側は押さえておかなければいかんというふうに思うわけです。ですから、現状としてはやっていますということと言わなければいかんと思っておりますけど、その辺の将来に対する危惧といたしますか、それをきちっと押さえていただきたいなというふうに感じます。今の答弁でよろしいです。わかりました。

○中野主査 ほかにありませんか。

○井上委員 ちょっと戻りますが、94ページ、福祉保健課の県立看護大の運営に関して、下の方に大学学部卒業生の就職率が100%であるというふうに出ています。今、医療に携わる人材の不足含めていろいろ話題になっているわけですが、この就職先ですが、県内に残っていた方というのは何%なんですか。

○内栞保福祉保健課長 平成17年で就職をした方が87名おまして、そのうち県内に就職をした方が48名、55.2%。5割から6割ぐらいが県内に就職をしているという実態です。もともと入学してくる子が5割か6割ぐらいが県内で残りが県外という実態もありますので、基本的には出身のところもしくは都市部の方に就職されている方がいらっしゃるんじゃないかというふうに思っております。

○井上委員 119ページ、児童家庭課の次世代育成支援対策推進協議会の開催というのが2回行われているわけですが、ここで話し合われている中身というのは、結構大きい割には予算額は小さいんですけど、これはどういうふうな予算の使われ方をしているのか、それを。

○高橋少子化対策監 この次世代育成支援対策推進協議会、これは年2回開催しておりますけれども、この推進協議会の役割としまして、意識啓発並びに調査研究ということも役割に加えております。そして、その調査研究につきましては、この2回では十分検討ができないということもありましたので、別途研究会を設けまして、地域における子育て支援についての仕組みづくり研究会というものを設けまして、これを5回開催しております。これは政策調整研究費を活用して開催をしたところでございます。以上です。

○井上委員 その研究会にかかわる予算額とい

うのはどのくらいなんですか。

○高橋少子化対策監 これは約45万円です。

○井上委員 少ない予算ですけれども、すごくよく頑張っているんじゃないかと思いますが、予算額以上の効果が出ているのかもしれませんが、集まって研究するだけなのか、いろいろ問題点もあるのかもしれませんが、私も研究してみたいというふうには思います。

次に、124ページの児童虐待の対策なんですけど、今ニュースで本当に悲惨なニュースというのをいっぱい聞くわけなんですけど、信じられないようなそういう状況で、子供を犬小屋の上に寝せていたとかそういうのもあるんですけど、見ていると、周りの近所の人たちなんかなかなか通報しにくい。そして、要保護が早くできていけばというふうに思いもするし、なかなかこのあたりというのは難しいのかなと思いますが、宮崎県内で要保護児童というのは大体何人ぐらい昨年度はいたんでしょう。

○松田児童家庭課長 児童相談所で虐待ということで取り扱いました平成17年度の件数は181件でございました。ただ、これにつきましては、平成17年度から、児童に関する第一義的な相談窓口は市町村という形になりまして、初めて市町村の方で統計を今回取りました。この統計につきましては、私が言うのはあれですけど、精査されていない数字ではございますが、363件市町村で虐待件数として取り扱っております。ただ、この件数につきましては、児童相談所と重複しているケースもかなりあるかというふうに思っております。ただ、児童相談所は役割として、非常に重篤なあるいは専門的な指導を要する子供たちを中心にして扱うという形になっておりますけれども、181件の中では、市町村と一緒に対応したり、警察と一緒に共同したりと

いう形で積極的に取り組んでいるところでございます。

○井上委員 要保護に至った児童は余りいないということですか。具体的に何名と言える数はありますか。

○松田児童家庭課長 施設に入所したというようなことでいいますと、41名でございます。

○井上委員 県が一生懸命、要保護児童対策地域協議会の設置というのを市町村に働きかけているわけですがけれども、なかなかこのパーセンテージというのが上がってこないというのには、市町村における設置しにくい状況というのか、設置するのには問題点みたいなのが何かあるんでしょうか。

○松田児童家庭課長 1つには、ケースが全くない地域がございます。西米良とかいうようなところは余りケースがございませんので、出れば、その都度そのケース検討会は開きますよというところを入れますとかなりつくっておりますが、正式に法律に基づく地域要保護対策協議会、これについては、公示をしたり、委員の謝金を払ったりということで若干の予算なり手続的な問題がございますので、そこの部分について少し対応がおくれているところはございますが、従来の法に基づかない虐待防止対策協議会というのは市町村で11ほどつくっておりますので、法に基づくのは現在のところ8カ所でございますけれども、徐々に我々も力を入れて、市町村を回って、首長さんの方に、ぜひともこれをつくっていただきたいということでお願いに今回ついでにございまして。

○井上委員 これは、何かあってからであればよかったというよりも、強い県からの働きかけというのは重要ですので、ぜひこれからもめげずに頑張ってもらいたいというふうに

思います。

次に、やはり同じようなことですが、127ページの配偶者暴力相談支援センターの設置ですね、これも宮崎県内の市、ゼロというふうになっているんですけども、これについても同じような意見なんですか。

○松田児童家庭課長 実は、国が規定しておりますセンターは若干要件が厳しゅうございまして、私たちから見ると、宮崎、都城、日向あたりは相談員もちゃんといらっしゃいますので、センターと名のついてもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、非常に高度な、例えば、裁判所に対象者に対してのいろいろな書類を出すための指導がきちんとできる人を配置しなさいとか、ちょっと条件が厳しゅうございまして、ただ単なる相談を受けているだけであって、関係機関とつないで委託をしましよとか、そういう部分の相談だけではなかなかセンターとして認められないというちょっと厳しいところがございますが、実質的には宮崎、都城、日向あたりで相談を積極的に受けてもらっているというふうに理解をしております。

○井上委員 特に、私も宮崎市に住んでいる関係上、宮崎市はどうしてできないのかがよくわかっていないんですけども、男女共同参画センターというのは、そういう意味では、県にあるこのセンターとしては非常に有効な力を発揮していると思うんですね。延岡もそういう意味では一歩進んで一緒にやっただけのわけですがけれども、やはり強くもっと宮崎市、都城市、日向市が一歩踏み出していただくとまだいいかなというふうに思いますので、ここも県の方からの力添えもぜひ機会あるごとにやっていただけたらというふうに思います。

次に、129ページの障害福祉課の人にやさしい

福祉のまちづくり学園、学園生29名が卒業したというふうに主な実績の中になっているんですけど、この学園生の29名というのはどんな方たちなんですか。

○**霧田障害福祉課長** これは普通の一般の県民の方々を公募いたしまして、ぜひ頑張りたいということで、ボランティア関係で活動している方、そういう方を含めて、入学生は59名いましたけれども、既定の講習を終えて卒業された方が29名ということでございます。以上でございます。

○**井上委員** 推進リーダーとなって地域で自主活動を実施するというふうになっていますが、もう既にこの方たちが自主活動をしているというふうなものというのは現実にはあるんでしょうか。

○**霧田障害福祉課長** 昨年度の実績でございますけれども、例えば大塚台の自治公民館、ここで水害を想定した図上訓練とか炊き出し訓練とかそういう形として、障がい者を中心にした災害時の要援護者、この方々に対するそういうものを想定した訓練を実地として行っております。以上でございます。

○**井上委員** 危機管理局がしている防災のリーダーとかがありますね、そことこれとリンクしているいろんな意味での力添えをいただくと、もっといいネットワークというか、自主防災組織の中の一つの強固な力になっていっていただけるのではないかというふうに期待をしておりますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

私としては最後ですが、156ページの、今回総括質疑でも取り上げましたエイズの問題なんですけど、きょうもまた新聞で、増加傾向にある

ということを含めてその対策について出ておりましたが、このエイズ対策について、若者を中心とするエイズ予防キャンペーンとかには大体幾らぐらいの予算が使われているものなんでしょう。

○**相馬健康増進課長** エイズの啓発事業としましてエイズブロック作戦というものをやっております。これは高校生、大学生に人気のありますラジオ番組のDJシローという方が、各県内の高校に17年度でいきますと10校に昼休みに訪問していただきまして、高校の放送室をジャックする形で啓発活動を行っています。これは非常に高校生の皆さんの反響がよくて、後でアンケート調査の結果を見ましても、非常にためになってよくわかったということで、おもしろい試みだったのかなと思っております。これにつきましては、予算としましては*180万ほどエイズブロック作戦としては使っているところでございます。

○**井上委員** 質疑の中でもちょっと申し上げましたが、性体験者というのは非常に低年齢化して、知っておけばどうにかブロックできたことが、知らないがためにいろいろなっているという状況を聞きました。質問をしましたときにいろいろやりとりさせていただいたんですけど、そのときにお聞きしましたら、やはり日本国内での感染というのは非常に大きいというふうに聞きました。どこかで防止して生活を守ってあげるといことはとても大事だと思うんですね。それで、この10校に対しては、行きますよというようなことを宣伝した上で行くんでしょうか。子供たちもみんな知っていて、ああ、きょうはこういうのをやるんだみたいな感じで。

というのが、最近の子供たちもそうですが、

※67ページに訂正発言あり

実は先日、多くの子供たちが集まる場所に行ったんですが、そこには大人も子供もという形でいっぱい集まったんですけど、10分の休憩時間すらきちんと座ってられないというぐらい注意力散漫というか、とにかくすぐ立ち上がってうろうろするというような状態で、伝えることが頭にすっと入っていかない、胸にすっと入っていかない。耳で聞いてはいるけれども、それは流れてとまらない、心にとまらないという感じを非常に受けました。だから、できたら、しっかりと相手に伝える、本人が自覚ができるというところまで押し込んでいかないとなかなかそこはならないと思うんですね。ですから、そういうことを考えれば、こういう対策というのは具体的にきちんととっていかないとだめだなということを私も先日、実感をしました。びっくりするぐらいあれを受けたんですが、このキャンペーンは具体的に言うとしたらどうなふうに行われたんでしょうか。

○相馬健康増進課長 これは事前に生徒さんについていって行きますという話ではなくて、全く予告なしでまいりまして、昼休み放送室をジャックする形になっております。そういう面では生徒さんたちにしてもイメージに残っているようで、先ほど申しましたように、アンケートの結果等でも非常に皆さんの理解も進んでいるような気がいたします。また、その後でも、このDJシローがやっている「耳恋」なんかでも放送等やっていただいているんですけども、そちらの方にもいろんな面で生徒さんからの反応が寄せられているというふう聞いております。

○井上委員 180万の予算額で、そして10校に行かれて、しっかりと若者が聞いてくれて、そのことが浸透していけば、180万どころの騒ぎじゃない大きな金額だと思うんですね。患者数を少

しでも減らすことができれば、質問でも聞きましたが、感染者2名出ているということもあって、そういうことを含めて考えれば、この180万というのは非常に大きな180万だと思うんですね。私は、政策に関して言えば、金額はこれだけだけれども、サプライズのある政策をとれば、その予算額以上のとか何倍にも当たるような、だから、本当は180万じゃなくて1,800万ぐらいの価値があると思うんですね、これでいけば。そういう政策の立て方と展開の仕方をすれば、決まっている予算がすごく生きていくと思うんですね。これは多分職員の人たちからのアイデアもあってこういうことができたんでしょうけれども、これについては高く課長の方から部長の方からも評価をしていただいて、こういうアイデアのある政策展開というのを今後されていけば、ほかのこともいろんな意味で効果のある方向に行けるんじゃないかなというふうに思うんですね。エイズの問題をもっともっと深く追求していくと、世界的にも非常に問題点というのはあるわけです。日本もすごく問題点あるんですけど、本当に宮崎としてはすごくいい対応をしているなというふうに思いました。予算と比較したときにすごい効果のある政策の展開というのをぜひ今後も期待をしたいというふうに思います。このエイズ対策の若者キャンペーンというのは非常に効果のあるものだったというふうにして高く評価をしたいというふうに思います。財政課に言って、金をもっとふんだくるぐらいのことはやっていただければというふうに思います。以上です。

○中野主査 ほかにありませんか。

○川添委員 先ほどの太田委員の質問の確認なんですけど、例えば都城の児相、4億近くこの決算に出てきているわけですよ。それから、例え

ば福祉施設の都城あたりの助成、助成の場合は市町村の仕事ですが、兎相みたいなのは県のものですよね、県の仕事。これを分任するのはわかるんですが、主管部であるあなた方の関係のところ、どこの業者がとったやら、どこの業者が入札に参加したやら、何ぼで落としたやら、落としたのはわからにゃいかんわけですが、その一連のものがわかるんですか、わからんのですか。わからんことになっているんですか。

○内柙保福祉保健課長 入札の手続も含めて土木部の方に分任をしてお願いをしていますので、我々は承知をしております。結果的に終わった後に聞くことは可能だと思いますけれども、現実的には余り承知していないということです。

○川添委員 その辺が私は腑に落ちんとよね。自分で予算を取って、そして、少なくとも自分たちが使う、福祉保健部で使うというもので、勝手がいいように設計をせにゃいかんというその基本構想、基本計画、実施計画のところまでいくわけですね、実施設計、それも全く営繕課任せですか。

○内柙保福祉保健課長 当然、使う側の我々としての必要な機能、そういうものについては事前に十分打ち合わせをした上でお願いをしております。ですから、もちろん主管部がタッチをしていないという意味ではなくて、どういう施設にするかまでは十分タッチをしておりますけれども、その後、それをつくり上げるまでの発注から工事の完成、そこについてはお任せをしているということでございます。

○川添委員 そうすると、例えば、土木ですから、営繕課があつて、そこで今審査をしているんですね。そこであの人たちがとか委員の人たちが、都城の兎相のことを、一覧表で出てきて、手を加えるとか目を通せばわかるん

ですね。これは福祉のことだとかというようなことになってくると、えてして、今回のこの一連のもので、土木だというと、橋だの、道路の改良だの、トンネルだのと、そっちに目が向くんですよ。営繕課の方の、学校施設課も（聴取不能）もあるんですが、そこ辺が、あっちのことだからということで手を抜きがちになるんじゃないかという気がするんですよ。これは私は持ち帰りで党議で合同でやりますから、そのときに聞いてみて、そこでちゃんと出てきておつて、あの人たちは入札調書までとると言っていましたから、例えば8社で組んで、どこが幾ら幾らで、何%でとったかというのが出てくると思うんですよ。それが出てきていけばいいんです。しかし、いや、福祉に聞かにゃわからんことじゃなかったかといって向こうがこっちに投げ返されると困るから、私が念を押しているんで、その辺は営繕課で全部出てくることになるんじゃないかな。その辺の連携した話はこの決算についてはないんですか。

○内柙保福祉保健課長 今回のことにつきましては、一応私どもも営繕課の方から情報はいただきました。ですから、どういう形でお出しをするかは調整をしないとイケないと思いますけれども、お互いに情報は共有はしていますか、入札に関して情報は共有していますが、ただ、我々は入札をしていませんので、書いてあることの文字面はわかりますけれども、それ以上は十分わからないということでございますけれども、情報は共有をしております。

○川添委員 もう一回確認しますが、結局、主管課であるあなたのところでは、だれが指名に入って、だれが幾らでとって、何%で落としたかというのはわかっているわけですね。

○内柙保福祉保健課長 現在は把握しておりま

す。聞いております。

○中野主査 ほかにありませんか。

○黒木委員 1点だけお伺いしたいと思います。100ページの薬物乱用防止推進事業でありますけれども、12～13年前、中学校、高校生でシンナーを乱用する生徒が非常に多かったわけですが、最近ではまた違う薬物を乱用するというような傾向にあるとここに書いてあるようでございます。また、「不正薬物や違法ドラッグ等の情報が雑誌やインターネット等ではらんしており、若年層が安易にかつ安価に入手できる環境が大きな社会問題となっていることから、薬物の不正使用による人体への危険性を含めて、正しい知識の普及とともに、取扱者への指導強化を図っていく」と、このようになっておりますが、さっき言ったように、14～15年前みたいに中学生とかあるいは高校生がこういうことをやっておるから、やっちゃいかんということで啓蒙もやっておられるということでここに書いてあります。そして、これを見ますと、平成15年が……、これは実績値ですね、こういうやっちゃいかんという学校に対しての防止教室の実施率が15年が86%、16年が87%、17年が88.5%、このようになっておりますけど、これはほとんど全部の学校がやっておるわけですか、どのようになっておるわけですか。

○串間薬務対策監 この数値につきましては、基本的には、中学校、高校、各学校で100%目指して薬物乱用防止教室を行うということでございまして、これは私どもとか警察、あるいは薬剤師会、学校薬剤師がおります、こういった形で全校の学校を目指しております。ただ、全部をやるということがなかなか……。ことしは88%ですね、高校、中学校が190数校ありますので、これについて88%ぐらいは薬物乱用教室をやっ

たということで、今後100%を目指しながら努力していきたいと。さらに、若年層、小学校も若干はしているんですけれども、小学校まで今のところ手が出せないんですけれども、少しずつ小学校あたりまでもして、早い時期に薬物乱用の怖さを知らせたいということを目指しております。以上です。

○黒木委員 こういう指導を、県も学校も一生懸命、父兄も交えてでしょうが、取り組んでおられますけれども、こういう薬物乱用しちやいかんという指導、学校で薬物乱用の恐ろしさとかそういったことを指導しておられると思うわけですが、これをやって成果が何ほか上がってきておるわけですか。そこ辺の成果は。

○串間薬務対策監 なかなかその評価をどう判断するかというのは難しい点がございます。ただ、シンナーに関しましては、例えば、シンナーで昨年度検挙された方が20名いるんですけれども、そのうち、少年につきましては、未成年については4名ということで、シンナーにつきましては漸次減少してきております。ただ、残念ながら、きょうの新聞にも載ってございましたけれども、大麻の使用ですね、これがふえてきていると。今の考え方は、シンナーはもうダサイと。大麻の方がトレンドイ、いわゆるナウイとかそういった言葉で、大麻の方に目を向けているというような傾向がございまして。ただ、全体的には宮崎県におきましてはそんなにふえている状況にはございません。これは警察の方もそのように評価はしております。ただ、インターネットとか携帯電話とかそういったので非常に入手しやすくなっていると、そういった状況がございまして、今後の指導の仕方をいろいろ徹底していかなくちゃいけないのかなと考えております。以上です。

○黒木委員 これを販売しておる、薬品を売っておるところですね。若い青年が買いに来たときにはそれは簡単に売れるわけですか、販売しておられるわけですか。そこ辺の指導は、薬品を売っておる店に対しての協力体制とかそういうことはできないものですか。

○串間薬務対策監 実を言うとこれは毒劇物に入る部分がございますので、毒劇物の販売所が588件ございますけれども、昨年、監視指導をやりまして、このうち580件ほど、ほとんど100%回りまして指導の徹底を図っております。特に青少年について毒劇物の販売についてははしないように。それからまた、私たちも試買といひますか、幾つか回りまして購入をいたしまして、それを厚生省に送りまして検査をいたしまして、そういったものに、もし、いろんな薬物が入っておれば、情報を提供いただきまして、そして監視指導するというようなことに努めております。

○内村委員 児童家庭課に、まず124ページをお尋ねします。少子化対策環境づくり推進ということで、16年度からすると約倍近くの決算額になっているんですが、これはほとんど人件費に値するものなのか、そこをお尋ねしたいと思います。

それともう一つですが、児童虐待対策に子ども権利ノート作成事業というのが新規事業で入っているんですが、この1,000部というものはどういうところに配られたのかをお尋ねします。

○松田児童家庭課長 子ども・ほほえみダイヤルの相談の日数と時間を延長をいたしました。365日真夜中の24時まで相談の時間を延長いたしました。相談員を配置をして即応するという形で予算をいただきました。

それから、子ども権利ノートにつきましては、

各福祉施設等に配りまして、入所の子供たちに直接読んでもらうという形で配っております。以上でございます。

○内村委員 子ども権利ノート作成のできたものはまだ予備があるんでしょうか。私どもにも1部いただけるとか何とか。これからの参考にしたいんですが。

○松田児童家庭課長 わかりました。

○内村委員 それともう一点お願いします。衛生管理課にお尋ねします。動物管理ということで、県の単独事業で1億7,959万円の決算があるんですが、これの内訳をお願いします。

○川畑衛生管理課長 すみません、ちょっと聞き漏らしたんですが。

○内村委員 140ページの動物管理の事業のところ、1億7,959万円の執行があるんですが、登録とかこういうのはしてありますけれども、この主な事業内容を教えてください。

○川畑衛生管理課長 1億8,000万となっておりますが、大半は犬の捕獲、抑留、処分、そちらの方が主体でございます。財団法人公衆衛生センターに業務委託していると。これが主たる金額でございます。

○内村委員 ほとんどが委託料でなされていて、そして、捕獲・処分、そのほとんどが全体の委託費ということで1億7,900万のということでしょうか。

○川畑衛生管理課長 すべてじゃございません。その中の1億4,898万1,000円が、先ほど言いました犬の捕獲・抑留及び処分業務の委託、公衆衛生センターにお願いしております。それで、技術員という方がおられまして、18名の技術員がおられます。その方々の給与とかそういったのが結構ございます。それから、捕獲・抑留業務をする中でいろいろな需用費とか旅費とかそ

ういったものが主たるやつです。あと残りで914万5,000円、これは動物の適正飼養、管理指導士とかそういったことで適正な飼養の活動ということでございまして、保健所の方が指導しておりますが、旅費でございますとか、捕獲車の運転関係、需用費、車検でございますとか修繕料、備品購入費と、そういったものがございます。それから、犬管理所が3カ所ございますけれども、処分するところですね、ここの維持管理費が1,829万ほどかかっております。それと、あとは動物愛護フェスティバルを開催しておりますが、これが90万ほど。それから、宮崎動物愛護情報ネットワーク事業といたしまして、インターネットで、犬を譲りたい方、猫とか、そういった譲りたい人に提供して、欲しい人はそれを保健所を通じていただくと。里親みたいな感じ。そういった事業が146万。あとは動物愛護啓発事業が100万ほどございます。全体として1億7,959万ということです。

○内村委員 それともう一点ですが、ここに狂犬病の予防接種が出ているんですが、今、日本では狂犬病はないというようなふうには出されておりますけれども、平成17年度の実績値が75.5%となっているんですが、平成21年度は目標が示されておりますけど、これは最初から目標率が低いんですが、狂犬病がないという想定での目標値なのかどうかをお聞きします。141ページです。

○川畑衛生管理課長 一応83%と設定いたしましたけれども、これはWHOの方で、80%程度犬が予防注射を接種しておれば、もし外国から入ってきた場合に一応阻止できると。大規模な感染につながらないというところが80%なんです。それに3%上乗せしてあるということでございます。現在では75.5%しかいっていない

ということです。

○内村委員 この狂犬病については、日本では近ごろないということですがけれども、予防の注射をしていらっしゃる方がほとんどじゃないかと思うんですよ。今は出てないけど、これは啓発で今後されるあれはないか。近くを私も見てみるんですけど、結構していらっしゃるんですが、ここの啓発をこれからどうされるかをお伺いします。

○川畑衛生管理課長 この登録・注射関係につきましては、県の方でやっておったんですが、保健所ですね、平成12年度からこれが市町村の方に法律が変わりまして、業務を移行したということでございます。市町村と連携しながら、獣医師会と行政と連携しながら注射をしましょうというキャンペーンをしております。テレビとかマスコミを通じましてお願いしているということでございます。

○黒木委員 狂犬病予防注射といたら、何年ぐらい有効なものですか。

○川畑衛生管理課長 以前は半年ほどしか有効性がなかったんですが、もう大分前ですが、10年ほど前ですか、1年有効というワクチンが出まして、それで打っています。ですから、年1回打つということです。登録につきましては、以前は毎年しておったんですが、生涯1回でよろしいということになりまして、生きている間1回だけ登録をしていただく。注射については毎年1回ずつとしていただくということでございます。

○中野主査 ほかにありませんか。

○太田委員 あと2つほど質問したいと思います。

134ページ、障害福祉課の方ですが、この中に心身障害者扶養共済事業というのがあります。

これは、心身障がい児のお父さん、お母さんが子供のために年金の積み立てをして、自分が亡くなったときに障がいを持った子供さんが年金として受け取ることができるという制度というふうに聞いていますが、親心があつて積み立てていくわけですが、亡くなったときに、その子供自身が自分に年金がかけられていることがわからずに申請漏れがあるというふうにも聞きました。そういうのを防止する必要があると思うんですね。その辺は宮崎県の場合はどのような対応といたしますか、これは市町村の事業かもしれませんが、どういう対応をしておられるでしょうか。

○霧田障害福祉課長 その件につきまして、特に、周知徹底から漏れということもありますので、啓発パンフレットが医療機構から来ますので、それを添えて各御家庭には御連絡を申し上げているということです。それから、もう一点は、年数を超えた場合というか、掛金が減免される方、ここが一番ブラックホールになるわけで、県、市町村と御家庭とのパイプが全くなりませんので、その方々につきましては、会費を納めなくていいその部分につきましては通知を出しまして、あわせてパンフレットを含めて、ぜひこういうこと的时候には御連絡くださいと、住所の変更とか含めてですね、そのパイプを含めて個別に連携をとっております。そのことは特に力を入れておりますし、特に、本年度いろんな形でマスコミにも取り上げていただきまして、大々的に県民の方々にも広報になったというような部分でございます。特にパイプは強くしたいというふうに思っております。

○太田委員 わかりました。特に知的障がい児の場合、自分で判断してそういうのができないお子さんもいらっしゃる。とするならば、漏れ

の可能性というのはあると思うんですね。いろんな努力はされていると思いますが、特に、私たちが免許証交付申請する場合は、向こうからはがきが来たりとかで認知することはできるんですけど、できるだけ、お父さんが亡くなったというような事実を確認することによって何か子供さんに通知が行くとか、何らかのコンタクトがとれる形はぜひ工夫でやってもらいたいと思っています。

それともう一点ですが、143ページの健康増進課の事業であります。母子保健対策事業の中に不妊治療費助成事業というのがあって、この中で133件の方が不妊治療を受けたというふうに書いてあります。少子化の中でこういったことをきちっとやっつけていこうということでこの事業をされたと思うんですが、先ほど予算の説明の中で、扶助費の中で不妊治療の説明があつて、執行残が、2,300万ほど残っているというふうな説明があつたんですが、133件、多い方じゃないかなと私は思って、むしろどんどん治療される方がふえるのはいいんじゃないかと思うんですが、執行残との関係は、もったいないなという感じもするものですから、この不妊治療の見込みとのずれが何かあったのかどうか。私の聞き違いかもしれませんが、その辺はどうでしょうか。

○相馬健康増進課長 先ほどの特別決算委員会資料の39ページで、公衆衛生総務費の扶助費の中で2,377万4,801円の内訳としまして、不妊治療費、未熟児養育、育成医療と小慢ということでお話ししたんですけれども、そのうち不妊治療関係で710万7,000円ほどの執行残がございました。これは当初見込んだ数よりもかなり減っていたということが一つの原因なんですけれども、周知につきましてはいろんな機会に周知し

ておりますし、医療機関は指定された医療機関がごございますので、不妊治療を受けられた方については申請漏れはないのかなと思っているんですけれども、ただ、思ったほど伸びていなかったということが現状でございます。

○太田委員 わかりました。見込みですから、こうあってほしいと思いつつながら見込むわけですが、実際はそうなかったということも時々あるかと思えます。啓発漏れとかそういうのがあれば、ぜひいい制度だと思いますので、そういう予算もつけにやいかんということでつけてくださった熱意についても理解できますので、ひとつ有効な、これを利用される方がいい意味でふえるように、あればですね、お願いしたいと思えます。

○相馬健康増進課長 訂正がございましたけれども、先ほどの井上委員からの質問で、エイズブロック作戦の啓発事業につきまして、180万とお答えいたしましたけれども、210万円の間違いでした。訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○中野主査 ほかにありませんか。

○井本委員 児童保護費負担金の収入未済額というのがありますけど、お聞かせ願いたいんですが、どういうふうにして発生するわけですか。

○松田児童家庭課長 子供さんが児童福祉施設に入るときの親の税金の階層によってそれぞれの家庭に負担金というのがかかりますけれども、入れた親御さんが決まった負担金を払わないということで発生するわけですが、虐待等で親と対立をして子供を入れるといった場合には、これはなかなか親御さんは払わないというようなことも考えられます。先ほど41名と言いましたけれども、これは虐待が主ということで児童相談所がやった部分ですが、児童養

護施設等に聞いてみますと、現在430名ぐらいの子供さんが入っていますけれども、その5割が親から虐待を受けたという施設からの報告もございまして。そういう親子の関係を児童相談所としては改善をしながら指導しているわけですが、そこに負担金というのがかかってくるので、なかなか収納に児童相談所としては苦労しているというところがございます。

○井本委員 やっぱりそうでしょうね。親としては入れたくないのに勝手に持っていったということになるわね。何で払わにやいかんのという気に当然なるだろうと思うんですね。何で発生するのか。自由意志によって契約したわけでもない、勝手に引っ張っていったのという感じがするので、やっぱりこちら側でそんなものは負担すべきことじゃないんですかね。

○松田児童家庭課長 そのことにつきましては、全国児童相談所長会名をもちまして厚生省の方に申し入れをしているんですけれども、しかしながら、国の方は、それは制度上で取るべきものは取るんだというようなことで、今のところ話が進んでおりません。

○中野主査 ほかにありませんか。

○宮原副主査 障害福祉課の129ページの障害者住宅改造助成、予算額に対して決算の方が少ないということは、まだ余裕があるということのようなんですけど、これは各市町村が随時上げてくるということでいいんですかね。

○靄田障害福祉課長 市町村が行う場合に対して県が補助するという形でございますので、今、委員おっしゃったとおりでございます。

○宮原副主査 割合というのは限度があると思うんですけど、どの程度の助成をされるんですか、県としては。

○靄田障害福祉課長 たしか100万をベースに補

助というふうにしております。後ほど資料はお届けしたいと思っております。

○宮原副主査 それと、先ほども出たんですが、衛生管理課の動物の管理・処分という形なんですけど、平成13年度に5,222頭で平成17年度3,370頭ということのようなんですけど、1億数千万かけて犬を追っかけ回しているという話になるんですが、狩りが終わったところに山に結構犬がたくさんいると。結果的には狩りをされている方がその猟期が終わると捨てるという状況がかなりあるように思うんですけど、ただ、見事に首輪が外してあるんですね。鑑札がついていないということだれかの所有かわからないということになるんだと思いますけど、牛じゃないんですけど、鼻紋か何かで識別ができるような状況というのはできないんですかね。

○川畑衛生管理課長 これにつきましては、狩猟の講習会、あぁいった場で、そういったことがないように、注射するように、放し飼いしないようにとか、そういった啓発はやっております。しかし、残念ながら、今、委員が言われたように、猟が終わって、余り役に立たなかった犬が意外とそのまま捨てられるというケースは聞き及んでおります。ですから、そういったことがないように今後指導啓発していきたいと思っております。

識別なんですけれども、危険な動物関係、これにつきましては、今後、皮膚に埋め込む型ですね、チップを埋め込んで個体識別というのは、危険な動物、特定動物と言っていますけれども、それには埋め込むようになっております。ただ、普通の一般の犬をすべてそういった形にするところまではまだ今のところ義務づけはできないということです。

○中野主査 ほかにないですか。

○靄田障害福祉課長 先ほどの住宅関係、補助基準額100万という先ほどの内容どおりでございます。補助基準額は100万円ということです。ただし、介護保険法に既定する住宅改修の支給対象者にあつては80万。そちらの方から20万出るから80万と。均衡をとるということで。原則100万が出るということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○松田児童家庭課長 井本委員の御質問、先ほど虐待の話はいたしましたけれども、ほとんどの多くの方は家庭崩壊ということ、ギャンブルあるいは飲酒等々で家庭そのものが貧困だということが根底にございます。そういうことで経済的に困っているということで費用徴収がなかなか進まないということでございますので、虐待も大きな要因ではあるということでございます。

○中野主査 時間がありませんから、2点に絞って質問いたします。

先ほどからの狂犬病の予防の件ですが、ことし2件ほど発病されましたが、死亡率100%ということで怖い病気だなというふうに認識をいたしておりますが、141ページの、先ほど質問がありましたけれども、予防接種の実施率75.5ということで、WHOは80%しておけばいいという話でしたが、犬の登録頭数ですね、先ほども話し合いがあるということでしたが、この分母になる数字の確かさというのはどのくらいなんですかね。

○川畑衛生管理課長 一応この75.5%の積算というのは、今まで各市町村に登録原簿がござります。生涯1回登録すればいいんですけれども、それぞれ宮崎市、各市町村に登録原簿がありまして、ある方が1頭ないしは数頭飼っている場合はすべて登録原簿がございまして、その積

み上げが頭数として上がってきます。また、新年度になりますと新しく飼う人も出てきます。これがこの登録頭数の4,659頭というところで上がってくるんですが、死亡せずずっと生きていますから、死亡するのもおりますけれども、生きている場合はこれを足す。そして、さらに、うちの犬は死にましたという報告があった場合はそれを差っ引くんですが、それが平成17年度の実績でいきますと6万8,316頭おると。その中の注射頭数は5万1,555頭となっています。4万1,000となっていますけれども、これは宮崎市は入っておりませんので、県全体でいったときの接種率ということで上げています。

○中野主査 登録頭数は6万8,000頭ですか、犬が。それに対して75.5%が予防注射をしているということですね。これは犬の頭数ですがね。宮崎県内にたった6万8,000頭しかいないんですか。

○川畑衛生管理課長 それぞれシラミつぶしに調べたことは実際のところないんです。ただ、注射を100%に近づける意味で、それぞれの区長さんとか市町村通じて調べてもらったことは以前あったような気がするんですけども、ただ、今の時点で確かにこの数字がどうかと言われれば、これ以上おると。可能性はあります。

○中野主査 私も、狩りの人たちが放置することやら、ペットで実際は登録をしていないとか何とかよく聞くもんだから、それで、この注射が、これは宮崎市を除いて4万1,853頭ということでしたが、余りに少ないなど。少ないのに実施率が75.5とあるから、そして、WHOは80%以上であれば、大規模に狂犬病が入ってきても蔓延しないということだという説明でしたけれども、実際の予防接種率というのは、この犬の登録頭数以上に犬がいるはずですから、本当は

物すごく低いんじゃないですかね。

○川畑衛生管理課長 先ほど言いましたとおり、本当の実数というのがわかればいいんですけども、残念ながら私たち実数を把握していないと。確かに今、委員のおっしゃられたとおり、未登録犬というのが結構おるんじゃないかなという気はいたします。ただ、ここで実施率を出すという場合は、この帳簿上のでさざるを得ないものですから、これで出していますけれども、実際はこの数字よりも低い可能性はかなりあるということです。ですから、そういった未登録犬にならないように啓発をしていかなくちゃいけないと。今回フィリピンで感染して、帰ってこられまして、感染した後は症状が出ますと100%死にますので、そういった啓発をしながら、犬の登録を100%に近づけていくということが私たちの業務かなと思っております。

○中野主査 おとし我々がアメリカにBSEの調査に行ったときに、BSEのことで聞いておったら、それよりも狂犬病が恐ろしいよと、死亡率100%だよということをそのとき聞かされて、狂犬病というのはそんなに怖い病気だったのかということそのときに認識したんですよ。そして、今回2人発症したということで、いよいよこれは大変なことになるなど、こう思いながら、その頭数の管理がどうかと思って今質問しました。実際の評価はBどころじゃなくてDだと思うんですよ。これは死亡率100%ですから、大変なことになると思いますので、よくよく犬の管理調査、啓発も含めて、市町村が云々というのもありましたから、ぜひやってほしいと、こう思います。

それから、95ページ、社会福祉事業団自立化のために8億1,295万7,000円決算額で執行されておりますが、具体的には社会福祉事業団への

自立化交付金というのをどんなふうな形でどういふところにお金を使っているわけですかね。もっと詳しく説明をお願いいたします。

○内栢保福祉保健課長 社会福祉事業団の自立化につきましては、17年度から自立化の事業を始めたんですけど、その前の年、16年度にいろいろ検討いたしまして、5年間で自立をしてみよう。それ以前は、事業団に対する補助金であるとか、県立の施設がございましたので、施設を運営をしていただくという形で、委託料ということで経費を支出をしておりました。8億円から9億円ぐらい毎年支出をしておったんですけれども、事業団自体を自立化して、県立の施設自体も事業団に譲渡をいたしまして自立をしてみようということで計算をしまして、5年間で40億という計算をしております、その40億の内訳は、5年間の事業団の職員の人件費の不足の分が約13億円、それから、退職金ですね、事業団の職員が退職をするんですけれども、退職金の引き当ての関係で12億円、それから、施設を譲渡しますけれども、施設の維持管理といいますか、ちょっとした修繕、そういう必要な改修等の経費、そういうもので15億円ほど要するというので、全体で40億円という数字をはじきまして、それを5年間でということで8億ということで金額を出しております。事業団の方はその8億を収入と見て全体の経営をしていくというふうになっております。ですから、8億の1億が何に当たるということじゃないんですけれども、一応毎年8億ずつ交付金として交付をして、5年間で自立できる経営体制といいますか、にしてみようということでございます。

○中野主査 5年間で40億ということを中心の初めに聞きましたが、自立のためには必要だ

と思うんですが、かなりの大金でありますよね、40億というお金は。県の出向者にかかわる人件費というのは、17年度でこの8億1,200万のうちどのくらいになるんですか。

○内栢保福祉保健課長 県からの派遣職員の人件費という意味ではなくて、事業団自体の職員の人件費ということで全体の数字を見ておりますので、17年の県からの職員の人件費、今、数字を手元に持っていないところでございますけれども、その分を見て幾らということではなくて、全体の職員の人件費といえますか、そういう形で計算をしております。

○中野主査 5年後も8億出すという予定であります、ノウハウを5年間でびしゃっと自立のために渡す。そのためには、今まで派遣していた県の職員の人たちが指導的にして、少しずつバトンタッチをしていかなければならぬと思うんですね。そのためには、今も5年後も同じ派遣数ではなかなか自立できないと思いますから、やはりその辺は経費節減の世の中ですから、県の出向者を少しずつ少なくして行って、その分だけ、毎年8億を決めたから毎年8億じゃなくて、少しずつでも少なくするという努力が必要じゃないんですかね。これは決算のときに将来のことを言うといけません、ぜひそういうことをお願いをしたいと思います。これは要望だけでいいですが。言わんとする理由はわかりましたから。

○内栢保福祉保健課長 16年度にいろいろ検討する中で、全体の枠といいますか、これは40億ということで事業団の方とは、これはもちろん予算ですから、毎年議決をいただかないといけないんですけれども、そういうものを前提にして事業団も内部的な職員の人件費を削るとか、いろんな経費の削減をするとか、そういう努力

をして、ぎりぎり自立できるところで経営の計画を立てていますので、それを我々は応援といいますか、していきたいと思えますし、県からの派遣職員につきましては、これは毎年今減ってきておりますし、事業団全体の職員も今大幅に減ってきているという状態でいろんな改善努力はされているということでございます。

○中野主査 ぜひ次期の財政改革推進計画もあるようですから、その割合分だけでも少なくするように努力をしてほしいと思えます。以上です。

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野主査 ないようですので、以上をもって福祉保健部を終了いたします。執行部の皆様には大変御苦勞さまでした。

それでは、暫時休憩いたします。

午後4時6分休憩

午後4時11分再開

○中野主査 再開いたします。

まず、採決についてであります。採決については、他の分科会の件もありますので、午後になると思えますので、そのようにお願いいたします。また、その前に審査をしなければなりませんから、とりあえずは10時に開会ということをお願いしたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野主査 以上で休憩いたします。

午後4時12分散会

平成18年12月1日（金曜日）

午後1時11分開会

出席委員（8人）

主	査	中野一則
副主	査	宮原義久
委	員	川添睦身
委	員	黒木次男
委	員	井本英雄
委	員	内村仁子
委	員	太田清海
委	員	井上紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主幹	野間純利
総務課主任主事	児玉直樹

○中野主査 再開いたします。

委員協議を行いたいと思います。それぞれ意見があったら、お出しください。

○黒木委員 宮日やら朝日の新聞にも載っておりますが、全国市民オンブズマン連絡会は落札率が95%以上の工事は談合の疑いというようなことが書いてありますし、しかし、これはそのとおりにはいかんと思いますけれども、総体的に見てみると、98.4%、98%台がかなりある。中には97.6%というのもありますけれども、これはちょっとどうかと思うわけですよ、この資料を見た場合。できたら、鹿児島とか熊本、隣県のそういうのもある程度調査する必要があるんじゃないかなと思うんですね。終わったことだからどうかと思いますが、県民の大事な税

金で賄っておるわけですからね、そこ辺のところは要望か何かの中にも。終わったけれども、これから先のためにはやっぱりやるべきじゃないかなと思います。私は林務のやつを見ておいたら、林務のやつも高い。これも全部そうだし、しかし、管理関係についてやむを得ん場合もあると思いますけれども、これを見てみますと、消防保守点検の中で予算率に対して52.66%というのがあります。これはちょっとどうかと思います。予算いっぱいいっぴいでやりにややむを得んものもありますけれども、一番前の方のこれはパーセントが余りにも高いような感じがするわけです。私は林務のやつを新聞を持ってきたが、これもやっぱりそういうことが書いてありますね。全般的に宮崎県は予算に対して執行率が高いのかなと思う。隣県のやつは調べられるんですかね、きょうでなくても。例えば、鹿児島県とか熊本とかそこ辺の予算に対しての落札率ですよ。そういうのは調べられんですね。

○中野主査 前段のことは主査報告の中に要望として入れてくれということですね。

ほかありませんか。

○井本委員 これは95%以上は推定有罪というようなことなただけれども、ただ、有罪とする根拠は我々にはないわけです。ただ、刑事事件であるならば推定無罪ということではいいんだけれども、我々委員会としては、これは非常に談合に近いという確証を持っているというふうな言い方をしても私は間違いじゃないと、言うだけは言うてもいいという気もするんですね。ただ、はっきり言って、我々にそれをクロかシロか決める資料は何もないということではあるんですけど。ただ、同じことを言いますが、我々はこれはクロだと、こう断じて別にも責任を問われるわけではないということからす

ると何かそういう……。ただ、今後これを言うたから変わるもんかどうか、それもよくわからないのですけどね。これが推定有罪というふうに決められるなら、今後何らかの対処法をとるべきじゃないかというようなことは言えるんじゃないでしょうかね。

○太田委員 やっぱり高率で落札しているということは、談合と断じざるを得ない状況があるとか、文言はあれで、断じざるを得ないような状況として私ども思うわけで、今後、入札制度というか、そういう不正防止のための何らかの制度をきちっと確立していただきたいという気持ちもあります。

それと、もう一つは、公務員として法令遵守ということが基本で、上から言われたことでそれに追随していくという公務員じゃやっぱりいかんというところで、法令遵守を公務員として守っていただきたいというか、規範をつくっていただきたいというのも要望としては言いたいような気がするんです。前段は井本委員が言われたようなことと一緒になんですけど。

○井上委員 今の議論は委員長報告にかかわってですか。今、主査から最初言われたのは認定にかかわってですよ。だから、こういう事情で認定に対してどうなのかというふうに今言われているのかなと思っていたんですけど。

○内村委員 この決算委員会は、私は、認定をして、要望事項として、今言われた高率の入札率とか今後についてをしてほしい。そして、公務員の公僕としての義務を果たしてほしいということを要望に入れるべきじゃないかなと思います。

○井上委員 この分科会でかかっていることについては認定してもいいというふうに思います。総体的な認定は、議案について全体を認定する

かどうかについては問題ありですけども、ここにかかっている分については認定していいというふうに思います。

○中野主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野主査 それでは、議案第7号について採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野主査 御異議ありませんので、お諮りいたします。

議案第7号「平成17年度決算の認定について」は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野主査 御異議ありませんので、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。主査報告の内容として特に御要望はありませんか。先ほど言われたことはこの中で要望として織り込みたいと思います。そのほかありませんか。

○内村委員 私も初めてだから、県のはわからないんですが、執行残といいますか、残の額が余りにも大き過ぎると思うんですが、もしできるものなら、12月補正あたりではっきりわかっているものは減額した方が、減額しておけばこれだけのものが出ないんじゃないかと思うんですが、それはどうなんでしょうか。教えていただきたいと思います。

都城の市議会では、残額は12月で落としていくんですよ。そのお金が運用ができるということで、ほかの事業に使えるということで、12月でほとんど補正は減額補正をして、年度末の執行残を少なくしているんですが、それは検討できないのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○井本委員 逆に言えば、そういう執行残を隠すために補正で落としていくということも考えられるわけです。そうすると決算のときに見えんわけですわ。執行残がなくなってしまうという。だから、どっちがいいのか悪いのか私もよくわからんけど、そういうやり方をするとこもあるらしいんですよ、部局によって。どうなんでしょうね。執行残残してないなど、問題にならないなどということでは先に補正にかけてしまうというやり方も確かにあることはあるみたいですけどね。

○中野主査 市議会は、補正の大きいものは減額してまた別途の予算につけるんですか。

○太田委員 今のは17年度予算の中でということですよ。ということは、去年の12月議会で大きく残りそうなのは、ある程度ほかに有効に使えるところに回したらどうかという意味なんですよ。

○井上委員 内村委員の言われる指摘の事項というのはどの執行残ですか。

○内村委員 福祉事業がいろんな単位でたくさん残っているのがありますよね。

○井上委員 執行残の説明を受けた中には、そんなに言わないといけないような執行残ではなかったと思うんですよ。ちゃんと理由のある執行残だったと思ったんですけど。

○内村委員 12月の段階で事業の見込みがないものは返す。返すときも委員会の中で上がってきますから。

○太田委員 予算の余ったやつも、節内流用というふうなことで、その節の中でしか動かせないというふうに聞いていたんですけど、ほかの事業課にぼんと持っていくことはできないんですよ。だから、節内流用の中で動かして意味があればというけど、動かせないのもあるんでしょ

うね。

○内村委員 節の中でも動かせないものがあるんです。

○井上委員 だから、先に12月議会で落とせというわけ。でも、落とせないというのものもあるわけよね。全部をそんなふうには12月で担当のところが判断できればいいけど、そのときは削るだろうけど、それが削れないから執行残で残ってくる。

○太田委員 国の確定がなかったからとか、最後までぎりぎり待っていたけど、だから残ったというのはあるね。

○井上委員 県が意識的にそうしているというのは余らないように思うんですけどね、今までの決算の中では。

○井本委員 内村さんが言うのは、執行残で残ったやつを早く使えるようにしろということでしょう。

○内村委員 そうです。大体の見込みのあるものは。

○川添委員 それで妥協案だけど、終わったやつよね、今の議論は。この11月議会は委員会がまだあるわけよね。補正のところの話ですよ、言うならば。だから、18年度で今の内村さんの理論をぶつけてみて、いや、動かせんとですよと、2月にならんとわからんとですよということになれば、物によっては動かせない。そのつもりでやりますわと、いい意見だからやりますわというそれは、後のこの決算で……、着眼点としてはいいですよ、だから、ことしにぶつけるとよ、18年の実施に。それがいいんじゃないか。

○中野主査 内村委員、今言われたことはこの主査報告の要望の中には入れずに、補正予算の審議のときに再度言ってもらおうということで、

言われたことはこの主査報告の中には盛り込まないということですね。

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野主査 それでは、お諮りいたします。

主査報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野主査 では、そのようにいたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野主査 何もないようですので、以上で分科会を終了いたします。委員の皆様お疲れさまでした。

午後 1 時26分閉会